

ICD NEWS

LAW FOR DEVELOPMENT

法務省法務総合研究所国際協力部報

INTERNATIONAL COOPERATION DEPARTMENT
RESEARCH AND TRAINING INSTITUTE
MINISTRY OF JUSTICE

第62号
2015.3

目次

巻頭言

ILOと法整備支援 法務省特別顧問 横田 洋三 …… 1

特集

連携企画「アジアのための国際協力 in 法分野2014」—法整備に関する学生のシンポジウム—
国際協力部教官 塚部 貴子 …… 6

出張報告

米国出張報告 (Law, Justice and Development Week 2014 参加)
国際協力部教官 須田 大 …… 46

欧州の法整備支援の動向等に関する現地調査報告
国際協力部教官 野瀬 憲範
国際協力部教官 渡部 吉俊 …… 51

国際研修

第15回日韓パートナーシップ共同研究 (韓国セッション)
国際協力部教官 渡部 吉俊 …… 58

第5回カンボジア民法・民事訴訟法普及支援本邦研修
国際協力部教官 野瀬 憲範 …… 63

ミャンマー法整備支援プロジェクト第2回本邦研修
国際協力部教官 横幕 孝介 …… 69

第3回ネパール裁判所能力強化プロジェクト本邦研修
国際協力部教官 内山 淳 …… 80

国際研究

東ティモール共同法制研究
国際協力部教官 渡部 吉俊 …… 102

インドネシア最高裁判所少額訴訟制度等研究
国際協力部教官 甲斐 雄次 …… 109

活動報告

平成26年度国際協力人材育成研修
国際協力部教官 塚部 貴子 …… 113

～国際協力の現場から～
統括国際協力専門官 小林 宏治 …… 176

～ 巻頭言 ～



ILO と法整備支援

法務省特別顧問

横 田 洋 三

はじめに

筆者は、2003年から2014年末までの足掛け12年間、国際労働機関（ILO）の「条約勧告適用専門家委員会」（「ILO 専門家委員会」）の委員を務めた。この経験は、現在、日本政府が政府開発援助（ODA）の一環として力を入れており、特に法務省法務総合研究所国際協力部（ICD）が近年熱心に取り組むようになってきた「法整備支援」の理念と実務に、貴重な示唆を与えてくれるものと思われる。

1. ILO とは？

ILO は、第一次世界大戦後の講和会議であるベルサイユ会議（1919年）において、国際連盟と共に設立された国際機構である。国際連盟は、紛争の平和的解決と戦争防止のための一般的・政治的機構であったのに対して、ILO は、労働者の権利保障と生活向上という限定された分野の国際協力を通して、世界平和を実現するための専門的・機能的国際機構であった。

この二つの国際機構のうち国際連盟は、様々な政治上、制度上の欠陥もあって、本来の目的を達成できずに、第二次世界大戦の勃発によって役目を終えた。他方、ILO は、大恐慌、第二次世界大戦、冷戦などの政治的、経済的危機を克服し、一貫して労働者の権利と生活を守るために活動を続けて今日に至っている。そして4年後の2019年には、創立100周年を祝おうとしている。

ILO が変動と混乱の20世紀を乗り越え、更に平和と発展の21世紀へとその役割を100年近くにわたって継続し発展させてきたことには、それなりの理由がある。

一つには、戦争の防止や平和の実現を、国際連盟のように、国家の軍事力や政治力のレベルで図るのではなく、働く人々の生活向上と権利保障を通して、言い換えると、戦争の遠因となりうる失業や貧困、経済格差や労使対立を、労働法制の整備を通して未然に解消することにより、世界平和を達成するという間接的アプローチをとったこ

とにある。今日、国連の下で、平和構築という新しい概念に沿って「法の支配」の重要性が強調され、その中に「法整備支援」も位置づけられるようになったが、ILOは、100年も前から、労働法制という限られた分野においてではあるが、このような平和と発展のための法整備を手掛けてきたということができる。

2. ILO 長命のもう一つの理由

ILO が長年にわたって国際機構として存続し独自の役割を果たし続けてきたもう一つの理由は、ILO の組織上及び活動上の特色にある。

ILO の組織上の特色というのは、いわゆる「三者構成」である。ILO は、国連のような多くの国際機構とは異なり、総会や理事会において、加盟国の代表の中に、政府代表とは別の使用者代表と労働者代表が加わり、しかも、各代表はそれぞれ独自に発言し投票することが認められている。その結果、ILO においては、審議過程に国内の利害関係団体の代表が直接関わるため、意思決定に加盟国の国内の事情が直に反映され、その分、柔軟性のある組織体となっているのである。

活動面でも、ILO には特色がある。ILO は、国際労働基準設定の際には、法的拘束力のある「条約」(Convention)とは別に、法的拘束力のない「勧告」(Recommendation)という文書形式を取り入れて、柔軟に対応している。また、条約や勧告の各国における適用状況の審査についても、違反事例を一方向的に批判するだけでなく、問題点を丁寧に説明し、改善点を提案したり、改善の努力が見られた際にはそれを歓迎したりして、加盟国との建設的対話を尊重する。また、途上国に多く見られることであるが、人的・資金的に制約があるために違反状況が改善できない場合には、必要なアドバイスを与えるなどの技術協力を行っている。このように、ILO は、活動面においても、厳格な国際基準を一方向的に設定してそれを厳しく監視するというハードなアプローチではなく、ソフトで柔軟な対応をしている。

ILO が、これまで数々の困難を克服して労働者の権利と生活を守る活動に従事することができたのは、その組織と活動に柔軟性があったからだといえる。

3. ILO の国際労働基準設定活動

ILO は、労働者の生活向上と権利保障を国際的に実現する方法として、国際労働基準を設定し、それに沿って加盟各国の国内労働法制を整備させるという手続を用意した。今日語られる法整備支援を、ILO は100年近く前に、労働法制という限られた領域においてではあるが、手掛けたのである。

法整備という場合、整備のためのモデルとなる基準が必要である。二国間の法整備

支援においては、しばしば支援国（ほとんどの場合、先進国）の国内基準がモデルとされる傾向があり、それが被援助国から反発を受けたり、実際にうまく機能しない原因であると指摘されたりしてきたが、ILO は、その国際労働基準の設定方法として、国家間の法的約束である条約と、法的拘束力はないが一定の権威をもって加盟各国に対して従うことを勧奨する勧告という二つの形式を採用して、柔軟に対応してきている。

つまり、ILO が行う労働法制の分野での法整備支援は、その基準が特定国（特に、先進国）の労働基準ではなく、先進国も途上国も加わる、また三者構成の下で使用者代表も労働者代表も加わる場（ILO 総会）で採択された条約又は勧告だということである。

このようにして、ILO はこれまでに、労働時間の制限、最低賃金、労働者の団結権及び団体交渉権、強制労働や児童労働の禁止、職場の差別禁止、職場の健康と安全、社会保障など、労働者の権利や生活、安全、健康などに関する 189 の条約と 203 の勧告を、国際労働基準として採択してきた。

4. ILO の監視活動

ILO は、国際労働基準を採択して加盟各国にそれを履行するよう促すのであるが、その場合に、単に労働に関する国際基準を採択するだけではなく、そのフォローアップ、すなわち基準が各国においてどこまで適用されているかを監視するメカニズムを用意している。その方法はいくつかあるが、一番一般的な監視制度は、国際労働基準適用状況の専門家による定期的審査である。その任に当たるのが、筆者も委員を務めた「条約勧告適用専門家委員会」である。

この委員会は、約 20 名の労働法、国際法、国際人権法などの専門家から構成され、その背景は、大学教授、裁判官、実務家などである。ILO 事務局長が国際労働基準局長と協議して候補者を推薦し、理事会が選任するのであるが、その際、世界の各地域や異なる法体系を適切に代表するよう配慮することになっている。

ILO 加盟国は、批准した国際労働条約の履行状況を、原則として 5 年ごとに、また八つの中核的条約及び四つの主要条約については 3 年ごとに、ILO 事務局に報告しなければならない。この報告書を、使用者団体及び労働者団体からのコメントを考慮して審査し、見解を総会に報告して公表する任に当たっているのが専門家委員会である。専門家委員会は、原則として毎年 11 月後半から 12 月前半にかけての約 3 週間、ジュネーブにある ILO 本部の建物で会合し、国ごとに、また条約ごとに、政府から提出された報告書及び労使団体から出されたコメントを審査し、見解をまとめる。この見解

は、裁判判決のように法的拘束力があるわけではないが、国際的に権威のある専門家による審議の結果採択されたものであるため、一定の政治的、社会的重みをもっていると受け止められている。

なお、勧告については、条約のように定期的審査は行われませんが、勧告で扱っている事項が各国の法や慣行でどのように行われているかについては、ILO に報告することになっている。

5. ILO の技術支援

ILO は、専門家委員会による条約及び勧告の適用状況を監視するだけでなく、国際労働基準と国内法及び国内慣行とのギャップを埋めるために、事務局スタッフによるアドバイスを行うことがある。これは「技術支援」と呼ばれているが、これこそ ILO の活動の中でも、特に、途上国援助において注目されるようになってきた法整備支援に最も近似したものといえる。

国際労働基準と国内状況との乖離は日本を含む先進国にも一般に見られることであるが、途上国の場合は、人的及び資金的制約によって、国内労働法制が不十分であったり、また政府の担当官が国際労働基準の意味を理解し国内に適用する方法を必ずしも承知していない場合が少なくない。そのようなときは、当該途上国政府の要請に応じて ILO 事務局が専門スタッフを派遣し、担当官と協議しながら、求められている立法措置、予算措置、人的配置などをアドバイスするというようなことも行う。

ILO の国際基準設定活動と監視活動は、最近では国連を中心に人権の分野でも行われているが、そこでの監視活動は違反の指摘と政府の対応に対する批判にとどまっておらず、改善のための技術支援にまでは及んでいない。その意味で ILO の技術支援は、今後、人権の分野における国際的履行確保メカニズムの改善策を検討する上でも参考になると思われる。

むすび

以上に述べた ILO の活動を、法整備支援との対比で整理してみると、次のようになるだろう。

第一に、ILO では、国際労働基準が条約及び勧告という二つの形式によって採択される。その場合、条約というハードな法文書と勧告というソフトな法文書の組合せによって、柔軟性を確保しているということに意味がある。

第二に、国際労働基準の採択が、先進国基準又は途上国基準といった特定の国内法制度や法観念に基づくものではなく、先進国、途上国を含む多くの国が参加する ILO

総会場で、また政府代表だけでなく国内の利害関係者の代表も加わる中で審議され、その内容が確定するということである。

第三に、国際基準が各国で適用されている状況を監視するメカニズムが用意されているが、そこでも ILO は、基準を満たしていない国を一方向的に批判するのではなく、具体的な問題点を指摘し、改善策を提言し、適切な措置をとった国に対しては歓迎の意を表明するなど、対話を通じた柔軟な対応をしている。

第四に、様々な事情によって国際基準と国内実態とのギャップが埋められない場合には、必要な技術支援やアドバイスを提供する道が用意されている。

こうした ILO の国際労働基準の設定、適用、監視、支援の仕組みは、柔軟性に富み、関係国との対話を重視するもので、今後、日本を含めて国際社会が途上国における法整備支援を進めていく上で、多くの示唆を与えてくれるものではないかと考える。

～ 特集 ～

連携企画「アジアのための国際協力 in 法分野 2014」

－ 法整備に関する学生のシンポジウム －

国際協力部教官

塚 部 貴 子

第1 学生シンポジウムについて

大学生・大学院生を中心とする若者に対して、法整備支援の実情と魅力に関する理解の促進を図ると共に、同世代の学生等の広範な関心を集めて法整備支援に関わる人材の発掘を図るという観点から、法整備支援について学ぶ機会を提供し、シンポジウムにおいて研究の成果を発表してもらおうという試みは2009年度から行われ、今回で6年目を迎えることとなった。その経緯の詳細については、本誌54号14頁以下（慶應義塾大学大学院法務研究科松尾弘教授による2012年度同シンポジウムの趣旨説明）を御参照いただきたいが、2010年度からは、名古屋大学との連携企画となり、その後、慶應義塾大学等も加わって、アジアの法と社会や日本の法整備支援について関心を持つ学生を対象とするイベントとして次第に内容が充実化され、2012年度以降は、キックオフセミナー、サマースクール及びシンポジウムという3部構成により行われてきた。

本年度についても、同様に3部構成とし、イントロダクションとしてのキックオフセミナーが、2014年5月29日（土）に東京の弁護士会館において行われ、集中講義を通じて秋の発表に向けたインプットを行うためのサマースクールが、同年8月20日（水）から22日（金）までの3日間、名古屋大学において実施された。これらの準備過程を経た上で、学生が自ら研究した成果を発表し、参加者間で討論する場としてのシンポジウム「アジアのための国際協力 in 法分野 2014」が、同年11月29日（土）に、慶應義塾大学において開催されたものである。

なお、昨年度に引き続き、学生自らが企画段階から運営を行い、研究・発表テーマについても学生同士の話し合いによって自由に選定し、ポスターや配布資料の作成、会場の準備、当日の司会進行等を含め、運営の多くの部分が学生自身の手により行われた。

第2 本年度のシンポジウムの概要

1 プログラムの構成

本年度の学生シンポジウムのプログラムは、別紙のとおりである。最初に、松尾教授による開会の挨拶と趣旨説明が行われた。その後、1グループ25分程度の時間を使って、全部で6つの学生又は司法修習生のグループによる研究成果の発表とそれに対する質疑応答がなされた後、会場の参加者を含めた全体での討論が行われた。その後、主催大学、JICA及び法務総合研究所国際協力部の各担当者による講評が行われ、最後に、公益財団法人国際民商事法センターの北野貴晶事務局長による閉会の挨拶が行われた。

学生が作成した発表資料等については、名古屋大学法政国際教育協力研究センター(CALE)のウェブサイト¹に掲載されているので御参照いただきたい(本誌でも一部掲載している)。なお、テーマの選定及び発表内容については、すべて学生の自由な研究に基づくものであり、法務総合研究所その他の機関の見解を反映したものではないことを念のためお断りしておく。

2 全体討論での議論

各グループによる発表に続いて行われた全体討論では、「法整備支援国と受入国が支援から受けるメリット&法整備支援の意義」というテーマが設定され、松尾教授をモデレーターとして全体討論が行われた。

様々な意見が出された中で、①支援国側のメリットとしての国益とは何か、そもそも法整備支援において国益は必要なのか、②国益とは別の支援国側のメリットとは何か、③受入国側のメリットという観点から見たときの要請主義とは、という3つの視点に絞って討論が行われ、それぞれについて次のような意見があった(類似の発言は適宜まとめさせていただいた)。

①について

- ・自国企業の進出等の経済的利益がない国に対しても法整備支援は行われるべき。国益という言葉で法整備支援のすべてを説明できるものではないし、すべきでない。
- ・支援国側の資源も限られている中で税金を使ってやる以上、単に慈善事業的にやるというのには賛同できない。
- ・経済的利益が短期的には得られない場合でも、将来的に支援対象国における資源

¹ <http://cale.law.nagoya-u.ac.jp/>

開発について有利な取引ができるなどの見返りがある場合もあり、国益をどう捉えるかによる。

- ・法整備支援の実りが出てくるのは何年も先のことだとしても、やはり税金を使っている以上、きちんと説明できるよう検証作業をやるべき。
- ・法整備支援は金だけで成り立っているわけではなく、他の ODA と比較したら相対的には格段に費用はかかっていないので、法整備支援にだけ国益がないのにやるのはおかしいというのは不均衡な議論。他の社会や経済とは強くつながっており、アジアが平和で豊かになることが日本の平和や幸せにつながる、それ以上説明の必要はないと思う。個々の法整備支援についての検証は必要だが、近視眼的な国益という視点での議論には抵抗すべき。

②について

- ・自国の法律の理解が深まる。
- ・自国の法律の歴史的背景まで掘り下げて理解する機会ができ、自国の法律がこの先どの方向に進むべきかも知ることができる。法整備支援は、比較法の実践現場であり、多様な価値観を受け入れる素地を培うことができる。
- ・自国の法律のレベルを高めるためには法整備支援は重要。

③について

- ・「受入国」とは政府なのか国民なのかを考える必要がある。政府と国民の利益が一致するとは限らず、国民の利益も考えて、できる限り要請されている以上の支援をすべき。

3 講評等

会場及び講評者からは、次のようなコメントがあった（また、逐一記載はしていないが、発表に対する多くの賛辞の声があった。）。

- ・グループ発表においては、「こうすべき」という意見だけにとどまらず、受入国側も含めて関係者が気付きながら実現できずにいるという現実を見定め、その原因まで探り、それを前提とした提言ができればもっとよいプレゼンテーションになると思われる。
- ・国（政府）の利益なのか国民の利益なのかという議論は重要なポイント。人間の安全保障という問題は、まさにそこを問題としており、国民にどうやって成果を届けるかを重視している。
- ・法整備支援の目的は一つではないし、複数の目的を探していくべき。そもそもアジアに限定するのが良いのかについても考えてほしい。

- ・現在のプロジェクトは、受入国に言われるままにやっているのではなく、要請をベースに提案もしている。相手国が日本をどう見ているか、支援期間の長さ、信頼の程度によっても違うが、厚い信頼を得られている国に対しては積極的に提案し、そうでなくても継続的な提案は続けている。対話を重ねることが重要。

第3 終わりに

どの発表グループも、様々な制約の中で大変精力的に研究を進めており、法制度だけでなく、歴史、政治機構、社会経済状況等を含め多角的に分析を行っていた。また、全体討論では、法整備支援の根本に関わる困難なテーマについて、多数の興味深い意見が出され、このような課題に関心を持ち、果敢にチャレンジした学生の皆さんに心より敬意を表すると共に、今後とも多くの学生の積極的な参加を期待したい。

連携企画「アジアのための国際協力in法分野2014」

法整備支援シンポジウム

2014年11月29日（土）12：00～17：00

於：慶應義塾大学三田キャンパス
南館地下4階ディスタンスラーニング室

プログラム

11:30	開場
12:00	開会式 開会挨拶・趣旨説明 松尾弘 先生（慶應義塾大学大学院法務研究科教授）
12:15	第1部 有志グループの発表 「 Bangladesh の労働環境とその法的側面」 慶應義塾大学 大西あゆみ 岸田香菜子 吉村航平 「ネパール司法の信用回復のために —司法アクセス・コミュニティ調停から考える—」 慶應義塾大学 林雄輝 石井晴菜 小尾司 「刑事訴訟法における弁護士の地位」（ベトナム） 名古屋大学 坂本あずさ 小田侑哉 横田裕美
13:30	休憩
13:45	「中国における環境不法行為法」 司法研修所 司法修習生 加々美光 根本康弘 「モンゴル国における遊牧と土地所有法 —国立公園遊牧システムの提案—」 慶應義塾大学 羽鳥徳郎 佐藤信吾 岡大樹 「カンボジアの土地所有における法的諸問題」 慶應義塾大学 川田侑彦 堂本恒志 北尾晴菜
15:00	休憩
15:20	第2部 全体討論 モデレーター 松尾弘 先生（慶應義塾大学大学院法務研究科教授）
16:20	第3部 講評 主催大学、JICA、法務省法務総合研究所国際協力部の先生方からご講評いただきます。
16:50	閉会式 閉会挨拶 北野貴晶 様（公益財団法人国際民商事法センター事務局長）

アジアのための国際協力in法分野2014
法整備支援シンポジウム

カンボジアの土地法



松尾弘研究会
川田、北尾、堂本
2014年11月29日

カンボジアの土地法

目次

- 1 基本情報
- 2 目的
- 3 カンボジアの土地所有における
法的諸問題
- 4 考察
- 5 参考文献



カンボジアの土地法



基本情報

人口 1500万人
宗教 上座部仏教(90%以上)
民族 カンボジア人(クメール人)90%以上
一人当たりGDP 1008ドル
経済成長率 7.5%

略史

1953 カンボジア王国としてフランスから独立
1975 クメール・ルージュが内戦勝利
民主カンボジア(ポル・ポト)政権樹立
↓ 以後内戦
1993 王党派フンシンペック党選挙で勝利
新憲法で王政復活
1998 第一次フン・セン首班連立政権発足
2013 第四次フン・セン首班連立政権発足

カンボジアの土地法

- 1 基本情報
- 2 目的
- 3 カンボジアの土地所有における
法的諸問題
- 4 考察
- 5 参考文献

2 目的

現在カンボジアで発生している土地紛争の現状を把握し、その原因と背景を探る。

土地紛争に歯止めをかけるためには、法制度の徹底が重要であることを認識し、法制度が徹底されることで、カンボジアにどのような影響が現れるのかを探る。

日本がカンボジアに対して行ってきた法整備支援を理解する。
(具体的には、民法、民事訴訟法)

今後、日本はどのような法整備支援を行えば、法は機能するのか、有効に機能するのかを考察する。

本日の流れ

① 土地紛争の現状

・事例紹介



② 土地紛争の原因

・ポル・ポト政権による法制度の混乱
・経済発展による土地の集約化
・法制度の不備



③ 土地法と民法の登記制度の相違



④ カンボジアに最適なモデルの探求と法整備支援の在り方

カンボジアの土地法

- 1 基本情報
- 2 目的
- 3 カンボジアの土地所有における法的諸問題
- 4 考察
- 5 参考文献

カンボジアの土地法

3 カンボジアの土地所有における法的諸問題

① 土地紛争の現状

事例 I

1999年にタイとカンボジアの国境に近い、バンテアイミエンチェイ州のある村で、村民が誰ひとり知らない男がやってきて、村と村周辺の5124平方キロメートルの土地の所有権を主張した。男の主張には法的根拠がないにもかかわらず、州の裁判所は土地所有権を認め、村民の居住は違法との判決を下した。

2005年、これに反対した村民3名が警備隊に射殺された。

事例 II

2002年にコンポンチュナン州のある村の土地が、土地開発のため法的根拠もなくKDC Internationalにより奪われ、そこに住む82の家族が、今もなお立ち退きの危機に迫られている。今年の7月には、軍や警察の協力の下、KDCは土地の周りに壁を設け、ついに村民との間で武力衝突が起こった。

村の代表者や国連の担当官は、政府に正当な裁判が行われるよう説得している。



出典 Focus on the Global South

カンボジアの土地法

3 カンボジアの土地所有における法的諸問題

② 土地紛争の原因

ポル・ポト政権による法制度の混乱

- 強制移住による既存の土地の利用関係及び所有関係の破壊
- 私的所有権が廃止されたことによる土地所有権の混乱
- 大量虐殺により生き残った法律家は、6名ないし10名



所有権制度が再構築され始めた1989年以降の土地分配・土地所有において、法制度が市民や農民の間になかなか定着せず

カンボジアの土地法

3 カンボジアの土地所有における法的諸問題

② 土地紛争の原因

経済発展による土地の集約化

- 多くの地域の土地が観光化・工業化により、地価が高騰し、富裕層に買い上げられている。
 - 農民が土地を手放し、土地紛争が発生するだけでなく、農業生産量の低下にもつながる。

□ELC(Economic Land Concessions=経済的土地利用権)

- ・政府が民間企業に対し、商業利用のために土地の利用権を与える。
 - ・耕地全体の4分の1にあたる100万ヘクタール以上もの土地が付与。
- 法律では、10000ヘクタールを超える土地は、ELCの対象ではないとされているが、実際には、多くの土地が10000ヘクタールを超え、依然として大規模な土地所有が存在する。



カンボジアの土地法

3 カンボジアの土地所有における法的諸問題

② 土地紛争の原因

法律の規定があるにもかかわらず、効果的に機能していない。

被害を被っているのは、農民をはじめとした一般市民であり、土地の集約化を図る企業に対抗出来るだけの法律が整っていない。

カンボジアの土地法

3 カンボジアの土地所有における法的諸問題

② 土地紛争の原因

法制度の不備

□民法

- ・1999年にJICAプロジェクトとして「法制度整備」が開始。
- ・支援の方針-1. 要請主義をとり、カンボジアの主権・意思の尊重
 2. カンボジアの社会や伝統の尊重
 3. 法の支配、良い統治の実現を図る
 4. 草案起草過程における技術移転、人材育成



- ・2003年に草案完成。
- ・2007年に成立。
- ・2011年に施行。

カンボジアの土地法

3 カンボジアの土地所有における法的諸問題

② 土地紛争の原因

法制度の不備

□土地法

- ・日本が民法の起草支援をしている間に、施行された。
- ・アジア開発銀行のファンドにより、土地管理都市計画建設省の管轄。
- ・日本は、民法の成立を待つべきと主張したが、受け入れられず。



- ・法制度全体の調整がなされないまま、個別に立法。
- ・民法という法体系の柱が不存在のまま、土地法という特別法が成立。

支援国と被支援国の在り方とは何か。

カンボジアの土地法

3 カンボジアの土地所有における法的諸問題

③ ドナー間の援助方針の齟齬

各国の国益
を重視した
支援

援助方針の
齟齬

相互調整不
足による
混乱

カンボジアの土地法

3 カンボジアの土地所有における法的諸問題

③ ドナー間の援助方針の齟齬

土地法、民法間の登記制度の相違

• 土地法における登記制度

239条

- 公図と土地台帳は、法律上の価値と正確な効果を有する。
- 土地台帳図と土地台帳は、明確に真正なものと認証されたものを除き、削除、追加もしくはその他の修正を含むことはできない

65条

- 売買契約それ自体は、目的物の所有権を移転するための十分な法律上の要件ではない。

226条

- 不動産所有権は、国家によって保証される。

登記に強い効力(登記=効力要件)

カンボジアの土地法

3 カンボジアの土地所有における法的諸問題

③ ドナー間の援助方針の齟齬

土地法、民法間の登記制度の相違

• 民法における登記制度

134条
(1)

- 不動産に関する物権の設定、移転及び変更は、占有権、留置権、使用权、居住権の場合を除き、登記に関する法令の規定に従い登記をしなければ第三者に対抗することができない。

137条
(1)

- 不動産登記簿に権利を登記したときは、その権利は登記された者に属するものと推定する。

162条
(1)

- 20年間所有の意思をもって平穩かつ公然に不動産を占有した者は、その不動産の所有権を取得する。

登記に弱い効力(登記=対抗要件)

カンボジアの土地法

3 カンボジアの土地所有における法的諸問題

③ ドナー間の援助方針の齟齬

土地法、民法間の登記制度の相違

欧米ドナー側の援助方針

土地所有権
の確定

利用高度化

土地流動化

日本側の援助方針

カンボジアの
実情を重視

新制度派経済学 所有権理論の影響
…コモンズの悲劇

カンボジア農民にとって登記制度は
馴染みのないものである
カンボジア農民の8割が定住型農業に
従事しており、彼らの多く、調査対象の
71%は何らの証書も有していない(Oxfam
2005)

カンボジアの土地法

3 カンボジアの土地所有における法的諸問題

③ ドナー間の援助方針の齟齬

土地法、民法間の登記制度の相違

日本側に対する批判

登記に弱い効力

土地所有の権利関係不明確化

所有権確定の判断を裁判所に委
ねることに(=富裕層に有利)

欧米ドナー側に対する批判

連続する土地取引の過程で
登記を備え損ねた場合に実際
の占有者の登記が無効になっ
てしまうことの危険性

参考...ケニア登記土地法

「最大の問題は法律制度において
相手の文化社会というものを考慮
しないで、市場経済をそのままその
国の法律の中へ入れることではな
いか」(森嶋 2004)

3 カンボジアの土地所有における法的諸問題

③ ドナー間の援助方針の齟齬

土地法と民法 規範調整の結果

2011年民法適用法

土地法上の規定大幅に削除

不動産登記は原則として物権変動の対抗要件

他方、合意による不動産所有権の移転については、登記をしなければ効力を生じないものとされ(民法 135 条)、登記が効力要件となっている。これは、土地法及び土地登記制度構築を支援していた ADB 等のドナーから、民法起草当時、登記を効力要件とするべきとの意見が出たため、協議によって折衷的に入れられた規定である。(磯井 2014)



日本側の主張が優先されたと言える

3 カンボジアの土地所有における法的諸問題

③ ドナー間の援助方針の齟齬

本事例に見る法整備支援の問題点

ドナー側の相互調整の方法

- 現状、各機関の開発目標、戦略が異なっている以上、ドナー間の衝突は不可避。国連諸機関、金融機関、その他の援助国、NGOらが提携し、各自の開発目標や開発戦略を共有しながら協調して支援を行うことは可能か。

いかにして被支援国による主体的な法整備を促進するか

- WTO加盟や外資導入を意識してマルチ・ドナーへの配慮を怠らないカンボジア政府は、あえて明確な態度を示さなかった...影響力を誇るドナーの外圧の前に、支援の受け手側はしばしば主体性を発揮しがたいジレンマに陥る(金子 2010)

カンボジアの土地法

3 カンボジアの土地所有における法的諸問題

④ カンボジアに最適なモデルの探求と法整備支援の在り方

土地法関連の紛争の解決方法

判例法の普及
(ADRの促進)

法制度の構築

解釈学の普及

法曹教育支援

カンボジアの土地法

3 カンボジアの土地所有における法的諸問題

④カンボジアに最適なモデルの探求と法整備支援の在り方

法整備支援の手順のルール作り

国の文化に沿った人権保護

条文等の正確な翻訳とドナー同士の成果の正確な英訳

法曹人材の育成

被支援国へのオーナーシップの移転

支援国の自国の法制度へのフィードバック

カンボジアの土地法

- 1 基本情報
- 2 目的
- 3 カンボジアの土地所有における
法的諸問題
- 4 考察
- 5 参考文献

カンボジアの土地法

4 考察

支援国家がそれぞれ
関心がある事柄のみ
支援する傾向

被支援国家は自国の
既存の制度を無視して
提案されるまま新制度
を導入する傾向

真の発展のために
前述の今後の法整備支援の在り方にそって
被支援国家が主体的に起草・制定・運用を行い、
支援国家はそのようすを客観的に見て
必要かつ適切なアドバイスを行うスタンスが最良

4 考察

ドナー側の相互調整の方法

- 折り合いがついたのは土地法成立から10年近く後のことであった。
=調整は難しい
- 本件のようにお互い根拠を示して自らの正当性を主張、相手方を批判しながら議論をして、よりよい支援の在り方を探っていく姿勢は評価できる。

いかにして被支援国による主体的な法整備を促進するか

- ドナー側が利益を求めることは認容せざるを得ない
- しかしドナー側が自らの利益を求めるあまり、被支援国の利益を度外視した支援の認めるべきでない(本件における抜け駆きの立法など)

- 1 基本情報
- 2 目的
- 3 カンボジアの土地所有における
法的諸問題
- 4 考察
- 5 参考文献

カンボジアの土地法

5 参考文献

- 鮎京正訓『アジア法ガイドブック』(名古屋大学出版会 2009)
- 鮎京正訓『法整備支援とは何か』(名古屋大学出版会 2011)
- 独立行政法人国際協力機構 産業開発・公共政策部「法整備支援に関するプロジェクト研究
カンボジアにおける法整備支援の軌跡—民法・民事訴訟法起草支援の経緯と方法論—」(2012)
- 初鹿野直美「伝統的課題と繰り返される失敗」アジ研ワールド・トレンド
2010年179号12頁
- 石川明『櫻井雅夫先生古稀記念論集 国際経済法と地域協力』(信山社出版 2004)
- 磯井美葉(2014)「外国法令紹介～カンボジアの不動産登記について～」『ICD NEWS』60号
- 一柳直子「国連カンボジア暫定統治機構(UNTAC)活動の評価とその教訓(一)
カンボジア紛争を巡る国連の対応(一九九一～一九九三)」立命館法学
1997年2号387頁
- 金子由芳「土地法改革における法多元主義の克服—日本・インドネシア・カンボジアの比較検討」
『国際協力論集 第16巻 第3号』
- 金子由芳『アジアの法整備と法発展』(大学教育出版会 2010)
- KANEKO Yuka : An Alternative Way of Harmonizing Ownership with Customary Rights : Japanese
Approach to Cambodian Land Reform『国際協力論集 第18巻 第2号』(2010)
- Leah M.Trzcinski and Frank K. Upham : The Integration of Conflicting Donor Approaches : Land Law
Reform in Cambodia『国際協力論集 第20巻 第1号』(2012)

- 松尾弘「法整備支援を通じた制度改革による国家のガバナンス向上に関する開発法学的研究」2005
- 松尾弘「研究成果報告書 途上国の文化的特色を考慮した権利体系と法の支配の構築方法
に関する開発法学的研究」2007
- 松尾弘『良い統治と法の支配』(日本評論社、一版、2009)
- 松尾弘『開発法学の基礎理論-良い統治のための法律学』(勁草書房、一版、2012)
- 望月康恵「国際的な司法介入の課題-カンボジア特別裁判部(ECCC)を題材として-」
法と政治 2009年60巻2号115頁
- 森島昭夫(2004)「ドナー間における支援の相克と日本の支援の整備」『ICD News』14号
- 作本直行『経済協力シリーズ(法律)第196号 アジアの経済社会開発と法』(日本貿易振興会
アジア経済研究所 2002)
- 佐藤奈穂「カンボジアの土地集約化-格差拡大の要因とその現状」
アジ研ワールド・トレンド 2007年147号34頁
- 柴田紀子「カンボジア裁判官・検察官養成支援」ジュリスト 2008年1358号34頁
- 竹下守夫(2004)「ドナー間協力の課題」『ICD News』14号
- 上田広美 岡田知子『エリア・スタディーズ 56 カンボジアを知るための62章【第2版】』
(明石書店 2012)
- 上原敏夫「カンボジア民事訴訟法典の成立-起草支援作業を振り返って」
ジュリスト 2008年1358号26頁
- 安田信之 孝忠延夫『アジア法研究の新たな地平』(成文堂 2006)

Focus on the Global South “Land and natural resource alienation in Cambodia”

<<http://focusweb.org/node/1133>> (2014.11.10参照)

Focus on the Global South “UN Expert Calls on Cambodia’s KDC Company to Halt Land Development and Violence”

<<http://focusweb.org/content/un-expert-calls-cambodias-kdc-company-halt-land-development-and-violence>> (2014.10.31参照)

Focus on the Global South “Lor Peang Residents Speak Out on KDC Land Grab in Cambodia”

<http://focusweb.org/content/lor-peang-residents-speak-out-kdc-land-grab-cambodia>
(2014.10.31参照)

外務省(2013)「カンボジア王国基礎データ」

< <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/cambodia/data.html>> (2014.10.31参照)

法務省「カンボジア」

<http://www.moj.go.jp/housouken/houso_houkoku_cambo.html> (2014.10.31参照)

スライド2の画像

http://www.wendytour.jp/optional/assets_c/2013/10/%E3%82%A2%E3%83%B3%E3%82%B3%E3%83%BC%E3%83%AB%E3%83%AF%E3%83%83%E3%83%88%E5%85%A8%E6%99%AF%20626%20X%20286-thumb-626xauto-12315.jpg

ネパール司法の信用回復のために

—司法アクセス・コミュニティ調停から考える—

石井晴菜
小尾司
林雄輝

ネパールの概要

- ▶ 人口:2649万人(日本の約1/5)国土:14.7km²(日本の約1/3)※
- ▶ 宗教:8割がヒンドゥー教、それに基づくカースト制度※
- ▶ 近代における原型:カースト制度に基づく王家の独裁政治vs議会
- ▶ 1930年代:独裁政治に対する打倒運動が起こるが、インドに国王が亡命し、ネパールの政治にインドが介入。独裁政治が復活
- ▶ 1959年:それでも議会は挫けず、初の総選挙が行われる。王家に反対するネパール会議派が勝利、政府を樹立
- ▶ しかし、この新政府に対しマヘンドラ国王は軍を使ってクーデターを起こし、政党政治による議会制民主主義を廃止し国王親政に基づく「パンチャーヤト制度」を導入。
- ▶ パンチャーヤトとは村落共同体のことで、地方分権制および村落復帰運動を強力に推し進めた。このほかにも憲法等で徹底した国王主権を定めている。また、マヘンドラ国王はネパール会議派を潰すために中国との関係を強化。共産主義思想がネパール国内に広がっていく。
- ▶ 1990年:独裁政治を続け富を独占する国王政権に対し、共産党系政党とネパール会議派政党の共闘により民主化運動が起こる。国民からも激しい反発にあった国王はようやくパンチャーヤト制をあきらめる。しかしそのとき定められた憲法はいくつもの非民主的な内容を含んでいた→**マオイストとの内戦に発展**※
- ▶ 経済:一人当たりGNI663米ドル…後発開発途上国に該当※

本発表の流れ

訴訟遅延・不処罰による
司法の信用低下



改善方法としての
コミュニティ調停



ネパール司法の
信用回復へ

ネパール司法の信用低下





ナンダ・プラサド・アディカリさん

2004年6月 マオイストがクリシュナ・プラサド・アディカリ(18歳)を殺害。
⇒加害者は適正に処罰されず。
2013年7月 被害者の父ナンダ・プラサド・アディカリと、母ガンガ・マヤは断食(ハンガー)ストライキを開始。
2013年9月 最高裁の決定を受け、政府とアディカリ夫妻の合意。アディカリ夫妻は断食ストライキをやめる。
⇒その後も十分な措置が行われず。
⇒断食を再開。政府高官等が説得するも断食を続ける。
2014年9月 ナンダ・プラサド・アディカリ、息を引き取る。※



ネパール司法の信用低下を引き起こす
衝撃的な事件

9,000件

内戦における人権侵害の事例 (処刑・拷問など)

OHCHR(国連人権高等弁務官事務所)調べ

・・・一部の証言者は、政府治安部隊が女性戦闘員を逮捕した後にレイプする様や、毛沢東主義派の女性支援者および支援者の女性親族を標的にする様を詳述した。毛沢東主義派の戦闘員が、協力を拒んだ女性や反乱活動のために強制徴用した女性をレイプした様について証言した女性たちもいる。また、一部は性暴力を受けたとき、まだ18歳未満の少女だったと報じている。・・・Human Rights Watch vi

① 不処罰

- ・ 犯罪者達が犯罪捜査を受けることは全くない。
- ・ それどころか政府の要職についたり、国連平和維持活動で国外に派遣されるなどしている。

○事例: マイナ・スヌワル事件

国軍による拘束中に15歳の少女マイナ・スヌワルが殺害された事件。彼女の殺害に関与したと見られているニランジャン・バスネット少佐は、国連からの要請に基づき、少女の殺害容疑で立件されたものの、帰国時に逮捕することはしなかった。

そればかりか、バスネット少佐の有罪を示す証拠は現在行なわれている文民法廷の裁判に多数提出されているにもかかわらず、軍事法廷におけるうわべだけの裁判が行なわれ、彼は無罪となってしまった。※

②訴訟遅延

- ・ 最高裁判所:38% 控訴裁判所:3.39% 郡裁判所:5.51%
⇒2年間停滞
- ・ 特別裁判所:21.51%の事例が登録から2年経っても放置※
〈実務上の原因〉
- ・ 捜査に対する軽視
⇒王宮警護官の名残、警護を重視⇒優秀な警察官は警護へ
- ・ 検察と警察の関係が悪い⇒連携・協力不足
- ・ 捜査主体、訴追主体の意識の低さ
- ・ 勾留、起訴の仕組みが事件単位
- ・ 有罪率の低さ
- ・ 人員不足

不処罰・訴訟遅延(←刑事分野)



ネパール司法の信用低下



刑事分野にとどまらず、
法律全般に影響を及ぼすことが
懸念される

法律そのもの、特に民法は日本の法整備支援の甲斐もあり、草案レベルではあるが、現代社会に即したものが出来てきているといわれる。※

→それだけで国民の司法に対する信用が回復し制度が正しく運用されるだろうか

班としての問題意識

ネパール政府の怠慢は、殺人、拷問、失踪の犯人が法の裁きを逃れ、時に裁判所の命令を無視することを可能にしている。※ エレイン・ピアソン

ヒューマン・ライツ・ウォッチ アジア局長代理

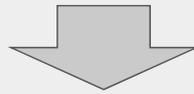


コミュニティ調停による 司法の信用回復

用語解説①: 司法アクセス

市民の正当な利益が保護され、その正当な要求が実現されることが見込まれる紛争の法的解決手段が、市民にとって必要に応じて容易に利用可能な状態に用意されていることにある。*

⇒法律が十分に機能していることが求められる。



法の支配の強化

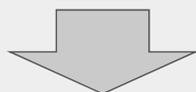
用語解説②: 法ニヒリズム

国民が国家の司法システムを信用していない状態。

ネパールでは、不処罰や訴訟遅延などの法の機能不全により、法ニヒリズムが発生している。

**⇒これがあっては
司法アクセスの実現は難しい**

法ニヒリズム→司法アクセス
ネパール国民が、自国の司法を
信用していない(法ニヒリズム)



新法を作っても機能するまで至ら
ない(司法アクセスの問題)

問題の根源

改善方法としてのコミュニティ調停

コミュニティ単位で法律を扱う←パンチャーヤト制度に基づく



国民の法ニヒリズムの解消

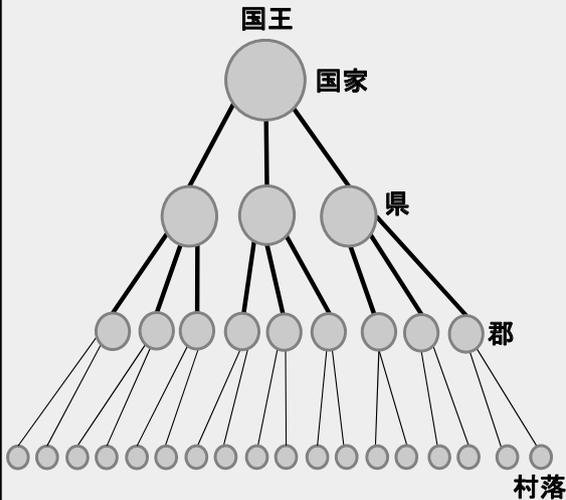


司法アクセスの改善



ネパールの法の支配の強化

パンチャヤト制度

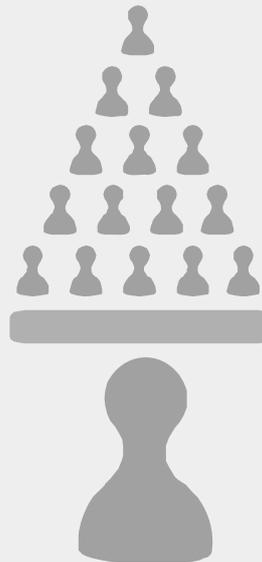


パンチャヤトという自治体の単位に基づき、下から順に村落、郡、県、国家とピラミッド状に構成され、その頂点に国王が君臨する体制のことである。※

今までのネパールでは...

村落パンチャヤトでは、村の長が一番の権限を持ち、争い事を治めるといふ伝統が存在し、調停の場でも、代々、村の長老等に値する伝統的なリーダーが仲裁役を務めていた。

パンチャヤト制度での紛争解決で足りる？



しかし... パンチャーヤトを取り巻く問題

- ①コミュニティ間の紛争の増加
- ②パンチャーヤト制度の機能低下

しかし...

地方行政機関の通常業務の限界※

⇒国も関わるコミュニティ調停が必要に。

コミュニティ調停



「非公式な司法」としての
ADR(裁判外紛争解決手
段)の一種

☆非公開、費用や手続き
の面での簡便さ

☆草の根レベル

☆パンチャーヤト制度に
基づいている

調停システムの流れ



- ①申立人は所属コミュニティ内の調停センターに赴き、調停申し込みと調停人を指名。
- ②相手側当事者の招聘がなされ、相手方の調停人と委員会側の調停人が決まり、合計3人の調停人で調停は進められる。※

コミュニティ調停の利点 Win-Win 戦略

紛争が発生すると、調停員は、両当事者の言い分をよく聞き、論点を整理し、可能な選択肢を探り、当事者自身で双方とも納得できる、win-winの解決策を発見できるように支援していく。これにより、紛争は解決され、両当事者の人間関係も修復される。xiii

JICAによる支援



JICA調停強化プロジェクト (COMCAP)

2010年から、地方開発省と協力し、マホタリとシンズリでCOMCAP事業支援を実施してきた。強化プロジェクトとしての実際の活動としては、村レベルでは調停人選定、基礎研修、停停センター開設、広報ワークショップ、モニタリングとフォローアップなどがあげられる。各村落開発区で、27人(女性1/3以上)のボランティア調停員を選び、紛争解決能力訓練を行った。※

支援内容

- ・モニタリング ・ワークショップ
- ・調査とデータ分析 ・トレーナーの研修
- ・政府関係省庁・機関、他ドナー、**NGO** と共に
会議を催し、コミュニティ調停の制度化のための
方向性につき協議
- ・ソーシャルマーケティング活動(ストリートドラマ、
啓蒙キャンペーン等の広報※)



広報活動

- COMCAP カレンダー
- ラジオ番組放送
(2014年3月～9月)
- コミュニティ調停に関する野外劇上演
(2014年5月)※



野外劇—



調停の事例紹介①



婚姻時に持参金を持ってこなかったことにより、夫婦の仲が悪化した事例。

夫の飲酒後の暴力や姑のいじめにより、新婦が自殺未遂。

ムルキアインにおける 女性の特有財産処分の規定

女性は、嫁資および女性特有財産を自由に処分することができる。(第14章5条)

嫁資とは...

結婚の際に新婦側家族が新郎側家族と話し合い、持参金、もしくは、物品(貴金属類、宝石、家電製品など)の新郎側に贈ること。

コミュニティ調停の結果...

夫は調停の場に来ることを拒んでいたが、カウンセリングの結果、調停を受け入れる。話し合いの末、夫婦は互いの将来を見つめ直し、夫は飲酒をやめ、再び一緒に暮らし始めることに。

コミュニティ調停は、ヒンドゥー教の教えである男尊女卑の厳格な考えの緩和に役立っている。※

調停の事例紹介②

イスラム教の祭とヒンドゥー教の祭が同じ場所で開催されている村落。

ある年、二つの祭の開催時期が重なり、どちらの儀式を開催するか紛争まで発展。

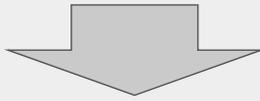


2007年ネパール暫定憲法

第1章第4条:

ネパールは、独立、不可分、主権的、世俗的、包摂的な、完全民主主義の国家である。

第3章第23条: 宗教の権利



国教の廃止

コミュニティ調停の結果...

調停は、二つの宗教文化を重んじて執り行われた。

その結果、イスラム教は日にちが決まっているが
ヒन्दウー教は他の日程でもよいことが分かり、
後者の祭が後日開催となった。

コミュニティ調停は、二つの異なる宗教の
友好関係の修復にも貢献している。※

自信がつく

調停には感謝している

→ 調停人の社会的地位の向上

調停人の声※

調停システムは
国レベルで
広げていくべき

コミュニティ内の
治安改善に
役立っている

コミュニティだけでなく、国家のことを考える
良いきっかけとなっている

コミュニティ調停の現状

依然として村民たちの意識の変化を調査する
段階には至っていない。

しかし...

争議の登録件数合計は、2013年3月の248件
から2014年9月では510件と2倍以上に増加
解決件数合計は2013年3月の261件から
2014年9月で421件と61%増加している。※

コミュニティ調停の展望

調停人教育の効率性(半数が一度も調停を行っていない)・調停人の安定的な供給という課題はあるが、時間がかかりながらも、着実に成果は上がってきている

モデルをネパール全土に発展できるように、中央政府との連携を進めていく

同時に、公権力のある司法としての地方裁判所の増加が求められる※

コミュニティ調停に期待できる効果

短期的:紛争解決の新たな選択肢

長期的:法ニヒリズム解消(草の根レベル)



双方からの、司法アクセスの改善



法の支配の強化

参考文献

- 外務省ホームページ「ネパール連邦民主共和国基礎データ」
(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/nepal/data.html>) 2014年11月8日閲覧
- INTERBANDホームページ「ネパール」
(<http://www.interband.org/nepal/nepal.html>) 2014年11月8日閲覧
- 在日ネパール国大使館ホームページ「ネパールの歴史」
(<http://www.nepalembassyjapan.org/japanese/?p=219>) 2014年11月8日閲覧
- GLOBAL NOTEホームページ「1人当たりGNI(国民総所得)国別ランキング統計・推移」
(<http://www.globalnote.jp/post-1353.html>) 2014年11月8日閲覧
- ヤフーニュースホームページ「ネパール内戦、死者1万7000人＝処刑や拷問9000件－国連報告」
(<http://news.yahoo.co.jp/pickup/6059735>) 2014年11月8日閲覧
- Human Rights Watchホームページ「ネパール：内戦中のレイプ事件は処罰されぬまま」
(<http://www.hrw.org/node/129276>) 2014年11月8日閲覧
- 南方 暁 木原浩之 松尾 弘「ネパールにおける原稿民事法の現状と今後の立法動向」2012年
- Human Rights Watch ホームページ「ネパール：10年間の内戦中に起きた犯罪 裁きを拒否する司法」
(<http://www.hrw.org/ja/news/2010/12/15/10>) 2014年11月8日閲覧
- my Republica記事 Nanda Prasad Adhikari loses battle for justice
(http://www.myrepublica.com/portal/index.php?action=news_details&news_id=83695) 2014年11月13日
閲覧
- 2014年9月2日国連アジア極東犯罪防止研修所にて実施 ネパール刑事司法講演会「ネパールにおける
刑事手続の迅速化の現状と課題」参考資料
- 松尾弘「開発法学の基礎理論－良い統治のための法律学－」勁草書房2012年
- 石井 博 K.L.マハラジャン 山本真弓 伊藤ゆき 橋健一「流動するネパール－地域社会の変容－」東京
大学出版会2005年
- 独立行政法人国際協力機構ネパール事務所「ネパール連邦民主共和国 コミュニティー内における調
停能力強化プロジェクト中間レビュー調査報告書」2012年

- ネパール評論ホームページ「JICAのCOMCAP支援事業」
(<http://nepalreview.wordpress.com/2012/02/22/a-252/>) 2012年2月22日
- (株)パデコ 石丸奈加子「ネパール国コミュニティ調停能力強化プロジェクト(COMCAP)」2012年6月25
日
- 独立行政法人国際協力機構ネパール事務所「ネパール連邦民主共和国 コミュニティー内における調
停能力強化プロジェクト 詳細計画策定調査報告書」平成21年11月
- ネパール国コミュニティ内における調停能力強化プロジェクト(延長第1年次)プロジェクト完了報告書
- COMCAP Newsletter 第6号 2013年9月
(http://www.iica.go.jp/project/nepal/001/newsletter/ku57pq00000ibfkm-att/newsletter_06.pdf)
- COMCAP Newsletter 第3号 2012年3月
(http://www.iica.go.jp/project/nepal/001/newsletter/ku57pq00000ibfkm-att/newsletter_03.pdf)

画像引用元

- GATAG | フリー画像・写真素材集3.0(<http://free-images.gatag.net/2011/06/14/180000.html>)
- 世界のフリー素材写真(<http://moniquestudio.net/photos/nepal13.html>)
- my Republica記事 Nanda Prasad Adhikari loses battle for justice
(http://www.myrepublica.com/portal/index.php?action=news_details&news_id=83695) 2014年11月13日
閲覧
- 世界のフリー素材写真(<http://moniquestudio.net/photos/nepal11.html>)
- COMCAPニュースレター第6号2013年9月 4頁
(<http://www.iica.go.jp/project/nepal/001/newsletter/index.html>)
- ネパール国コミュニティ内における調停能力強化プロジェクト(延長第1年次)プロジェクト完了報告書3頁
郡ワークショップ(2014年8月)(写真:マホタリ郡)
- COMCAPニュースレター第3号2012年3月 5頁
(<http://www.iica.go.jp/project/nepal/001/newsletter/index.html>)

～ 出張報告 ～

米国出張報告 (Law, Justice and Development Week 2014 参加)

国際協力部教官
須田 大

第1 はじめに

国際協力部では、2014年10月20日から同月24日までの間、米国ワシントンD.C.において行われた「Law, Justice and Development Week 2014」(以下「LJDWeek 2014」という。)に参加し、いくつかのプログラムを傍聴したほか、独立行政法人国際協力機構(JICA)と共に「Knowledge Café」というイベントに発表者として参加するなどしたので、その概要を報告する。

第2 LJDWeek2014 参加の趣旨等について

Law, Justice and Development Weekは、世界銀行法務部が中心となって、2010年以降、米国ワシントンD.C.にある世界銀行本部において、毎年1回開催している国際会議である。

本年度のLJDWeek2014は、「ポスト2015開発アジェンダ」及び「ヨーロッパ」をテーマとして行われた。

当部では、毎年1回、1月下旬にJICAとの共催で法整備支援連絡会を開催しており、2015年1月23日開催の第16回法整備支援連絡会では、2015年以降の開発目標、いわゆる「ポスト2015開発アジェンダ」の内容が活発に議論されていることに鑑み、テーマを「ポスト2015時代の法整備支援」と設定し、我が国の法制度整備支援が今後どのように発展し更なる進化を遂げていくべきかを、特に開発目標との関わりという観点から議論してみたいと考えていた。そこで、今回、前記のJICAや名古屋大学と共にプログラムの主催に協力することに加え、第16回法整備支援連絡会のテーマに深く関わる「ポスト2015開発アジェンダ」に関する情報を収集し、同会合に集まる国際機関や他ドナー等からの開発分野の担当者や研究者との人間関係を構築することを大きな目的としてLJDWeek2014に参加することとした。

当部から参加したのは、当部の柴田紀子副部長、国際協力専門官の千同舞及び小職の3名である。

第3 参加、傍聴したプログラムの概要

以下では、メインイベントの基調講演、参加したプログラム等を主に紹介する。

1 基調講演

10月20日、国際連合副事務総長の Jan Eliasson 氏による基調講演が行われ、同講演を傍聴した。同氏は、在米国スウェーデン大使、外務大臣、ダルフルの国連全権大使などを歴任し、2012年3月に国連副事務総長に指名され、同年7月から現職に就いている。

基調講演において、同氏は、国連ミレニアム開発目標（MDGs）の中には、まだアフリカ地域などを中心に、貧困、水資源、初等教育、飢餓、気候変動、ジェンダーなど達成されていない課題が残っていることを述べた上で、サイバー犯罪や組織犯罪、高齢者人口の増加や若年者の非雇用、都市への人口集中のほか、非国家組織体の力の増大によりコントロール困難なテロリスト犯罪や組織犯罪等が増え伝統的な外交が無力化してきたことなど、新たな問題の発生を指摘し、これに対処するためには、国家や国際機関による世界的な取組、国家、国連や世界銀行といった国際機関、市民社会、アカデミックなどによる横断的で世界的な協力が必要であることを強調された。

2 サイドイベント「Learning Curve in Capacity Development and Technical Assistance for Rule of Law Implementation in Asia」

同イベントは、10月20日、名古屋大学と JICA が主体となって実施したものであり、JICA シニアアドバイザーの佐藤直史氏から、「ベトナムにおける法運用強化に向けた日本の支援」、ベトナム司法省国際協力局長 Oanh 氏から「ベトナムの法制度改革支援におけるドナー国の役割とドナー協調」、名古屋大学の市橋克哉教授から「法の支配の実行支援におけるキャパシティビルディングの役割」と各題するテーマで発表が行われた。

佐藤氏からは、ベトナムにおける JICA 支援の歴史、法制度が機能するための人材育成の重視とベトナムでの実践例が紹介され、Oanh 氏からは、ベトナムの法制度改革の中で JICA を始めとする各ドナーが果たした役割とドナー協調のためにベトナム側が主体的に行っている会合などが紹介され、市橋教授からは、ウズベキスタンに対する支援例に基づき、支援を受ける側との協調の重要性、歴史文化を理解することの重要性、法の多元性の観点の重要性などが語られた。

本イベントにコメンテーターとして参加した Loyola University の Bill Loris 教授からは、「日本のアプローチは長期的な視点に立っている点が素晴らしい。中核部分で行われたキャパシティビルディングが起こす波及効果も大きいだろう。開発援助は人間開

発であり、日本は自身が明治時代からたどった道のりを正に支援の中で実践しているのだと思う。」などのコメントが出された。

3 Knowledge Café

(1) イベントの概要

Knowledge Caféとは、テーマごとにテーブルが設けられ、スピーカー1～2名が数分内でその知見を発表し、各テーブルに着いた一般参加者と協議をするという参加型のトークセッションである。

LJDWeek2014では、10月21日、Knowledge Café1として、貧困根絶や公正性・経済発展の促進のための法の支配アプローチ (Table 1)、性の公平性のための法の支配アプローチ (Table 2)、持続的な環境のための法の支配アプローチ (Table 3)、健康と社会開発のための法の支配アプローチ (Table 4) の4テーマで4テーブルが設けられ、Knowledge Café2として、「グッドガバナンスと開発の実現・促進を図るものとしての情報アクセス～アラブ地域における最近の実例からの洞察 (Table 1)」、「ラテンアメリカにおける非行予防政策と少年司法の運営の近代化を通じた市民安全保障の改善 (Table 2)」、「ブラジルにおけるADRの成功例 (Table 3)」、「ミャンマーにおける法の支配の支援～日本のアプローチ (Table 4, 以下「日本セッション」という。)」の合計8テーマでテーブルが設けられ、実施された。

そのうち、日本セッションについては、佐藤氏と当部柴田副部長がスピーカーとして参加した。

なお、セッションは、3つのサブセッション (各20分) に分けられ、発表者側はテーブルを移動せず同じ内容の発表を3回行い、参加者はテーブルを順次移って異なるテーブルの議論に参加し、世界銀行からの参加者がラポーターとして意見交換を傍聴してレポートするという形式で実施された。

(2) 日本セッションの概要

日本セッションでは、ミャンマーを例にとった日本の法制度整備支援の手法について紹介することとし、佐藤氏、柴田副部長が交互に数分ずつ発表した後、参加者からの質疑応答に対応した。発表では、ミャンマーでの支援を例にとりながら、日本の支援手法の特殊性、すなわち、日本の法制度を相手方に押し付けるのではなく、相手方の実情に合う法制度を相手方が選択することを目指し、①現地でのワーキンググループの結成、②日本人長期専門家の派遣、③国内アドバイザーグループによるサポートという充実した実施体制でもって支援に臨んでいることなどを説明し、参加者からはこの日本の支援の実施体制はユニークなものであるとして高い関心が

示された。

(3) その他のセッションの概要

その他のセッションのうち、小職が参加したものの一部を紹介する。

Knowledge Café 2 Table2 では、Adam Blackwell 氏 (Secretary for Multidimensional Security, Organization of American States) や Cristina Goni 氏 (Secretary General, International Juvenile Justice Observatory) により、ラテンアメリカにおける若者の暴力犯罪の最近の傾向と課題、子どもや若者のための刑事政策及び司法行政における政府による法制度改革などについて紹介があり、ラテンアメリカでは少年の凶悪犯罪発生件数 (特に銃器犯罪、殺人) が増加しており、これに対処するため家庭環境や就業環境を含む社会環境の整備等の改善を図り市民生活の安全に繋げる努力をしていることが発表された。

Knowledge Café 2 Table 3 では、Danielle de G.G. Arle 氏 (ブラジル、ミナス・ジェライス州検察官) により、検察官が裁判前の民事紛争解決に関与する制度が紹介された。ブラジルでは民事事件に関する大量の長期未済が問題になっていたため、ADR の一つとして、最近、検察官が紛争当事者からの申出を受け中立な調停人を選任し和解に導く制度を設けたとのことであり、まだ適用事例は 50 例ほどであるが成功しているとの評価を得ていることが発表された。

4 そのほか

以上、LJDWeek2014 のメインイベントとなる基調講演と日本の関係機関が関わったイベント等について紹介したが、そのほかにも、「ポスト 2015 開発アジェンダの実施」(10 月 20 日実施)、「法の支配、公正な裁判、司法の独立を強化するための裁判モニタリング」(10 月 22 日実施)、「反汚職ネットワーク～東欧と中央アジア」(10 月 22 日実施)、「グッドガバナンス強化のためのエンフォースメント」(10 月 23 日実施)、「汚職の誘因」(10 月 23 日実施) などを傍聴した。

基調講演、参加あるいは傍聴したイベントの中で、Rule of Law の重要性について言及されることが多々あり、開発課題を解決する基盤となるものか、あるいは達成すべき開発課題そのものかについての違いはあるが、開発援助の全体的潮流として 2000 年からの 15 年間の経験に基づき、Rule of Law の重要性が共通認識として醸成されていることを感じた。

第 5 終わりに

今回、この種の国際シンポジウムに参加し、他の機関の発表事例に触れたり、日本

の支援の特長に関して第三者的視点からの質問を受けたりなど、非常に啓発されることが多く、自国の支援を見直す非常に良い機会となった。また、この出張中に構築できた人間関係を基に、第16回法整備支援連絡会では、世界銀行から Heike Gramckow 氏を、国連開発計画からは Alejandro Alvarez 氏をゲストスピーカーとして招へいすることが実現できた。その意味でも、今回の出張の意義は大きかったと感じている。法制度整備支援、あるいは国際協力の現場では、関係者相互の人間関係が非常に重要であることは言をまたないが、今回の LJDWeek2014 というシンポジウムでも、世界中の国々、多くの関係機関から集まった関係者が、旧知の者と再会しあるいは新たに人間関係の幅を広げ、親しく話をしていった。当部もようやく国外の関係機関との人間関係が構築され始めているところであり、今後もこの人間関係を維持し、更に発展・拡大させていくために、国内・国外を問わず、この種の会合には積極的に参加すべきであると強く感じた次第である。

最後に、今回、このような貴重な機会を与えていただいたこと、出張中、いろいろな知見を与えてくださった関係者の方々に対して、この場をお借りして、厚く御礼を申し上げたい。

以 上

～ 出張報告 ～

欧州の法整備支援の動向等に関する現地調査報告

国際協力部教官

野瀬 憲 範

渡部 吉 俊

1 本件調査の目的

法制度の整備や司法部門の機能強化等を含む法制度整備支援については、「法の支配」や「良い統治（グッド・ガバナンス）」の実現に資するものとして、各国機関又は国際機関により、ガバナンス強化、治安対策、人権擁護、ビジネス環境整備など様々な観点から実施されているところ、近年、ミレニアム開発目標（Millennium Development Goals: MDGs）の後継としての、いわゆるポスト 2015 開発アジェンダをめぐる議論の中で、持続可能かつ包摂的な開発の実現における「法の支配」や「良い統治」の重要性の認識が高まっていること等を背景に、これらを新たな開発目標として明示的に位置づけることも含め、国連を中心に活発な議論が展開されている¹。

一方、日本の政府開発援助（ODA）大綱についても、2003 年の改定後に生じた新たな状況等を踏まえた見直し作業が進められており²、また、世界の開発援助機関の体制等にも変化が見られる³など、MDGs の達成期限が近づく中で ODA を取り巻く国際的な動きが活発化している。

そこで、これらを背景とする各国・機関の法制度整備支援に対する取組の動向を把握し、我が国の法制度整備支援の取組の参考とするとともに、法整備支援連絡会での議論に向けた準備を行うため、欧州地域に所在する援助機関に対する現地調査を実施した。欧州地域については、2012 年にスウェーデン、ドイツ及びイタリアを対象に調

¹ 関連する主な報告書等としては、国連持続可能な開発会議（リオ+20）成果文書（2012 年 6 月）、国連総会ハイレベル会合宣言（2012 年 9 月）、有識者ハイレベルパネル報告書（2013 年 5 月）、国連事務総長報告（2013 年 7 月）、MDGs 特別イベント成果文書（2013 年 9 月）、持続可能な開発目標に関する政府間オープンワーキンググループ成果文書（2014 年 7 月）などがある。また、2014 年 12 月には、ポスト 2015 開発アジェンダを巡るこれまでの議論をまとめた国連事務総長統合報告書が発出された。

² 本稿執筆時点（2015 年 1 月）では、まだ閣議決定はなされていない。

³ 例えば、カナダではカナダ国際開発庁（CIDA）を廃止して外務貿易開発省に統合しており、オーストラリアでも同様に豪国際開発庁（AusAID）を廃止し外務貿易省に統合するなど、体制面の変化が見られる。

査が行われている⁴ことを踏まえ、今回はフランス及び英国を対象に、それらの法制度整備支援への取組の動向等について調査を行うこととし、フランスについては司法省（Ministère de la Justice）及び外務・国際開発省（Ministère des Affaires étrangères et du Développement international）を、英国については国際開発省（The Department for International Development : DFID）を訪問し、それぞれヒアリングを実施した。加えて、ウィーンに事務局を置く国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）についても、同様の調査を行った⁵。

以下、調査結果の概要を紹介するが、これらは事前調査を含め限られた情報に基づく調査結果をまとめたものにすぎず、包括的な研究・調査ではないし、ヒアリング対象者の意見ないし執筆者の私見が多分に含まれていることをご承知いただきたい。

2 フランスの法制度整備支援の動向

(1) 基本的枠組み

フランスの法制度整備支援については、フランス開発援助の主管官庁の一つである外務・国際開発省が、司法省、国立司法学院（École Nationale de la Magistrature: ENM）、破毀院（Cour de Cassation）などの専門性を持った機関と協力して実施している。フランスの ODA の多くは、主たる公的实施機関であるフランス開発庁（Agence Française de Développement: AFD）を通して行われるが、法制度整備支援を含むガバナンス分野については、AFD ではなく外務・国際開発省が直接所管しており、前述の専門機関や各国の在外公館等と連携して支援を実施しているようである。また、EU 等の国際機関による多国間（マルチ）援助への協力も行っており、外務・国際開発省の説明によれば、多分野にわたるプロジェクトに応札する場合は、外務省の下に置かれる公的实施機関である FEI (France Expertise Internationale, 2015 年 1 月から AFETI (Agence Française d'Expertise Technique Internationale) として再編) 等をオペレーターとして、コンソーシアムを組んで対応する場合もあるとのことであった。

フランスの開発援助の特徴の一つとして、上記 AFD や FEI (現 AFETI) のような支援実施機関・専門技術機関が多数置かれていることがあるが、司法省の下にも JCI (Justice Coopération Internationale) という公的实施機関が置かれており、EU や他の国

⁴ 本誌第 53 号参照

⁵ これらのほか、今回の出張では、パリに本部を置く OECD の開発協力局を訪問し、法制度整備支援を含む技術協力の世界的な動向について意見交換するとともに、本年の法整備支援連絡会においてスピーカーを務める欧州委員会（European Commission）の担当者を訪問し、打合せを行った。なお、EU の法制度整備支援への取組については、本年の法整備支援連絡会に関する記事（次号に掲載予定）を参照されたい。

際機関によるマルチ援助の枠組みにおけるオペレーターとして、各専門機関の協力の下、支援を実施している。なお、JCIは前身の組織（Acojuris）の後継として2012年に発足した組織であるが、今回訪問した司法省事務総局欧州国際部（SAEI）⁶からの説明によれば、EU等による国際協力プロジェクトにおいて次第に入札方式が増えて競争性が高まっていることを背景に、法曹実務家を含む各専門家・機関の連携を強化すべく発足したとのことであるが、収益性を高め独立採算で運営できるようになることが今後の課題であると強調されていた。

(2) 法制度整備支援の目的・位置づけ

フランスにはこれまで援助政策の理念や目的等を定めた法律はなかったが、2014年7月に初めて、開発及び国際連帯政策に関する法律が定められた⁷。同法1条には、開発の目的として、途上国の持続的開発、貧困や飢餓の撲滅、社会的不公平の除去等さまざまな要素が述べられているが、その中で「法治国家（État de droit）」や「良い統治」の実現への貢献についても言及されている。

外務省での説明によれば、法・司法分野の国際協力は、民主的ガバナンスを横断的な概念としつつ、法の支配、公正・平等、独立した司法、人権、汚職、ビジネス環境整備等をテーマに、財政的・技術的支援を行うものである。それにより、自国の文化の影響力を高めることや、法の安定性強化による投資促進、さらにはフランス国内企業の競争力を高めることも重要と考えているとのことであった。取組の具体例として、セルビアなどEU加盟候補国に対して加盟基準を満たすために行う立法支援や、マダガスカルなど旧仏植民地に対して国民の司法への信頼を高めることを目的に行う司法改革プロジェクト、あるいは投資促進の観点からのOHADA（アフリカ商法調整機関）に対する財政的・技術的支援等を挙げている。

一方、司法省は、経済分野の支援には関与していないが、法的な安定性・安全性の確保を主な目的とし、優先地域を決めた上で、世界的に評価の高いフランスの法・司法制度の経験を生かすべく、現地に2～3年程度司法官を派遣する等により支援を実施しているとのことである。

(3) ポスト2015開発アジェンダについて

ポスト2015開発アジェンダにおいて「法の支配」や「良い統治」が重視されていること等、その評価について外務・国際開発省に聴いてみたところ、これらが新たな開

⁶ 1991年に創設された司法省事務総局欧州国際部（SAEI）は、EUあるいは世界各国・地域でのリエゾンとしての司法官の派遣、EU加盟候補国等に対する法制度整備支援、外国からの訪問団の受入れのコーディネーター等を行っている。

⁷ LOI n° 2014-773 du 7 juillet 2014 d'orientation et de programmation relative à la politique de développement et de solidarité internationale

発目標等に取り入れられようとしていることは MDGs に比べると大きな進歩であり、提案されている新たな目標は、フランスが考える優先順位を概ね反映しており、先進国・途上国に関わらず全世界的に適用される点等において評価できるとのことであった。ただし、今後の支援方針に対する影響については、全体的には、前述のとおり新たな開発目標が全世界的に適用されるため何らかの影響が及ぶ（特に環境や気候変動等の分野について）と考えられるが、まだ最終決定前でもあり、現時点で特にガバナンス分野に影響があるという見方はしていないとのことであった。

3 英国の法制度整備支援の動向

(1) 基本的枠組み

英国の開発援助は、1997 年労働党政権下において新たに独立の省として設置された国際開発省が、援助政策の策定及び実施を一元的に担っており、その一部としてのガバナンス支援や司法部門の改革支援についても、各専門機関と協力して実施している。現在行っているものとしては、例えば、治安及び司法プログラム (security and justice program) 等の取組があるが、支援活動の具体的な内容については、世界各国に置かれている現地事務所 (カントリーオフィス) がかなり独立性をもって決定しており、現地のニーズや問題状況等を踏まえた柔軟なプロジェクトのデザイン (例えば、子どもの安全にフォーカスしたプロジェクトなど) が可能となっているとのことである。一方、ロンドンでは、基本的なポリシーの決定や各現地事務所への予算割当、あるいは調査研究を行いベストプラクティスを共有する等の役割を担っている。

支援プログラムの実施レベルでみると、例えば、ブリティッシュ・カウンシル等の国内機関や NGO、民間コンサルティング会社等の協力を得て実施するほか、プログラムの一環として UNICEF 等のマルチ機関に出資することもある。

(2) 法制度整備支援の目的・位置づけ

英国の開発援助の基本となる 2002 年国際開発法 (International Development Act of 2002) では、災害の際の緊急援助等を除き、援助が貧困削減に資すると認められる場合にのみ援助を提供できると規定し、貧困削減が援助の最上位目標であることが明記されている (1 条 1 項)。もちろん、貧困を多角的に理解する近年の傾向からすれば、これは経済的な支援のみを行うという意味ではなく、発展の基盤としての「法の支配」の実現に向けた支援等も幅広く行われている。

ところで、英国は ODA の国際的な目標である対国民総所得 (GNI) 比 0.7% を、2013 年に G7 諸国の中で初めて達成した国であるが、他の先進諸国と同様、必ずしも財政状況がよいわけではない。そのような中で、開発途上国の法・司法分野を支援する目

的や意義についてどのように考えるか尋ねたところ、支援の目的・動機は、国際開発法に規定されるとおり貧困削減につながるものでなければならないが、その効果については、地域的な安定性・安全性の確保、不法移民の減少、投資促進など様々な説明をしているとのことであった。もっとも、開発援助全体におけるプライオリティの置き方は、各省庁によって温度差があるようである。

支援分野についてみると、全体的には刑事司法分野によりフォーカスする傾向があるが、民事分野や行政法、あるいは経済法制に関する取組も行っており、特に分野別にプロジェクトを切り分けているわけではなく、現地のニーズに応じて柔軟にカスタマイズしているようである。経済分野については、新たに 2014 年 6 月から LASER (Legal Assistance for Economic Reform) というプログラムを開始し、脆弱国・紛争影響国を中心に、商事関係の法・司法制度の問題を把握し投資環境の改善につなげようという取組が行われているが、具体的なアプローチは国によって異なり、例えばルワンダではフルタイムの法律アドバイザーを派遣して支援を行っている。

なお、開発援助全体について予算執行の透明性を高めるため、ウェブサイトに "Development Tracker" というページを設け、DFID が現在行っている、又は過去に行ったプロジェクトのほとんどに関する予算総額や執行状況、評価文書などを掲載するという取組が行われている⁸。

(3) ポスト 2015 開発アジェンダについて

ポスト 2015 開発アジェンダにおける「法の支配」等の重要性について意見を聴いたところ、新たな開発アジェンダのフレームワークに「法の支配」が入ることは非常に重要と考えており、その中でも DFID としては特に「司法アクセス」を重点的に推進しているとのことであった⁹。もっとも、新たな開発目標が DFID の法制度整備支援の取組にどのような影響を与えるかについては、フランスと同様に、現時点でははっきりとしていない。

4 国連国際商取引法委員会 (UNCITRAL) の技術協力

(1) UNCITRAL の概要

国連国際商取引法委員会 (UNCITRAL) は、1966 年 12 月の国連総会決議に基づき

⁸ "Development Tracker" (<http://devtracker.dfid.gov.uk/>) 参照

⁹ DFID における「法の支配」の定義については、2004 年 8 月の国連事務総長報告 ("The Rule of Law and Transitional Justice in Conflict and Post-Conflict Societies") において提示されたものと基本的に同じであり、アカウンタビリティ、国際的な人権規範への適合、公平性、法的確実性等の諸要素が含まれるが、実際的なアプローチとして特に司法アクセスを重視しているとのことであった。

創設された国連の常設委員会であり、条約やモデル法等の作成・普及を通じて、国際取引法分野の調和と現代化を推進することをマニフェストとしている。総会で選出される60の加盟国を構成員とする委員会本体のほか、条文案の作成等の実質的な作業を担う6つのワーキンググループ、及びウィーンに所在する事務局の3つで構成される。そのほか、地域的拠点としてのアジア太平洋地域リージョナルセンター（Regional Center for Asia and the Pacific: RCAP）が韓国（仁川）で設立され、2012年4月から業務を開始している。この地域センターと本部との役割分担について尋ねたところ、特に明確な決まりはないとのことであったが、アジア・太平洋地域における活動は基本的にRCAPが企画・実施しつつ、必要に応じて本部の協力を受けているものと思われる。

(2) 技術協力について

UNCITRALの活動は条約等の作成及び採択にとどまるものではなく、UNCITRALで採択された法的文書・非法的文書の普及に向けた様々な活動も行っており、その一環として、技術協力や法改革支援を実施している。具体的には、専門家を派遣してのセミナーの開催、対象国における法改正の必要性の評価、起草支援やドラフトの審査などである。あるいは、司法のキャパシティ・ビルディングとして、例えば、外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約（ニューヨーク条約）の解釈に関するガイドを作成し、裁判官の能力向上を支援する等の取組も行われている。ただし、UNCITRALの通常予算として技術協力の予算があるわけではなく、これらの技術協力は各国ドナーの任意拠出により信託基金（trust fund）を創設して行われている。あるいは、JICA、USAID、EU、世界銀行、リージョナルバンク等の支援枠組に協力する形で支援を実施する場合もある。

なお、モデル法の形態をとる場合、どの国が当該モデル法に基づく立法を行ったかのリストを本部において作成し公表しているが、時に判断が難しい場合があり、モデル法としてリストアップすることは国際標準を満たしているというメッセージを世界に向けて発することになるため、判断は慎重に行っているとのことである。

(3) ポスト2015開発アジェンダについて

UNCITRALは、従来は、ポスト2015開発アジェンダ形成の議論にあまり参加してこなかったが、最近は状況が変化しており、国連のさまざまなイベント等において国際取引法の現代化の重要性について意見を述べるなどしており、新たな開発目標においても、国際取引法の現代化が「法の支配」の要素の一つとして、ひいては持続可能な開発につながるものとして国際的に認識されることを期待しているとのことであった。

5 所感

最初に述べたとおり，今回の調査は非常に限定的なものであり分析のレベルには至っていないが，法制度整備支援，あるいはより広く開発援助全体を取り巻く国際的な動きが活発化する中で，法制度整備支援に関わる各国・機関と情報交換を行い，その取組や政策の動向を把握することは，日本の法制度整備支援の在り方を考える上で大きな示唆を与えてくれるし，支援の現地レベルで必要なコーディネーションを進める上でも大いに役に立つと思われた次第である。我々の訪問を温かく受け入れていただいた各国訪問先の方々，調査の実施を様々な側面で助けていただいた各国大使館・代表部の方々に，この場をお借りして厚く御礼申し上げたい。

～ 国際研修 ～

第 15 回日韓パートナーシップ共同研究（韓国セッション）

国際協力部教官

渡部 吉俊

第 1 はじめに

国際協力部では、公益財団法人国際民商事法センター及び大韓民国大法院法院公務員教育院（以下「教育院」という。）との共催により、2014年10月20日から同月30日までの間、第15回日韓パートナーシップ共同研究（韓国セッション）を実施したので、その概要を報告する。

第 2 日韓パートナーシップ共同研究について

日韓パートナーシップ共同研究は、登記、戸籍、供託、民事執行等の民事行政・司法行政分野の比較研究を目的として、1999年から行われているものであり、法務省・法務局及び裁判所職員から選ばれた日本側研究員が韓国を訪問して調査・研究を行うことを中心とする韓国セッションと、法院（韓国の裁判所）職員から選ばれた韓国側研究員が日本を訪問して調査・研究を行うことを中心とする日本セッションにより構成される。今回は、2014年6月に行われた日本セッションに続き、韓国セッションが行われたものである。

第 3 共同研究の概要

1 講義

(1) 「韓国の司法補佐官制度について」

教育院の金周完（キム・ジュワン）首席教授から、韓国の司法補佐官制度の概要について講義がなされた。韓国の司法補佐官制度は、ドイツやオーストリアの制度を元に、裁判官の負担軽減の観点から、実質的な争訟に該当しない付随的な業務や公証的な業務を行うものとして導入されたものである。本講義では、司法補佐官の資格要件や担当業務、裁判を受ける権利に関する憲法裁判所の判断等について説明が行われた。

(2) 「電子供託及び商業登記法・規則の韓日比較」

法院行政処司法登記局の金永善（キム・ヨンソン）司法審議官から、韓国の電子

供託制度の概要と、2011年商法改正（合資組合及び有限責任会社の導入等）を受けた商業登記法・規則の改正内容及びその運用状況について説明が行われた。

2 見学

(1) 大法院

韓国の最高裁判所である大法院を訪問し、大法廷、小法廷のほか、一般向けに設けられた広報スペースを見学しつつ、大法院の沿革や役割、最近の動向等について説明を受けた。

(2) ソウル中央地方法院

民事事件における電子訴訟の様子を傍聴させていただいたほか、登記等の実務の現場を見学しつつ、事務処理の進め方について説明を受けた。

(3) ブンダン電算情報センター

司法部門のためのデータセンターとして、電子訴訟や登記・供託の電子処理システムの管理等を行っているブンダン電算情報センターを見学し、運用状況について説明を受けた。

3 実務研究及び総合発表

今回の実務研究では、日本側研究員が事前に設定した研究テーマについて、韓国側パートナーに質疑等を行いながら比較研究を行った。その上で、韓国セッションの実質的な最終日に、総合発表として各研究員から研究成果の発表が行われた。これらの成果は、別途冊子として取りまとめられ、実務で活用される予定であるが、ここでは、各研究員の研究の概要について簡単に紹介したい。(1)及び(2)は不動産登記に関するもの、(3)は商業登記に関するもの、(4)は戸籍に関するもの、(5)は民事執行に関するものである。

(1) 「日韓における再生可能エネルギー電気発電事業に関する担保登記等の現状比較」

日本では、再生可能エネルギーの普及拡大に伴い、工場財団抵当や動産譲渡登記等を利用し、太陽光発電施設等を担保化し登記を行う例が増加しているところ、韓国における現状と比較しつつ、再生可能エネルギーの普及方策を登記の側面から考察したものである。

(2) 「国家機関等における不動産登記に係る情報の共有化について」

韓国において電子政府推進に向けた取組の一環として行われている、不動産登記に関する情報を含む行政情報等を電子データ化し、国家機関等において共同利用する制度の仕組みや現状について調査し、今後の日本の取組の参考とするものである。

(3) 「不実の登記を防ぐための有効な方策について」

代表取締役になりすました者による登記申請など、虚偽の登記申請により不実の

登記がなされることを防止するための方策について、日韓の登記申請手続や登記官の審査方法等を比較しながら考察したものである。

(4) 「生殖補助医療や DNA 検査技術の進歩と嫡出推定規定に関する諸問題」

日本においては、生殖補助医療や DNA 検査技術の進歩により、民法の嫡出推定規定の解釈・適用について問題が生じ、近時、最高裁判所から注目すべき判決が出され戸籍事務にも影響を与えているところ、これらの問題が韓国においてどのように取り扱われているかについて、比較考察を行ったものである。

(5) 「日本国及び大韓民国における子の引渡しの強制執行制度について」

日本では、2014年4月から「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）」が発効するとともに、同条約の実施法が施行され、国内の子の引渡しの強制執行の運用等にも一定の影響を与えているところ、同じく同条約の締約国である韓国における子の引渡しの強制執行の現状等について、比較考察を行ったものである。

第4 終わりに

今回の韓国セッションにおいても、日韓双方の研究員の協力の下、6月の日本セッションにおいて培ったパートナーシップを元に更に進んだ共同研究を実施することができた。もちろん、本格的な比較研究を行うには日数が短すぎるのであるが、日韓の研究員たちが互いの知識・経験を共有しながら、実務の細部に至るまで問題を検討し合うことができるというのは、類似する制度を有する日韓の共同研究ならではの姿であろう。今回の共同研究の円滑な実施に御協力いただいた日韓両国の関係者に深く感謝申し上げたい。

第15回日韓パートナーシップ共同研究(韓国セッション) 日程表

【指導教官: 渡部教官 事務担当: 若生専門官】

月 日	曜	9:30	12:00	14:00	17:00	備考	
10 / 20	月			13:00~13:50 オリエンテーション (赤れんが棟第1セミナー室)	14:00~17:00 実務研究(事前準備) (赤れんが棟1セミナー室)		
10 / 21	火	東京(羽田空港)発【12:05】→ソウル(金浦空港)着【14:25】OZ1015便 (日本側研究員入寮)			オリエンテーション 教育院長表敬		
10 / 22	水	講義(1) 韓国の司法補佐官の制度について (5F大会議室)	12:00~13:40 教育院長主催 意見交換会	講義(2) 電子供託及び商業登記法・規則の韓日比較 (5F大会議室)			
10 / 23	木	実務研究(1) (5F大会議室)		見学 電算情報center(益唐)			
10 / 24	金	実務研究(2) (5F大会議室)		実務研究(3) (5F大会議室)			
10 / 25	土						
10 / 26	日						
10 / 27	月	10:00~10:15 行政管理室長 表敬	見学(10:15~12:00) 大法院(最高裁判所)	12:00~13:30 司法登記局長主 催 意見交換会	14:00~14:15 法院長表敬	見学(14:15~17:00) ソウル中央法院	
10 / 28	火	総合発表準備 (5F大会議室)		総合発表(13:30~16:00) (5F大会議室)	修了式 (16:20~17:00) (5F大会議室)	教育院長主催 意見交換会	
10 / 29	水	(日本側研究員退寮) ソウル(金浦空港)発【15:50】→東京(羽田空港)着【17:55】OZ1045便					
10 / 30	木	10:00~12:00 帰国報告会準備 (赤れんが棟第4教室)		14:00~15:30 帰国報告会 (赤れんが棟第4教室)			

第15回日韓パートナーシップ共同研究員名簿

		氏名	所属	性別	担当分野
日本側研究員	1	おおむら りえ 大村 理恵	東京法務局 品川出張所 登記官	女	商業登記
	2	わくだ あきお 和久田 明生	横浜地方法務局 法人登記部門 登記相談官	男	戸籍
	3	たかやなぎ まさあき 高柳 正明	千葉地方法務局 不動産登記部門 登記相談官	男	不動産登記
	4	かわもと てつし 河本 哲志	民事局 民事第一課 後見登録係長	男	不動産登記
	5	いまむら しんすけ 今村 伸介	最高裁判所 事務総局民事局第三課 調査員	男	民事執行
韓国側研究員	1	チャン ギュヨン 張圭燕	水原地方法院 民事申請課 法院事務官	男	不動産登記
	2	キム センス 金生洙	光州地方法院 順天支院 法院主事	男	不動産登記
	3	ムン ビョンシク 文炳植	ソウル西部地方法院 登記課 法院事務官	男	商業登記
	4	イ チャンウ 李昶雨	ソウル東部地方法院 法院事務官	男	戸籍
	5	ハン サンホン 韓相憲	司法政策研究院 法院主事補	男	民事執行

韓国公務員教育院

教授 曹正根(チョ ジョンゲン)

係長 張重徳(チャン ジュンドク)

法務総合研究所

国際協力部教官

国際協力専門官

渡部吉俊

若生耕介

～ 国際研修 ～

第5回カンボジア民法・民事訴訟法普及支援本邦研修

国際協力部教官

野瀬 憲 範

第1 はじめに

1 民法・民事訴訟法普及プロジェクトの概要

2012年4月からカンボジア王国（以下「カンボジア」という。）で開始された民法・民事訴訟法普及プロジェクト（以下「現行プロジェクト」という。）では、同国の主要な司法関係機関である司法省（MOJ）、王立司法学院（RAJP）、弁護士会（BAKC）及び王立法律経済大学（RULE）の4機関を対象に、法解釈及び運用能力の向上を目的とした人材育成支援を実施している。現行プロジェクトは、2017年3月までの5年間のプロジェクト期間のうち、現在3年目中盤に差し掛かっている。これまでに、要件事実等をテーマとして、これに関連する講義や演習を行うことを目的として合計4回の本邦研修を実施している。

2 今次研修の研修員

法務総合研究所国際協力部（以下「当部」という。）は、2014年10月20日（月）から同月31日（金）まで¹、第5回カンボジア民法・民事訴訟法普及支援本邦研修（以下「今次研修」という。）を実施した。研修員は、カンボジア司法省技術総局次長マオ・ピロン氏を団長とする16名であった²。

第2 研修目的

1 これまでに実施した研修において、要件事実の分野について継続的に取り上げてきたことの成果として、カンボジアの法律家の間でも少しずつ要件事実の考え方が定着してきている。

それを受けて現地では、日本の長期専門家³の指導の下、要件事実を意識した事件

¹ 移動日を含む。別添日程のとおり。

² これまでと同様、司法省（MOJ）、王立司法学院（RAJP）、弁護士会（BAKC）及び王立法律経済大学（RULE）から、それぞれ4名ずつ、合計16名が研修員として来日した。別添研修員名簿のとおり。

³ 2014年9月に辻専門家が赴任した。現在、辻専門家（検察出身。56期）、嶋貴専門家（弁護士。58期）、原専門家（裁判所出身。旧60期）の3名がリーガルの専門家として、川口専門

類型別の訴状及び答弁書の記載例集を作成する計画が進行中である。記載例集がカンボジアの法律家の間に普及すれば、要件事実に関する理解が更に広がり、民事訴訟及び人事訴訟の統一的で公平な運用に資するものと期待されるので、今次研修では、こうした現地の活動をサポートし、あるいは、タイアップするため、記載例に関する講義及び意見交換会を実施し、そこでの議論を踏まえて記載例の共同研究(検討作業)を実施することとした。

2 また、裁判所にご協力いただき、司法研修所、裁判所職員総合研修所及び東京地方裁判所民事保全部を訪問することとした。

司法研修所及び裁判所職員総合研修所を訪問させていただいた目的等は以下のとおりである。すなわち、カンボジアでは、王立司法学院に所属する王立裁判官・検察官養成校での研修を修了した者の中から裁判官が任命されるが、任官後の現役裁判官に対する実務教育の機会は十分に与えられていない。そこで、現行プロジェクトでは、民法及び民事訴訟法の普及というプロジェクト目標にも鑑み、王立司法学院と連携して、現役裁判官を対象とした民事訴訟法のセミナーを定期的で開催すべく検討及び調整を進めており、これを受けて王立司法学院では、現役裁判官の実務教育に対する気運と関心が高まっている。また、カンボジアでは、従前は弁護士の社会的地位が裁判官や検察官と比較して低かったものであるが、近年の経済発展に伴う訴訟案件の増加等の影響により弁護士の社会的地位が向上して注目度が上がっており、弁護士の養成制度に対する関心も高まっている。そこで、これらのカンボジア側のニーズに応えるため、本研修の機会に司法研修所を訪問し、現役裁判官に対する実務教育の在り方と、日本の法曹養成制度の在り方を合わせて見聞してもらうとともに、裁判所職員総合研修所も訪問して、書記官教育の在り方についても学んでもらうこととした。

東京地方裁判所民事保全部を訪問させていただいた目的等は以下のとおりである。すなわち、カンボジアでは、民事執行手続及び民事保全手続を含む民事訴訟法が施行されてから約7年が経過し、徐々に実務に定着しつつあるが、民事執行及び民事保全の分野では、裁判所の運用が統一的でなかったり、手続が迅速性を欠くといった問題を残している。そこで、今回は民事保全手続に焦点を当て、東京地方裁判所民事保全部を訪問し、第一線で民事保全実務を担当している裁判官及び書記官との間で質疑応答を行い、次々と持ち込まれる事件を迅速に処理する民事保全手続の現場を実際に見学してもらうことで、今後の運用改善に向けた契機としてもらうこと

家が業務調整の専門家として赴任しており、この4名体制でプロジェクトを推進している。

とした。

第3 研修実施内容

1 事前準備等

研修に先立って、現地において多く見られる4つの紛争類型（金銭消費貸借、交通事故、賃貸借、離婚）について、事例を作成し、今次研修前に研修員に課題として与えた。研修員16名を4グループに分け、各グループは、各機関から1名ずつの4名で構成するものとし、各グループに1事例を割り当て、研修前に、訴状及び答弁書の作成、提出を求めた。

2 記載例作り関係の研修について

研修の冒頭、当部教官から、研修員に対して、4事例についての要件事実の解説を行った。その後、各グループに別れ、合計4コマを費やして議論を深め⁴、各グループで事前に作成した訴状及び答弁書の改訂を行った。改訂の際には、単に、「訂正する」だけではなく、本文にフットノートを付し、なぜ、かかる記載としたのかについての理由などを記載することとした。これは、研修員をして、結論を受入れるだけではなく主体的に理由を考えることの重要性に気付いてもらうとともに、作成した記載例を母国に持ち帰った際に、研修に参加していない者が、同記載例の書きぶりや結論部分だけを参考にするおそれなしとしないことから、結論を導くにいたった過程等についての考察（理由付け）を付することとしたものである。

紙面の関係で詳細は割愛するが、研修員から、当部教官等に要件事実等について活発に質問がなされ、あるいは「このような記載はどう思うか。」などと対案が出されるなどし、事前に課題を与え、本邦研修においてもグループに分かれて議論を深めるという方法は、研修員の主体性という点からも非常に有意義であったと考えられる。

この記載例作りについては、終盤に、元東京高等裁判所部総括判事でカンボジア民法作業部会委員の南敏文先生に加わっていただいた。議論を経て改訂した訴状及び答弁書について、南先生から、ご自身の経験を踏まえて、要件事実を意識した上で、事実を整理して記載するということが不十分な点などについて、わかりやすくご講義をしていただき、研修員は活発に質問をしていた。南先生の講義は、訴状及び答弁書の記載例を作成するための本邦研修の集大成とも言うべき内容であり、南先生からの指摘を踏まえ、さらなる改訂を行うことで、カンボジア国内で、普及に耐え得る記載例のひな形が作成されたのではないかと思われる。

⁴ 各グループには、当部教官、今次研修に帯同した原専門家など4名が常時張り付く形で、議論を行った。

3 訪問等について

司法研修所では、山名所長、村田上席教官、吉崎局長をはじめ皆様に、裁判所職員総合研修所訪問では引馬教官をはじめ皆様に、大変温かく迎えていただいた。

各種施設見学のほか、設けていただいた質疑応答の際には活発に質問が出されるなど、ご訪問によって刺激を得て、研修制度の重要性、必要性についての新たな発見があったと思われるところである。

東京地方裁判所民事保全部訪問に先だって本間佳子教授から、「保全の実務」についての講義をしていただいた。本間先生は、カンボジアに長期専門家として赴任された経験があり、また、今次プロジェクトの第1回本邦研修において「保全と執行」というテーマでご講義をいただいたこともあり、それらご自身のご経験を踏まえ、わかりやすく講義をしていただき、研修員らは熱心にメモを取ったり、活発な質問をするなどしていた。

東京地方裁判所民事保全部訪問の際には、関上席裁判官をはじめ皆様に温かく迎えていただいた。質疑応答において、具体的な事例を挙げての質問に対してご回答をいただき、研修員の理解を深めることができたと思われ、保全の処理についての具体的な進め方について知見を得るとともに、将来的にカンボジアの実務にフィードバックすることができるものと思われる。

第4 おわりに

1 本研修の成果が、特に作成した記載例がカンボジアの裁判実務に普及して定着するか否かは、司法省上層部がこれを裏書きするか否かなどの要素にかかっており、目に見える成果として結実するにはやや時間を要すると思われるが、今次研修における研修員が、いずれも、自分たちが今行っていることがカンボジア裁判実務におけるマイルストーン的な役割を果たす可能性があるという自覚のもと、強い意欲をもって、主体的にプログラムに参加していたことに鑑みると、本研修は大きな意義があったものと感じている。

今次研修で取り入れた記載例作りについては、次回以降も別事例で訴状、答弁書作成を行い、最終的には、同じ事例について、陳述書等の証拠を追加した上で、(争点について)の判決起案(判決の記載例作り)を目指すことも、今後の本邦研修の内容として、十分に検討すべき方向性の一つであると思われるところである。

2 最後に、本研修にご協力下さった講師の皆様、訪問先の皆様、その他関係者の皆様に、この場をお借りして、改めて厚く御礼を申し上げます。

第5回 カンボジア民法・民事訴訟法普及支援研修日程

[教官： 野瀬教官, 甲斐教官, 内山教官 専門官： 堀専門官]

月 日	曜日	10:00 12:30	14:00 17:00	備考	
10 /	月	移動日			
10 /	火	JI CA オリエンテーション JI CA東京SR406	13:30~ 国際協力部 オリエンテーション JI CA東京SR406	14:00~ 講義「要件事実総論・各論」 国際協力部 野瀬憲範教官・甲斐雄次教官・内山淳教官 JI CA東京SR406	
10 /	水	講義「要件事実各論」 国際協力部 野瀬憲範教官・甲斐雄次教官・内山淳教官 法総研第6教室	法総研所長主催 意見交換会	14:00~ 書式検討 国際協力部 野瀬憲範教官・甲斐雄次教官・内山淳教官 法総研第6教室	
10 /	木	9:30~11:00 講義「司法研修所及び裁判所職員総合研修所の役割」 国際協力部 甲斐雄次教官 JI CA東京SR404	13:30 司法研修所・裁判所職員総合研修所訪問 司法研修所・裁判所職員総合研修所		
10 /	金	書式検討 国際協力部 野瀬憲範教官・甲斐雄次教官・内山淳教官 JI CA東京SR404, SR405	書式検討 国際協力部 野瀬憲範教官・甲斐雄次教官・内山淳教官 JI CA東京SR404, SR405		
10 /	土				
10 /	日				
10 /	月	講義「保全の実務」 創価大学法科大学院教授 本間佳子 法総研第5教室	書式検討 国際協力部 野瀬憲範教官・甲斐雄次教官・内山淳教官 法総研第3教室及び第5教室		
10 /	火	講義「日本の法曹養成制度」 / 意見交換 国際協力部 野瀬憲範教官・甲斐雄次教官・内山淳教官 法総研第5教室	東京地方裁判所保全部訪問 東京地方裁判所保全部		
10 /	水	共同研究「民事訴訟・人事訴訟の書式」 元東京高等裁判所部総括判事 南敏文 JI CA東京SR406	共同研究「民事訴訟・人事訴訟の書式」 元東京高等裁判所部総括判事 南敏文 JI CA東京SR406		
10 /	木	総括質疑応答 国際協力部 野瀬憲範教官・甲斐雄次教官・内山淳教官 JI CA東京SR406	評価会・修了式 JI CA東京SR406		
10 /	金	移動日			

第5回カンボジア民法・民事訴訟法普及支援研修

1	マオ・ピロン
	Ms. MAO Phiron 司法省 技術総局 次長
2	ソー・ダニー
	Ms. SO Dany 司法省 事務・会計総局 次長
3	ニル・フィリップ
	Ms. NIL Philippe 司法省 教育普及局 局長
4	ロク・ソクレン
	Mr. LOX Sokleang 司法省 監査局 監査官
5	セム・サコラ
	Ms. SEM Sakola 最高裁判所 判事
6	チャイ・チャンダラバン
	Mr. CHAY Chandaravan 控訴裁判所 判事
7	タン・スンライ
	Mr. TAING Sunlay プノンベン始審裁判所 副所長
8	ソー・リナ
	Ms. SOR Lynna シアヌークビル始審裁判所 判事
9	セ・ソバンナ
	Ms. SEK Sovanna 弁護士
10	スウン・ソフィア
	Mr. SOURNG Sophea 弁護士
11	チア・ソクナン
	Ms. CHEA Soknourn 弁護士
12	ユン・サバット
	Mr. YIN Savat 弁護士
13	ハップ・ファルティ
	Dr. HAP Phalthy 大学教授
14	ドム・イム
	Mr. DOM Im 大学教授
15	ポリー・パンニャ
	Ms. POLY Pagna 大学教授
16	テップ・ソック
	Mr. TEP Sok

教官 / Professor 野瀬 憲範(NOSE Kazunori), 甲斐 雄次(KAI Yuji), 内山 淳(UCHIYAMA Jun)
国際協力専門官 / Administrative Staff 堀 友美(HORI Tomomi)

～ 国際研修 ～

ミャンマー法整備支援プロジェクト第2回本邦研修

国際協力部教官

横 幕 孝 介

第1 はじめに

2014（平成26）年11月2日（日）から同月15日（土）まで（移動日を含む。）、ミャンマー連邦最高裁判所（以下「連邦最高裁判所」という。）からエイ・エイ・チッ・テ事務局長代行（当時¹）ら裁判官7名、ミャンマー連邦法務長官府（以下「連邦法務長官府」という。）からヌ・ヌ・イン事務局次長ら検察官7名計14名を招き、大阪中之島合同庁舎法務総合研究所国際会議室ほかにおいて、ミャンマー法整備支援プロジェクト²第2回本邦研修が実施された（日程及び参加者の詳細は、別添のとおり。）

第2 本研修実施の背景

本プロジェクトは、①ミャンマーが直面する喫緊の立法課題への対応能力の強化（立法起草・法案審査能力向上支援）、②両機関所属の裁判官及び検察官の人材育成の基盤整備を柱としており、2014（平成26）年5月には、本プロジェクトにおける第1回本邦研修が、同年7月には、同研修の結果を踏まえての第1回合同調整委員会（JCC³）が開催された⁴。

同JCCで承認された今後の活動計画によれば、各機関とも、裁判官、検察官の人材育成に関し、研修カリキュラムの改訂、新たな教材の作成、新たな研修手法の導入等が掲げられているが、これまで、ミャンマーでの実務家に対する研修は、講義形式によるものがほとんどであるほか、教材としては、多くが法律の条文が記載されただけ

¹ 2015年1月15日付けで、正式に連邦最高裁判所事務局長に就任。

² 独立行政法人国際協力機構（JICA）と連邦最高裁判所及び連邦法務長官府との間で、両機関を実施機関として締結されたプロジェクト。ミャンマーの社会経済及び国際標準に適合した法の整備及び運用のための組織的・人的能力向上を通じて、ミャンマーにおける法の支配、民主主義、持続可能な経済成長を促進することを目的とし、法務総合研究所も同プロジェクトに全面的に協力している。2013（平成25）年11月開始。

³ Joint Coordinating Committee。ミャンマーの首都ネーピードーで開催。

⁴ 第1回本邦研修の内容等、これまでのプロジェクトの活動状況の一部については、ICD NEWS 第60号「特集 ミャンマー法整備支援プロジェクトが開始されて」（本職執筆）を参照されたい。

のもので、日本でいう注釈書のような解説書も乏しいなど、各ワーキンググループメンバーにおいて人材育成に関する具体的なプロジェクト活動を進めていくに当たり、新たな教材や研修手法に対する具体的なイメージを醸成できていない状況にあった。

また、第1回本邦研修では、我が国の司法修習生、裁判官及び検察官に対する研修制度を広く紹介したところ、各実施機関からは、特に、若手裁判官や若手検察官に対する実務の現場における指導（OJT）の実情についてもっと深く知りたいとの要望も出された。

そこで、本研修では、本プロジェクトの2つの柱のうち、人材育成に焦点を当てた上、民事・刑事の第一審訴訟手続等に関するフローチャート作り等の作業を通じて、教材作りの一例を経験してもらいつつ、日本とミャンマーの訴訟手続に関する相互理解を深めるほか、日本の司法研修所におけるカリキュラムの組み方、事実認定に関する演習、日本や他国における法律教材の紹介等を通じて日本の研修カリキュラムや法律教材に関する知見を深めてもらうとともに、日本の裁判所、検察庁の各現場で若手の指導を担当している実務家との意見交換等を通じて、各庁におけるOJTへの具体的な取組についての理解を深めてもらうことを目的として、これを実施することとした⁵。

第3 本研修の概要

本研修プログラムは、大きく、①研修教材に関するもの、②研修カリキュラムに関するもの、③研修手法に関するもの、④OJTに関するもので構成されている。以下、主なものをご紹介します⁶。

1 研修教材に関するプログラム

(1) フローチャートの作成・発表等

研修員に、ミャンマーの裁判官、検察官の研修において活用できる教材作りの一例を実際に体験してもらうとともに、後続プログラムである日本の訴訟手続に関する講義⁷と合わせて、日本とミャンマーの訴訟手続の比較検討を行い、これらに関する

⁵ 本研修には、ミャンマー研修員14名とともに、ミャンマーに派遣中の國井弘樹長期専門家、同坂野一生長期専門家及びSue Pyi Son 現地プロジェクトオフィススタッフに帯同いただいた。

⁶ 本文で紹介したプログラムのほか、三谷真貴子法務省大臣官房施設課課付からは、日本における検察官の研修施設の概要等について講義をいただいた。

⁷ 「刑事手続の迅速化」及び「民事手続の迅速化」の各講義。前者では、当部野瀬憲範教官から、公判前整理手続等の刑事裁判の迅速化に向けた取組、新たな制度としての裁判員制度の概要等を中心に日本の刑事手続全般について紹介し、後者では、同毛利友哉教官から、争点整理手続や集中証拠調べなどの民事裁判の迅速化に向けた取組について焦点を当てて説明がなされた。研修員からは、捜査段階での裁判所の関与の仕方の違い、裁判員制度、民事訴訟における集中証拠調べに関する制度、争点整理手続の違いなどについて関心が寄せられるなどした。

る相互理解を深めることを目的として、「研修教材作成を通じた日緬訴訟手続の比較（フローチャートを題材に）」のプログラムをもうけた。このプログラムは、いわゆる参加型プログラムの一つとして、連邦最高裁判所の研修員からはミャンマーの民事裁判手続について、連邦法務長官府の研修員からは同刑事手続についてのフローチャートをそれぞれ作成、発表してもらった上、これを基に日本側関係者との意見交換を実施した。

研修員は、本研修開始前の段階から、長期専門家による助言を得ながら、ミャンマー現地においてフローチャートの作成作業を進めた上で、本研修に臨んだものであるが、発表されたフローチャートは、例えば、それを見れば民事訴訟手続の流れと各段階における具体的な手続内容が一覧できるように作成されるなど、研修員らがフローチャートそれ自体に馴染みが薄い中で、読み手を意識した理解のし易いものに仕上がっていた。研修員からは、本研修中に作成したフローチャートについて、帰国後さらにブラッシュアップさせていく必要がある旨の声も聞かれたが、今回作成したフローチャートは、今後、ミャンマーの若手実務家の能力向上に役立つ有用な教材のベースとなるだけでなく、日本側関係者がミャンマーの手続に対する理解を深める際の一助にもなるであろうと思われる。また、研修員からは、「作成作業を進めながら生じた疑問を話し合っていく過程を通じて自国の訴訟手続に対する理解が深まった。」「今後の研修で使用するために、執行や保全の手続に特化したフローチャートも作成していきたい。」旨の感想が述べられるなど、フローチャート作りやその教材としての有用性を高く評価する声も聞かれ、今後のプロジェクト活動で取り上げる教材作りのイメージを体感してもらおうという目的は十分達成することができたと思われる。

(2) 法律教材の紹介

「日本における法律教材」の講義では、当職から、日本の実務家等が使用している各種の法律教材として、便宜上、六法（条文）型、逐条解説型、判例解説型、テーマ型、教科書型といった幾つかの類型に分けた上で、具体例を挙げながら、それらの教材の特徴や記載事項等について紹介するなどした。また、「外国における法律教材」の講義では、過去他国に対する法整備支援プロジェクトにおいて教材作成支援を行った例として、当部須田大教官からはラオスでの教材作りを例に、同内山淳教官からはカンボジアでの教材作りを例に、それぞれ教材の紹介に加え、教材作りの過程で生じた問題点やこれを克服していった過程等について具体的なエピソードを交えて紹介がなされるとともに、カンボジアの例では、坂野長期専門家から、御自身の体験談も合わせて紹介いただくなどした。

ミャンマーでは、これまでの政治情勢の影響等により、存在する法律教材そのものが極めて限られていることもあってか、研修員は、日本で様々な種類の法律教材が作成、市販され、それを誰でも自由に入手できること、市販されている教材が実務家に対する研修で使用されることもあることなどの状況に驚きを示していたが、これらの教材の紹介を通じて、作成する教材についても、目的や対象によって色々な形態の教材が考えられること、異なる機関が連携しながら作業を進めることそれ自体にも意義があることなど、今後のプロジェクト活動で進める教材作りにまつわる知見を深めることができたものと思われる。

2 研修カリキュラムに関するプログラム

カリキュラムに関するプログラムの前半では、当職において、「司法修習のカリキュラムの組み方」と題して、旧司法修習のカリキュラム⁸における科目、形式、配分、内容などについて説明を行うとともに、波床昌則弁護士（元裁判官、元司法研修所教官）にオブザーバーとしてご出席いただき、波床先生から、司法研修所教官の御経験に基づき、適宜コメントをいただく形で講義を進めた。講義に続くミャンマー研修員による発表では、連邦最高裁判所からは現行の新任判事研修のカリキュラム、連邦法務長官府からは同若手検事継続研修のカリキュラムについて、それぞれ発表してもらい、波床弁護士を交えて、日本とミャンマーの実務家に対する研修カリキュラムについて意見交換を実施した。

ミャンマーの研修カリキュラムでは、法律科目の種類が多岐にわたる上、法律科目以外にも、業務に必要な科目を広く学ぶ必要があるとの観点から、総務、予算、会計、法律英語といった様々な科目が組み込まれているほか、教官についても、その都度、高等裁判所の裁判官や部長クラスの検察官ら内部の職員が講師を担当している。また、これまでのミャンマーでの研修カリキュラムにおいては、どちらかというところ、学術的な知識のインプットに重点が置かれる一方、研修員の理解を確認するテストに対する講評も行われていなかったとのことである。そのため、研修員からは、民事裁判、民事弁護、刑事裁判、検察、刑事弁護の5科目に重点を置いた日本の修習カリキュラムの構成や、常勤の研修所教官を配置している研修所の体制、特に、起案形式のカリキュラムについて、実務で求められる知識の活用を強く意識した内容となっている点や、研修員が作成した答案を教官が全て添削し、全体を踏まえた講評を行っている指導側

⁸ ミャンマーでは、日本の司法修習に相当する制度はなく、任官後に受ける若手裁判官又は検察官に対する研修が、法曹実務に関する最初の研修となる。そのため、ロースクールを前提とした日本の現司法修習制度よりも、これを前提としない旧司法修習の方がミャンマーの研修制度に類似していることから、本研修では、旧司法修習、特に実務に関する最初の研修として位置付けられる前期修習のカリキュラムに焦点を当てることとした。

の姿勢に関心が寄せられた。

意見交換では、波床弁護士から、実施する起案に関して行っていた準備や工夫として、起案の前に、主任担当教官から当該起案における留意点を記載したペーパーが各教官に配布され、ポイントについての認識が共有されること、答案の返却後、修習生に手元の記録と照合して再検討を行う機会を与えていたこと、講評の方針についても教官会議で共有し、教室毎に講評の内容にバラツキが生じることを防いでいたことなどについて説明があったほか、研修の評価を翌年のカリキュラムに反映させるための取組として、毎年度末に、各教官が反省点を記載したメモを持ち寄り、起案の問題のレベルが適切であったか、課題の設定の在り方が適切であったかといった点について、教官室内で反省・検討する機会を設けていたことなど、具体的なエピソードを交えながら、非常に丁寧に説明いただき、研修員は、日本の司法研修所教官の実務の様子についても理解を深めることができた。

3 研修手法に関するプログラム

「刑事事実認定」のプログラムでは、午前中に、波床弁護士から、日本の刑事裁判における事実認定の目的や原則、事実認定の手法について御講義いただくとともに、午後からは、波床弁護士をモデレーターに、個別の事例を題材にして、刑事事実認定の考え方についての理解を深める演習を実施した。演習は、研修員において事前に各自で検討しておいてもらった3つの課題（①犯人識別供述の信用性判断の在り方、②間接証拠による犯人性の推認の在り方、③間接証拠による殺意の推認の在り方をそれぞれ題材とするもの。課題毎に、具体的な事例と当該事案における証言や考慮すべき個別の事実関係等が示されている。）について、連邦最高裁判所及び連邦法務長官府の研修員を混在させた2つのグループ内で、研修員同士で討論を行った後、各グループの代表者から、グループ内での検討結果をそれぞれ口頭で発表、議論してもらう形で進められた。

ミャンマーの研修では、証言の信用性の検討など、典型的な事例を題材とした実務上の問題を扱う演習は存在しないようであり、この演習形式のプログラムは、こうした手法による演習の有用性について研修員に知ってもらうことを目的に、実際に日本の司法研修所で行われている事実認定に関する演習を研修員に疑似体験してもらうことを狙いとして組んだものであった。実際の演習では、当初、証言の信用性の問題と当該証言のみで被疑者を犯人と認めることができるかどうかの問題とを混同して検討していた研修員が、波床弁護士とのやりとりを通じて、次第に証拠の評価とそれに基づく事実認定とを整理して考えるに至る様子が窺われるなど、活発な議論を通じて理解が深まっていく過程をまさに研修員が自ら体験する機会となった。ミャンマーでは、

これまでも他ドナーによる Training for Trainer をテーマにしたワークショップが行われていたようであるが、本研修では、本国では講師となる立場の研修員が生徒役となって、巧みなディスカッションの進め方を実際に体験できたという点が大きな成果となったようであり、研修員からは、「波床先生によるディスカッションの進め方がとても参考になった。このような指導方法は、帰国後、是非他の職員にも共有したい。先生には、是非ミャンマーに来ていただいて、現地でも、もっと多くの若手裁判官、検察官に今日のような演習をしてもらいたい。」との感想をもらうなど、非常に好評を博した。このような演習を効果的に実施するには、豊富な実務経験に裏打ちされた事実認定に対する深い理解に加え、司法研修所教官という教育者としての豊富な経験をも併せ有していなければ困難であり、今回の演習形式によるプログラムを成功裡が終わったことについては、改めて波床弁護士に感謝を申し上げたい。

4 OJT に関するプログラム

大阪地方裁判所を訪問し、裁判所の概要説明、刑事裁判（覚せい剤の自己使用事犯）の傍聴、裁判官の執務室等を見学したほか、新任裁判官に対する OJT について、遠藤邦彦部総括裁判官を始め実際に現場で OJT に関わっておられる裁判官、指導を受ける立場の裁判官の方々に参加いただき、研修員らとの意見交換を実施した。意見交換では、若手裁判官が一定期間、民間企業、他省庁、弁護士等に出向する外部経験の研修システムに関心が寄せられたほか、遠藤部総括裁判官から、裁判官の独立性の確保に配慮しつつ、若手裁判官を鍛える OJT の機会としての合議の在り方について、「立場の上下ではなく、相手の意見に敬意を払いつつ、思い切り議論を行うことが重要である。」旨のお話をいただくなど、研修員らは、裁判所の現場における実際の OJT の状況について理解を深めた。

大阪家庭裁判所には、連邦最高裁判所からの研修員が訪問し、調査官室、面接室、少年審判廷等の施設を見学するとともに、奥田哲也少年上席裁判官を始め裁判官、書記官、調査官らに出席いただいて意見交換を実施した。研修員らは、家庭裁判所における立場の異なる各職員の連携の在り方、それぞれの立場で実務を行いながら若手を養成していく OJT の実際の様子等について説明を受け、これらについての理解を深めた。

大阪地方検察庁へは、連邦法務長官府からの研修員が訪問し、大島忠郁検事正を表敬した上、公判部において、裁判員裁判事件における若手検察官に対する指導の取組を紹介した DVD を視聴し、実際に OJT の指導に当たる立場のシニア検察官及び指導を受ける立場の若手検察官との座談会が実施されたほか、刑事部においては、シニア検察官との意見交換を行うなどした。公判部では、半年間で検事としての土台を作る

ことを目標に、経験に応じて3つの段階に分け、100を超える項目が記載された指導リストを利用するなどしながら指導に当たっていることなどの紹介を受け、刑事部では、検察官の執務室内で、警察官に対する研修が検察官と机を並べる形で行われている様子を見学するなど、検察の現場における具体的なOJTへの取組の実情についての知見を深めることができた。また、被害者支援に関する取組の紹介として被害者支援員室を見学したほか、事件係、令状係の業務を視察するなどした。

5 発表・総括質疑応答

研修の最後に、研修員から、特に法律教材、研修カリキュラム、研修手法に関するプログラムに関して、ミャンマーにおける現状と課題、今後のプロジェクト活動の方向性をテーマに発表してもらい、その後、これらについて日本側出席者との意見交換を行った。研修員の発表では、連邦最高裁判所、連邦法務長官府の双方から、それぞれ、講義の手法に長けた講師の人材不足、研修期間が短いことなどの課題が挙げられる一方で、本研修で取り上げたフローチャートの利用や事実認定に関する演習形式のプログラム等について、今後の各研修カリキュラムに反映するべく積極的に検討していきたい旨の言及がなされるなどした。また、意見交換では、日本側出席者から、今後、本研修の成果をより効果的にプロジェクト活動に反映させていくための視点として、実務家の能力向上を図るに当たり、研修とOJTとを使い分けていく考え方も有用となりうること、研修カリキュラムを組むに当たり、その時点でミャンマーの裁判実務で特に問題となっている課題に焦点を当てた研修や、配属部署における業務⁹に特化した研修をもうけることも考慮に値すること、各手続で作成する法律書面のひな形となる書式を本研修で作成したフローチャートと併せて準備、整理していくことで、フローチャートのさらなる効果的な活用が期待できることなどが提案され、出席者の間で活発な議論が交わされた。

第4 おわりに

本研修は、本プロジェクト開始後2回目の本邦研修として、若手裁判官及び同検察官の人材育成に焦点を当てて各プログラムを組んだものであるが、本研修を通して、上記のとおり、研修員は、新たな研修教材、手法、カリキュラムなどに関し、今後の活動の方向性について具体的なイメージを抱くことができるに至ったと思われる。また、既に、実際のミャンマーの若手裁判官に対する研修カリキュラムでは、第1回本

⁹ 連邦法務長官府は、大きく4つの部署（①法令審査、②法的助言、③訟務（検察を含む）、④総務）に分かれており、各検察官の職務は、配属された部署に応じて大きく異なっている。

邦研修の成果を踏まえて事例研究が新たに導入されたことに加え、本原稿の執筆時点¹⁰において、本プロジェクトオフィスが、連邦最高裁判所から、2015（平成27）年2月から4月にかけて実施予定のミャンマー裁判官に対する研修において、本研修で実施した波床先生による事実認定演習のプログラムをそのカリキュラムに採り入れたい旨の打診を受けるなど、少しずつではあるが、着実に、本研修を含めた本プロジェクト活動の成果が、実際のミャンマーの法曹人材の育成プロセスに反映されつつある。2013（平成25）年11月に始まった本プロジェクトも間もなく折り返し地点を迎えることになるが、当部としても、引き続き、本プロジェクトの一層の効果的な実施に向けて協力していきたい。最後に、本研修の講師の方々、訪問先の関係者の皆さま、コーディネーターのマニコウシンさん、同井上奈々さん、長期専門家を始め、本研修の実施に当たって調整段階からお世話になった多くの関係者の方々に心から御礼を申し上げ、本稿の締めくくりとしたい。どうもありがとうございました。

以 上

¹⁰ 2015（平成27）年1月現在。

ミャンマー第2回本邦研修日程表

日	曜	10:00	12:30	14:00	17:00	
11/2	日	移動日				
11/3	月	【ICDオリエンテーション】 国際会議室	11:00 【演習】 研修教材作成を通じた日緬訴訟手続の比較(フローチャートを題材に) ～フローチャート作成準備		国際会議室	
11/4	火	【JICAプリーフィング】 JICA関西		14:30 【演習】 研修教材作成を通じた日緬訴訟手続の比較(フローチャートを題材に)～フローチャート作成準備 国際会議室	16:00 【講義】 日本における検察官の研修施設の在り方について 三谷課付 国際会議室	
11/5	水	12:00 【演習】 研修教材作成を通じた日緬訴訟手続の比較(フローチャートを題材に) ～発表・意見交換(刑事手続・連邦法務長官府) 国際会議室	12:15 部長主催意見交換会・写真撮影	14:00 【講義】 「刑事手続の迅速化」 野瀬教官	国際会議室	
11/6	木	【演習】 研修教材作成を通じた日緬訴訟手続の比較(フローチャートを題材に) ～発表・意見交換(民事手続・連邦最高裁判所) 国際会議室		【講義】 「民事手続の迅速化」 毛利教官	国際会議室	
11/7	金	【講義・発表・意見交換】 司法修習のカリキュラムの組み方, ミャンマーにおける新任判事研修, 若手検事継続研修カリキュラムの紹介 波床弁護士, 横幕教官				共用会議室
11/8	土					
11/9	日					
11/10	月	【講義・演習】 刑事事実認定 波床弁護士				国際会議室
11/11	火	【講義】 「日本における法律教材」 横幕教官 国際会議室		【講義】 大阪地裁/大阪家裁/大阪地検の概要説明 野瀬教官, 毛利教官 国際会議室		
11/12	水	12:30 ※UAGO【表敬・訪問】大阪地方検察庁検事正表敬, 公判部, 刑事部, 総務部(事件担当・令状担当) OJTに関する概要説明等		【講義】 「外国における法律教材と作成プロセス」 須田教官, 内山教官 国際会議室		
11/13	木	9:40 【訪問】 大阪地方裁判所刑事部 刑事裁判傍聴, 施設見学, 意見交換	12:05	【発表準備】	国際会議室	
11/14	金	【発表・意見交換】 ミャンマー側からの発表(本研修の成果と今後のプロジェクト活動への活用) 国際会議室		12:30 【総括質疑, 評価会・修了式】 国際会議室		
11/15	土	移動日				

ミャンマー法整備支援プロジェクト第2回本邦研修 研修員(AG)

The 2nd Training Course for Myanmar~Human Resource Development

1	ヌ ヌ イン
	Ms. Nu Nu Yin
	Deputy Director General, Administration Department 法務長官府 事務局次長
2	テイン テイン エイ
	Ms. Thin Thin Aye
	Director, Training Division, Administration Department 法務長官府 総務局研修部長
3	ミン タン
	Mr. Myint Than
	Deputy Director, Logistics and Budget Division, Administration Department 法務長官府 総務局業務予算部副部長
4	オウン タン
	Mr. Ohn Than
	Deputy Director, Constitutional Division, Legal Vetting and Advising Department 法務長官府 法案審査局憲法部副部長
5	モー ニン ルウィン
	Ms. Moe Hnin Lwin
	Deputy Director, Legal Translation Division, Legal Vetting and Advising Department 法務長官府 法案審査局法令翻訳部副部長
6	タン ジン ウィン
	Mr. Thant Zin Win
	Assistant Director, International Law and ASEAN Legal Affairs Division, Legal Advice Department 法務長官府 法的助言局国際法・ASEAN法務部長補佐
7	キン ミヤツ モン
	Ms. Khin Myat Mon
	Staff Officer, Civil Litigation Division, Prosecution Department 法務長官府 刑事局民事法制部付検事

【研修担当/Officials in charge】

教官 / professor 横幕 孝介(YOKOMAKU Kosuke), 野瀬 憲範(NOSE Kazunori)

国際協力専門官 / Staff Officer 富田 一之(TOMITA Kazuyuki), 若生耕介(WAKAO Kosuke)

ミャンマー法整備支援プロジェクト第2回本邦研修 研修員(SC)

The 2nd Training Course for Myanmar~Human Resource Development

1	エイ エイ チ テツ
	Ms. Aye Aye Kyi Thet Acting Director General 最高裁判所 事務局長代行
2	テツ ソー アウン
	Mr. Thet Soe Aung Deputy Director General 最高裁判所 事務局次長
3	キン メー イー
	Ms. Khin May Yi Director, Civil Justice Department 最高裁判所 民事部長
4	テン テン ワー
	Ms. Tin Tin War Director, Lawyer and Inspectorate Department 最高裁判所 弁護士監査部副部長
5	ニョ ミー サン
	Ms. Nyo Me San Deputy Director, Law and Procedure Department 最高裁判所 法案起草部副部長
6	エイ トウィン トウエツ トウエツ
	Ms. Ei Thwin Thweq Thweq Staff Officer, Law and Procedure Department 最高裁判所 法案起草部付判事
7	ネイ リン ソー
	Mr. Nay Lin Soe Staff Officer, Training Department 最高裁判所 研修部付判事

【研修担当/Officials in charge】

教官 / professor 横幕 孝介(YOKOMAKU Kosuke), 野瀬 憲範(NOSE Kazunori)

国際協力専門官 / Staff Officer 富田 一之(TOMITA Kazuyuki), 若生耕介(WAKAO Kosuke)

～ 国際研修 ～

第3回ネパール裁判所能力強化プロジェクト本邦研修

国際協力部教官

内 山 淳

第1 はじめに

2014年12月1日（月）から同月13日（土）まで（移動日を含む。）、バイデヤ・ナート・ウパッデヤヤ（Baidya Nath Upadhyay）最高裁判所判事を団長とする研修員14名¹（別紙1参照）を対象に、第3回ネパール裁判所能力強化プロジェクト本邦研修（以下「本研修」という。）を実施した。

第2 本研修の背景²

ネパール連邦民主共和国（以下「ネパール」という。）では、いわゆる「訴訟遅延」や「不処罰（impunity）」の問題が生じており、その改善を目指すネパール政府からの要請に応じ、2013年9月、独立行政法人国際協力機構（JICA）において、ネパール最高裁判所を主なカウンターパートとする「迅速かつ公平な紛争解決のための裁判所能力強化プロジェクト」³を開始した。

プロジェクト開始直後の同年12月には、第1回本邦研修を実施し、このプロジェクトの柱である①民事及び刑事事件管理⁴、②司法調停について、日本における制度一般や実務の運用等を広く取り上げて、研修員に理解を深めてもらった。

¹ 研修員については、別紙1（研修員名簿）を参照されたい。

² ネパールにおける法整備支援の経緯については、

ICD NEWS 第42号「ネパール刑事訴訟法比較法セミナー」

同第49号「日本・ネパール捜査訴追実務に関する比較研究」

同第50号「ネパール比較刑事法現地セミナー」

同第57号「平成25年度日本・ネパール司法制度比較共同研究」

本研修の背景及びプロジェクトの詳細については、

同号「ネパール裁判所プロジェクト（事件管理及び司法調停）のご紹介」

同第58号「第1回ネパール本邦研修～ネパール裁判所能力強化プロジェクト～」

同第61号「第2回ネパール裁判所能力強化プロジェクト本邦研修」

をそれぞれ参照されたい。

³ 本稿では、「ネパール裁判所能力強化プロジェクト」と略する。

⁴ 「事件管理」（case management）という言葉は多義的であるが、本プロジェクトでは、単に事件記録の受理及び管理等の限定的な意味ではなく、広く訴訟運営のあり方全般を指す言葉として用いている。

その上で、2014年9月に実施した第2回本邦研修においては、プロジェクトの柱のうち「司法調停」に特化した内容を取り上げ、司法調停に関する日本の制度や実務の理解や見聞を通じて、ネパールにおける「司法調停」の改善のためのアイデアを提供するなどした。

本研修では、プロジェクトのもう一つの柱である「民事及び刑事事件管理」に特化した内容を取り上げて、日本・ネパール両国の訴訟手続を理解しながら、比較検討することにより、ネパールにおける「事件管理」が抱える問題点を再確認し、その改善策を講じるためのアイデアを提供することを目的にした。

第3 研修実施内容⁵

1 講義，発表，演習

(1) 刑事事件管理

ア 講義「日本の刑事訴訟手続」，「刑事事件管理の工夫」，「検察庁の業務」

まず、当職が、「日本の刑事訴訟手続」と題して、公判手続を中心とした日本の刑事訴訟手続の概要を説明した。

特に、事件管理というテーマにおいては、「時間」管理が重要になるため、日本の各訴訟手続では、実際にどのような時間配分で進められているのかについて、具体的な所要時間を例示しながら説明した。

次に、裁判官出身の国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI）廣瀬裕亮教官により、「刑事事件管理の工夫」と題して、刑事事件手続全般を通じた日本の工夫について講義がなされた。

特に、いわゆる「一回結審」事件のタイムスケジュールを例に、事前準備の重要性、標準的な事件処理の枠組みに従った訴訟運営の有用性などにも言及され、ネパールにおける改善策を考えるためのアイデアが提供された。

さらに、当職が、「検察庁の業務⁶」と題して、事件記録や証拠品の管理等の事務を担当する検察庁の検務部門の概要を説明し、確実な事務処理のための工夫を紹介した。

この講義では、検察事務官出身の藤生康裕統括国際協力専門官も同席し、研修員からの質問（例えば、「証拠品は、検察庁で保管するということだが、裁判で必

⁵ 研修日程については、別紙2（日程表）を参照されたい。

⁶ ネパールにおいては、裁判記録の管理や判決の執行等は、裁判所の所掌事務であるが、日本においては、検察庁の所掌事務であるため、日本の検察庁の検務事務について、本研修で取り上げた。

要な場合には、借り出せるのか。その手続はどうするのか。」など) に対し、自らの実務の経験に基づいた回答がなされた。

イ 発表「ネパール刑事訴訟手続（手続フローチャートを素材として）」

研修員のシャンブー・バハドゥル・カドカ・チェットリ (Shambhu Bahadur Khadka Chhetri) 高等裁判所長官により、ネパール側が作成したフローチャート図⁷を基に、事件発生の端緒から判決までの流れについての説明がなされた。

その後の質疑応答を通じ、起訴状を受理する登録官の役割なども分かり、日本側にとって非常に有益な情報を得ることができた⁸。



発表時の様子

ウ 演習「刑事模擬尋問」

証人尋問手続を中心とした一連の公判手続に関する模擬裁判を実施した。

ここでは、予め用意した台本に従い、主に研修員が模擬裁判を進めていき、適宜、当職が手続の意味合いや実務上の運用例などについて補足説明した。



模擬裁判の様子

⁷ 別紙3（フローチャート図）を参照されたい。なお、ネパール側からは、原文として英語版が提出された（日本語版は仮訳。）。

⁸ 別紙4（議事録1・抜粋）を参照されたい。

(2) 民事事件管理

ア 講義「民事事件管理（ビデオ教材を素材として）」、「民事事件管理の工夫」

まず、当部毛利友哉教官により、「民事事件管理（ビデオ教材を素材として）」と題する講義が行われた。

この講義では、民事訴訟の第一審手続が解説されたビデオを見ながら、適宜、毛利教官から事案のポイント、手続の意味合いなどについて補足説明がなされた。

また、同じく毛利教官により、「民事事件管理の工夫」と題する講義も行われた。

この講義では、日本の民事訴訟制度の概要や事件処理数の現状を説明した上で、訴訟手続の各段階における特徴や工夫（訴状審査における補正、弁論準備手続での争点等の整理など）について説明がなされた。

イ 発表「ネパール民事訴訟手続（手続フローチャートを素材として）」

研修員のスルーヤ・プラサド・パラジュリ（Surya Prasad Parajuli）地方裁判所補助裁判官により、ネパール側が作成したフローチャート図⁹を基に、訴状の提出から判決までの流れについての説明がなされた。

ここでも、その後の質疑応答を通じ、「カレンダーシステム」の運用状況などについて、日本側が理解を深めることができた¹⁰。



発表時の様子

⁹ 別紙5（フローチャート図）を参照されたい。なお、ネパール側からは、原文として英語版が提出された（日本語版は仮訳。）。

題名には「民間の刑事事件（Private Criminal Case）」とあるが、ネパールでは、1992年政府事件法（Government Case Act, 1992）の付表1及び2に規定された種類の事件については、日本でいう刑事事件として、政府代理人検事（国）が原告となるが、それ以外の種類の事件については、日本では刑事事件とされるものであっても、ネパールでは、一般国民が原告となり、民事事件と同じ手続で処理される。

¹⁰ 別紙6（議事録2・抜粋）を参照されたい。

2 訪問

(1) 東京地方検察庁

東京地方検察庁では、検務事務を所管する総務部を訪れ、各担当部門（事件担当、証拠品第一担当、徴収担当、執行担当、記録担当）の執務室や記録庫、証拠品の見学、統括検務官からの概要説明、質疑応答などの機会をいただいた。

質疑応答では、証拠品の保管に関する質問（例えば「薬物については、一部を保管するのか、すべてを保管するのか」「トラックなどの大きな証拠品は、どのように保管するのか」など）など、実務的な運用を念頭に置いたものが多かった。

(2) 東京地方裁判所

東京地方裁判所では、2日に分けて、刑事部と民事部を訪れ、地裁所長表敬、刑事裁判傍聴、執務室や公判前整理手続室などの見学、意見交換などの機会をいただいた。

刑事裁判傍聴では、一回結審の傷害事件の審理（冒頭手続から結審まで約50分間）を傍聴した。

担当裁判官には、傍聴内容を踏まえた研修員からの質問（例えば、「弁論の時間は予め決めているのか。」「判決期日が1週間後とされたが、その間にはどのようなことをするのか。」など）に答えていただく機会があり、研修員にとって非常に有意義な傍聴となった。

なお、裁判官による被告人質問の際、被告人が着席したまま答えていることに違和感を抱いた研修員もいた。その研修員によると、ネパールでは、裁判官の前で話すとき、弁護士ですら立ち上がって話すとのことであり、裁判官の置かれている立場が国ごとに異なることを改めて感じることができ、興味深かった。

意見交換では、東京地方裁判所での事件処理状況等の説明に加え、民事及び刑事のいずれにおいても、事件管理には、裁判所書記官との連携が重要であることについて、実務上の運用例を基に詳しくご説明していただいた。

3 意見交換

意見交換は、「総括質疑応答」を含め、民事及び刑事事件管理で合計5コマを使い¹¹、

¹¹ 別途、質疑応答の時間を各講義後に設けたが、研修員からは、もっと意見交換や質疑応答の時間がほしかった旨の要望が多く寄せられており、研修員が、単に日本の制度や運用等の知識を得るだけでなく、意見交換を通じて、より深く理解し、ネパールでの改善策に役立てたいとの思いを持っていることがうかがわれた。

プロジェクトのアドバイザーグループ¹²で委員をされている大阪大学大学院高等司法研究科客員教授・弁護士吉野孝義先生，同じく委員の中京大学法科大学院法務研究科教授稲葉一人先生を始めとして，山本・波床法律事務所弁護士波床昌則先生，元東京簡易裁判所判事正木常博先生にも御出席いただき，裁判官経験が豊富な4名の先生方から，様々な御教示を受けることができた。

この意見交換では，今後の民事及び刑事事件管理において具体的な改善策を絞り込むため，日本側から，「時間管理」，「争点や証拠の整理」，「裁判所に係属する事件数の減量」などの一定のテーマを提示し，併せて，これらのテーマの根底に共通する「司法関係者の協力の必要性」についても検討してもらうこととした。

特に，「時間管理」では，主に期日指定に関して意見を交わした。

その際，先生方からは，日本でも，民事事件に関して，かつては（特に1950年代以前）は，必ずしも細かい時間を定めた期日指定をしていたわけではなかったという歴史の紹介があり，司法関係者の研修システムの向上や迅速化に向けた法改正などの様々な事情を経て，今日に至っているとの説明などもしていただいた。

他方，研修員からも，ネパールでの改善に向けた実例が紹介され，例えば，カトマンズ盆地内にあるラリトプル¹³地方裁判所では，証人尋問期日を毎週木曜日に指定して集中させることにより，効率的な運用を実施しているとのことであった。

様々な議論の中で，研修員からは，現状を急に変えることは難しいが，ネパールにおいても，現在のように「日付だけ指定し，時間を指定しない」という運用から，少なくとも「午前か午後かを指定する」という運用に変えていくことは可能であろうという提案もなされ，今後の改善策を見いだすきっかけとなった。

意見交換を通じ，研修員の間では，事件管理において，時間管理や事前準備が重要なこと，司法関係者が協力することが改善につながるということが，共通認識となった。

他方，「争点や証拠の整理」では弁論準備手続など，「裁判所に係属する事件数の減量」では訴訟上の和解や不起訴の運用などを取り上げたが，制度の改正を伴うことなどから，早期の実現は困難であるとの意見が大半であった。

第4 おわりに

本研修において，研修員は，異口同音に，引き続き司法関係者の相互協力が必要で

¹² プロジェクトの運営に関して，専門的見地から支援をするために作られたもので，主として法律の専門家により構成されている。

¹³ Lalitpur：サンスクリット語で「美しい都」という意味。カトマンズのすぐ南にある街で，現在，パタン（Patan）と呼ばれる古都。

あり、本研修で各機関から研修員が一堂に会して話し合えたことは非常に素晴らしかったと話しており、今後の改善策の絞り込みに向けて、良いきっかけとなった。

また、やや余談ではあるが、日本側が時間を意識した研修運営をしてきたためか、次第に、研修員の中には、「1分で終わるから、1つだけ質問してもいいか。」などと前置きをして質問する者が出てくるようになり、時間管理が意識され始めた。

他方、本研修では、最終的に、具体的な改善策を絞り込むことまではできておらず、引き続き、取り組まなければならない課題も少なくない。

しかしながら、本国では要職にあるような研修員ですら、熱心かつ積極的に本研修に参加し、意見交換している様子を目の当たりにすると、今後、ネパールの「民事及び刑事事件管理」はゆっくりではあっても着実に進展していくと確信する。



研修員の皆さんと

最後に、ご多忙の中、研修のために多くのお時間を割いていただいた上、研修員にとって非常に有益なアドバイスをしてくださった先生方、快く訪問を受け入れてくださった裁判所と検察庁関係者の皆様、素晴らしい通訳とコーディネーター業務で本研修を支えてくださった野津治仁氏及び湊・シャルマ・ジャヤンティ氏、常に研修員を気遣って様々な要望に対処してくださった現地専門家、現地スタッフ及び国際民商事法センターの皆様、その他多くの関係者各位に、心から感謝を申し上げたい。

本当にありがとうございました。

以上

(別紙1)

ネパール裁判所能力強化プロジェクト第3回本邦研修

1	バイデヤ・ナート・ウパドヤヤ
	Mr. Baidya Nath Upadhyay 最高裁判所判事 Justice, Supreme Court
2	シャンブー・バハドウル・カドカ・チェットリ
	Mr. Shambhu Bahadur Khadka Chhetri トウルシプル高等裁判所長官 Chief Judge, Tulsipur Appellate Court
3	サラウッディン・アクタル・シッディキ
	Mr. Salahuddin Akhtar Siddiqui パタン高等裁判所判事 Judge, Patan Appellate Court
4	クリシュナ・カマル・アディカリ
	Mr. Krishna Kamal Adhikari サルラヒ地方裁判所判事 Judge, Sarlahi District Court
5	ゴパル・プラサド・バストラ
	Mr. Gopal Prasad Bastola カブレ地方裁判所補助裁判官 Additional Judge, Kavre District Court
6	スールヤ・プラサド・パラジュリ
	Mr. Surya Prasad Parajuli バラ地方裁判所補助裁判官 Additional Judge, Bara District Court
7	ムラリ・プラサド・ポウデル
	Mr. Murari Prasad Poudel ジャナクプル高等検察庁 部長検事 Joint-Attorney, Appellate Government Attorney Office, Janakpur
8	キショール・ギミレ
	Mr. Kishor Ghimire 最高裁判所書記官 Bench Assistance, Supreme Court
9	デブ・プラサド・ヨギ
	Mr. Dev Prasad Yogi カトマンズ地方裁判所執行官 Judgement Execution Officer, Kathmandu District Court
10	ハリ・クリシュナ・シュレスタ
	Mr. Hari Krishna Shrestha ダヌシャ地方裁判所事務次長 Deputy Registrar, Dhanusha District Court
11	バラデブ・パンデ
	Mr. Baldev Pandeya ダン地方裁判所事務次長 Deputy Registrar, Dang District Court
12	ナラハリ・アーチャールヤ
	Mr. Narahari Acharya 最高裁判所弁護士会長 Chairperson, Supreme Court Bar Association
13	ススマ・バンスコタ・バラール
	Ms. Sushma Banskota Baral カトマンズ弁護士会弁護士 Advocate, Kathmandu Bar Association
14	スマン・クマル・カルナ
	Mr. Suman Kumar Karna ジャナクプル弁護士会弁護士 Advocate, Janakpur Bar Association

【研修担当/Officials in charge】

教官 / Professor 毛利 友哉 (MORI Tomoya), Professor 内山 淳 (UCHIYAMA Jun)

国際協力専門官 / Administrative Officer 中村 秀逸 (NAKAMURA Hideitsu), Administrative Officer 白井 涼 (SHIRAI Ryo)

(別紙2)

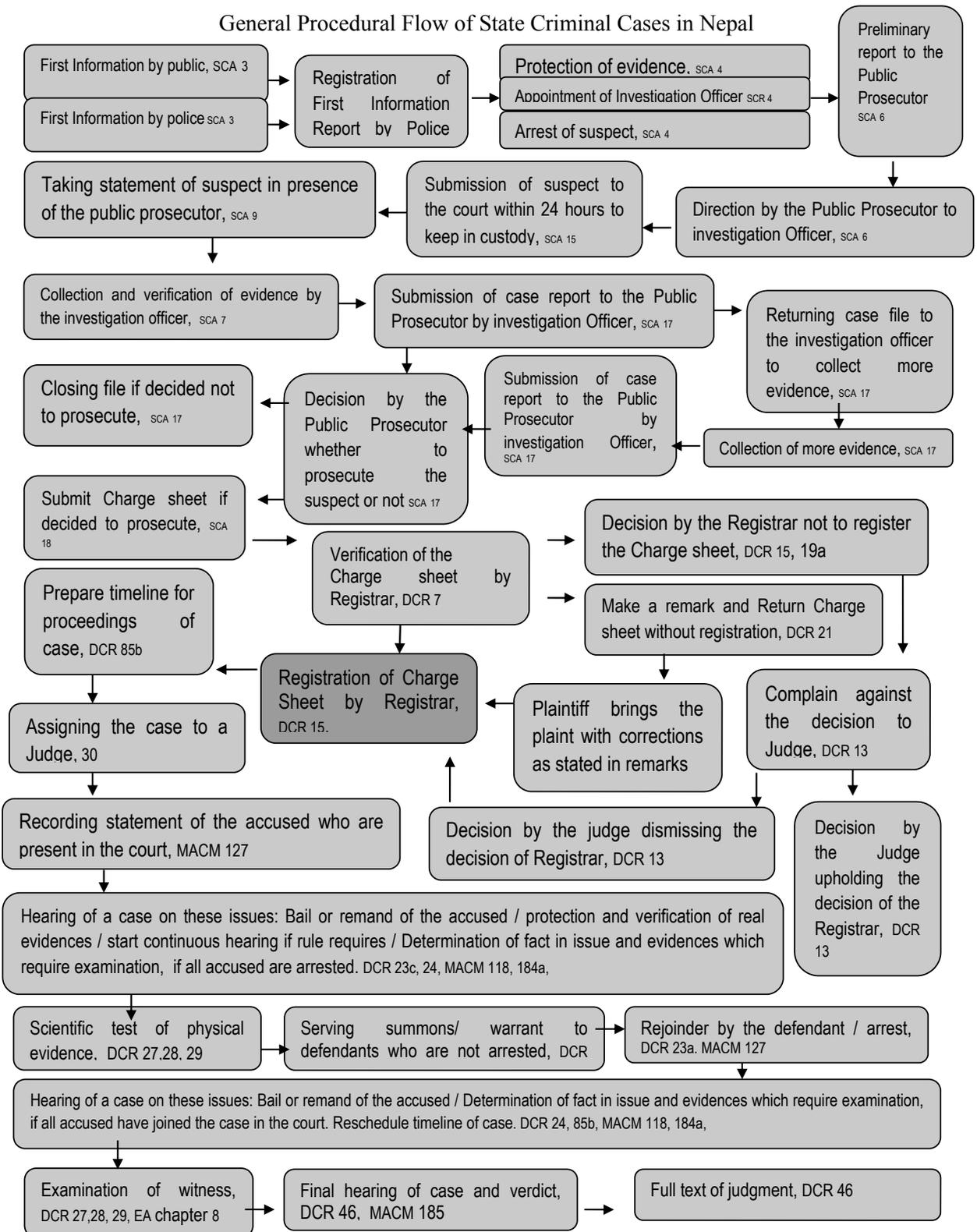
ネパール第3回本邦研修(事件管理)日程表

[教官:毛利教官, 内山教官 専門官:中村専門官, 白井専門官]

月 日	曜日	10:00 12:30	14:00 17:00	備考	
12 /	月	移動日			
12 /	火	JICA オリエンテーション TIC	国際協力部 オリエンテーション (14:00~) TIC	講義「日本の刑事訴訟手続」 (15:00~) TIC 国際協力部教官 内山淳	
12 /	水	講義「刑事事件管理の工夫」 国連アジア極東犯罪防止研修所教官 廣瀬裕亮 ※中京大学法科大学院教授 稲葉一人 法総研共用会議室	(12:15~) 所長主催意見交換会 記念写真撮影	講義「検察庁の業務」 (14:00-15:00) 国際協力部教官 内山淳 法総研共用会議室	
12 /	木	発表「ネパール刑事訴訟手続(手続フローチャートを素材として)」 ネパール研修員代表 ※山本・波床法律事務所弁護士 波床昌則 ※元東京簡易裁判所判事 正木常博	演習「刑事模擬尋問」 TIC	東京地方検察庁見学 (15:30-17:00) 東京地方検察庁	
12 /	金	意見交換「刑事事件管理」 (10:00-12:00) ※山本・波床法律事務所弁護士 波床昌則 法総研共用会議室	東京地方裁判所訪問(刑事事件管理)	東京地方裁判所	
12 /	土	移動日			
12 /	日	移動日			
12 /	月	講義「民事事件管理(ビデオ教材を素材として)」 国際協力部教官 毛利友哉 ※元東京簡易裁判所判事 正木常博	講義「民事事件管理(ビデオ教材を素材として)」 国際協力部教官 毛利友哉 ※中京大学法科大学院教授 稲葉一人 ※元東京簡易裁判所判事 正木常博	TIC	
12 /	火	講義「民事事件管理の工夫」 (9:30-12:00) 国際協力部教官 毛利友哉 法総研共用会議室	東京地方裁判所訪問(民事事件管理)	東京地方裁判所	
12 /	水	発表「ネパール民事訴訟手続(手続フローチャートを素材として)」 ネパール研修員代表 ※大阪大学法科大学院客員教授・弁護士 吉野孝義 ※元東京簡易裁判所判事 正木常博	意見交換「民事事件管理」 TIC	TIC	
12 /	木	意見交換「民事事件管理に関する今後の課題と対応」 ※大阪大学法科大学院客員教授・弁護士 吉野孝義 ※中京大学法科大学院教授 稲葉一人 ※元東京簡易裁判所判事 正木常博	意見交換「刑事事件管理に関する今後の課題と対応」 TIC	TIC	
12 /	金	総括質疑応答 (10:00-12:00) ※大阪大学法科大学院客員教授 ・弁護士 吉野孝義 TIC	評価会・修了式 (12:00~) TIC		
12 /	土	移動日			

TIC: 独立行政法人国際協力機構(JICA) 東京国際センター

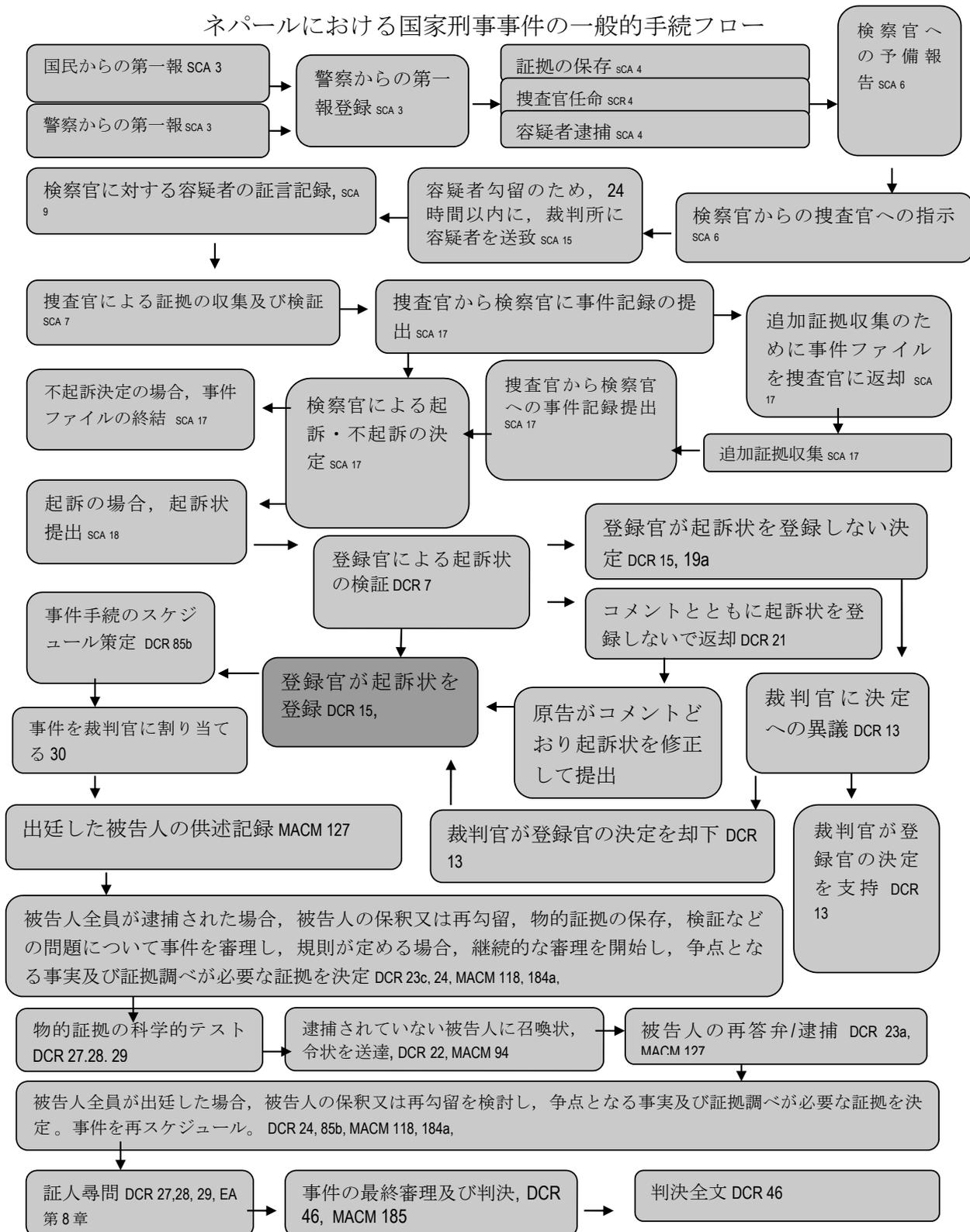
General Procedural Flow of State Criminal Cases in Nepal



Note: DCR= District Court Regulation 1995; MACM= Muluki Ain 1963, Court Management Chapter; EA= Evidence Act, 1974; SCA= State Cases Act, 1992

(別紙 3 - 2)

ネパールにおける国家刑事事件の一般的手続フロー



注: DCR= 地方裁判所規則1995; MACM= ムルキアイン1963,裁判所管理に関する章; EA= 証拠法1974; SCA= 国家事件法1992

(別紙 4)

議事録 1 (抜粋)

発表「ネパール刑事訴訟手続 (手続フローチャートを素材として)」

発表者：

最初に、ネパールにおきましては、犯罪が起きた場合、その犯罪を見つけた者、あるいは被害に遭った人、あるいは被害者の家族の誰でもが、最初の第一報を訴え出すことができます。

また、それと並行して警察も第一報を訴え出すことができます。

文字を書けない、被害届を出せない人でも、口頭で被害を届け出すことができます。そのように口頭で供述されたものを警察官が文字にして申請を受け付けます。

この被害届を受理するのが警察の義務であります。

しかし、警察にその被害届が受理されなかった場合に、他に2つの方法が残っています。

警察で受理されなかった事件につきましては、郡長官、あるいはそれよりも上級の役所に届け出すことができます。

そして、さらに、この2つの役所においても受理されなかった場合には、その管轄内の高等裁判所にこの受理をしてもらいたい旨の訴えをすることができます。その訴え出によって、高等裁判所から受理する命令を出すことができます。

このように、ネパールでは被害届というものも重要視しています。

このような届け出が出されて警察の捜査が開始されます。

まず、警察官は、その証拠品が失われないよう、あるいは損壊しないように保存をします。

そして、捜査官を任命いたします。このように捜査が開始されます。

このように事件の届け出がありますと、それと同時にまた検察官の仕事も始まります。

まず、警察に届け出が出されますと、その報告が警察から地方検察事務所の方にレポートされます。

そして、その第一報が届けられますと、検察官の方から捜査に必要な指示が警察に出されます。

その指示を受けまして、警察は捜査をいたします。

捜査の段階で十分な証拠があった場合には、その容疑者を逮捕することになります。

容疑者を逮捕いたしますと、その容疑者は、基本的な権利を主張することもできます。

逮捕されて、移動にかかる時間を除いて 24 時間以内に、この事件を担当する担当官、すなわち裁判所の方に出頭させます。

この辺にも、ネパールと日本の法律で多少の違いが見られます。

その容疑者・被疑者が裁判官の前に連れて来られまして、その時に、まず、裁判官が「この者を勾留する十分な証拠があるかどうか」というものを見ます。

この国家が原告となる刑事事件の場合には、24 時間以内に検察の下での捜査が行われなければなりません。

そして、この 24 時間以内に捜査を完了することができなかった場合には、更に勾留を延長するために、勾留の請求を裁判所に対してすることができます。その際には、検察の方から、その期限内に捜査が完了しなかった理由、勾留しなければいけない理由、証拠を集めなければいけない理由なども明示しなければなりません。

そして、これに基づきまして、裁判官も「この捜査官の請求が適切である」という判断をした場合には勾留を認めます。

事件の内容によって期間は多少異なっているんですけども、一般的には 25 日間までの勾留が認められています。この 25 日間のうちの 22 日間以内に、捜査を完了しなければなりません。

そして、その捜査の結果に捜査官の意見を付けまして、地方検察官にこれを送致いたします。

この地方検察官が報告書などを見まして、「まだ十分でない」と判断した場合には、更に捜査をさせることができます。地方検察官の指示・命令を守るのは捜査官の義務です。

これに基づき捜査官が更に捜査を進め、更に証拠を収集して、これを地方検察官の方に届けます。

ここから地方検察官の重要な仕事が始まります。

そして、この地方検察官が、それぞれの被疑者につきまして、「起訴をする者」あるいは「起訴をしない者」というふうに変別いたします。

また、1つの事件につき複数の被疑者がいる場合におきましては、それぞれの被疑者について「起訴をする者」「起訴をしない者」というふうに変別をすることができます。

そして、この地方検察官が出したこの決定が最終的な決定になります。

しかし、「起訴をしない」という決定をした被疑者につきましては、これは最終的な決定ではありません。もし起訴をしない決定をした場合には、それを検事総長の下に報告しなければなりません。

ネパールの憲法では、最終的な起訴をしない処分にする決定は、検事総長の決定になります。

地方検察官が起訴をしない決定をした場合でも、被害者の申告によって、最高裁判所から、その被害者の届け出が十分であると認められた場合には、起訴をするように命令が出されています。このように、「法律に守ってもらいたい」という被害者の願いが、ネパールの最高裁判所の命令によりまして、ネパールの刑事訴訟におきましても、新たな面が始まっています。

被疑者を起訴するに当たりまして、検察官は起訴状を作り、地方裁判所にそれを提出します。

この起訴状が裁判所に送致されますと、そこから登録官の仕事が始まります。

そして、この起訴状を調べまして、これを裁判所で受理するか受理しないかの決定を登録官が行います。

特にこの登録官が見るものは、「決まり通りに、きちんと起訴状が作られているか」ということです。もし規則通りになっていない不十分な点があった場合には、「この点が不十分である」というところを指摘して、再度起訴状を提出させます。

そして、そうやって戻された起訴状を再度地方検察官が見て、不十分な部分はそれを訂正して再度裁判所の方に提出することができます。

もしこの地方検察官が再度見た場合に、自分の方には落ち度がなく、登録官の間違いであるという場合には、その担当している裁判所の裁判官にそれを申し出ることができます。

その裁判官が「この登録官の決定が正しい」と認めた場合には、それに従って地方検察官はそれを修正して再び提出することになります。もしそれが登録官の間違いであって、「その訴えを受理することが適当である」と裁判官が認めた場合には、そのまま起訴状を受理します。

このように訂正が提出され、あるいは裁判官によって「この起訴状は適切である」と判断された場合に受理されることとなります。

そして、起訴状が登録されて、裁判所の仕事が始まります。

もしその事件の被疑者や被告人がいる場合には、その全員を同行させることとなります。

ここから裁判所の手続きが開始されることとなります。

この辺で、またネパールと日本の違いが出てくるわけですが、ネパールの地方検察官は被疑者の氏名、住所、そして証拠を全て揃えて届け出をいたします。

この起訴状の中には、この犯罪の法的根拠、あるいはその収集した証拠品目、あるいはそれと共に罪状も含めて、起訴状の中に書きます。

そして、この被告人を更に勾留し続けるのか、あるいは仮釈放するのか、あるいは在宅で起訴をするのかという決定をいたします。その決定の際には、捜査で収集された証拠書類、あるいは警察に対しての供述調書なども参考にされます。この警察の捜査段階におきまして被告人が述べた供述、あるいは証人が述べた供述の調書を参考にいたします。

ネパールでは、刑事事件にあっては、この段階を非常に重要視しています。

このとき裁判所は、被告人を更に勾留することもできますし、保釈金によって保釈するのか、あ

るいは在宅のまま起訴するののかという決定をすることができます。これはいうなれば、国家が原告となる事件の最初の審議と言えます。ですので、この段階でどの証拠を証拠として受理するののかということも見て決定いたします。

ですから、このときから開始されて1年、あるいはこの裁判が終了までの手続きがここから始まることとなります。

地方裁判所の規則におきましては、9つの類型を定めていて、そこから引き続きの訴訟が開始されます。

そして、被疑者を逮捕いたしまして訴訟が開始される前に、日本と同じように弁護人側と検察側との間で協議が行われます。この際、特に、原告側の証人をいつ尋問するのか、あるいは被告人側の証人をいつ尋問するのかということも決めます。

この手続きを行うことによって、裁判所におきましては、1か月以内に裁判を終結させることもできます。この手続きによって訴訟を迅速に行うことができますと思います。

しかしながら、ここに1つの問題があります。

ネパールでは、国側の証人を呼ぶこの仕事の責任は検察にあります。しかし、しばしば検察はそのときに、証人を呼び出すことができないこともあります。

こういうわけで、指定された期日に証人を出席させ尋問するということが困難な場合があります。

これを改善するために、それぞれの各地方裁判所に調整委員会のようなものを設けています。この協議のシステムをより有効なものにするために、警察と検察が協力をしています。

この証人を呼び出す期日が決められますと、ここから証人の尋問が始まります。

原告、すなわち国の側がこの証人を呼び出して、それに対して裁判所が証人の尋問をすることができます。このように、証人の尋問は、まず最初に原告、すなわち検察側の証人を尋問します。

それに対しまして、この主尋問に対し被告人側から反対尋問をすることができます。もしこの反対尋問に何か落ち度や間違いがあるときには、更に検察側から尋問することができます。このように、被告人側からも証人に対する尋問をすることができます。

それで、そのような証人の尋問が終わると裁判所は最終弁論に入ります。

そして、裁判官は原告側、被告人側それぞれの証拠を調べ、原告側、被告人側それぞれからの弁論が行われます。そして、裁判官が両者の弁論を聞いて決定をいたします。

この訴訟の公判の中において、科学的証明というものが必要になった場合には、裁判官はそれを提出するように求めることができます。そして、医師あるいはその他の科学者が提出した証拠につきまして、それを尋問することもできます。

次に、また日本とネパールにおける違いについて重要な点があるので、それについても述べたいと思います。

ネパールでは、捜査段階で被疑者が見つからなかった場合でも起訴をすることができます。そのようなときには、裁判所が期日を指定して、その被疑者や被告人を呼び出すことができます。

このような訴訟の場合には時間がかかります。これがもう1つの問題でもあります。

今、この点につきましても、検察官たちと話し合いをしております。「被疑者が捕まっていない状況では起訴しない」という方向の話し合いをしているところです。

この点が改善されないと、このような逮捕されていない被疑者の訴訟というのは、非常に長引くものになります。しかしながら、被疑者が逮捕されている場合の訴訟につきましては、ネパールでも迅速な訴訟ができるようになっていきます。

こうして、判決の段階におきまして、証拠が不十分であるという場合には無罪となり、あるいはそうでない場合には有罪となります。

そして、この判決に不服がある場合には、どちらの側でも、それを控訴することができます。

この控訴の手続きにつきましても、多少違いがあると思いますので、ネパールのことも紹介したいと思います。

ネパールも三審制になっております。一番上が最高裁判所で、その次が控訴裁判所、そして第一審として地方裁判所があります。

地方裁判所が、ネパールでは第一審裁判所となっておりますので、国家が原告となる全ての刑事事件につきましては、地方裁判所が第一審となります。この第一審の判決に不服がある場合には、控訴審裁判所に控訴することになります。

そして、控訴審裁判所では、第一審の判決が正しいものであるかそうでないかを判断いたします。

地方裁判所の判決が適切であると控訴審が認めた場合には、そのまま第一審の判決が執行されることとなります。

この判決の中で、その量刑によって、罰金であればその金額、あるいは自由刑であればその期間などによって、控訴することができるかできないかが分かります。

最終的な判決が決定されて、その後その刑が執行されます。

研修員：

(フローチャート図に記載の「Registrar」の役割に関する質問に対して) ネパールには 75 の郡がありまして、それぞれの郡の裁判所にこの登録官がいますが、私はその内の 1 人でございます。

もちろん、この登録官も行政の職員でありまして、裁判官ではありません。

事件管理事務全般にわたりまして、この登録官の下に行われます。刑事事件にしても民事事件にしても、全ての裁判所に登録する権限がこの登録官にあります。ですので、刑事事件の起訴状を裁判所に登録するのも登録官の権限です。

受理する際に、裁判所が提示した勾留期限内にきちんと起訴されているかどうかということも我々は見ます。例えば、裁判所から「12月4日まで」と勾留期限が決められていて、その起訴状を12月5日に持ってきたとしても受理することはできません。

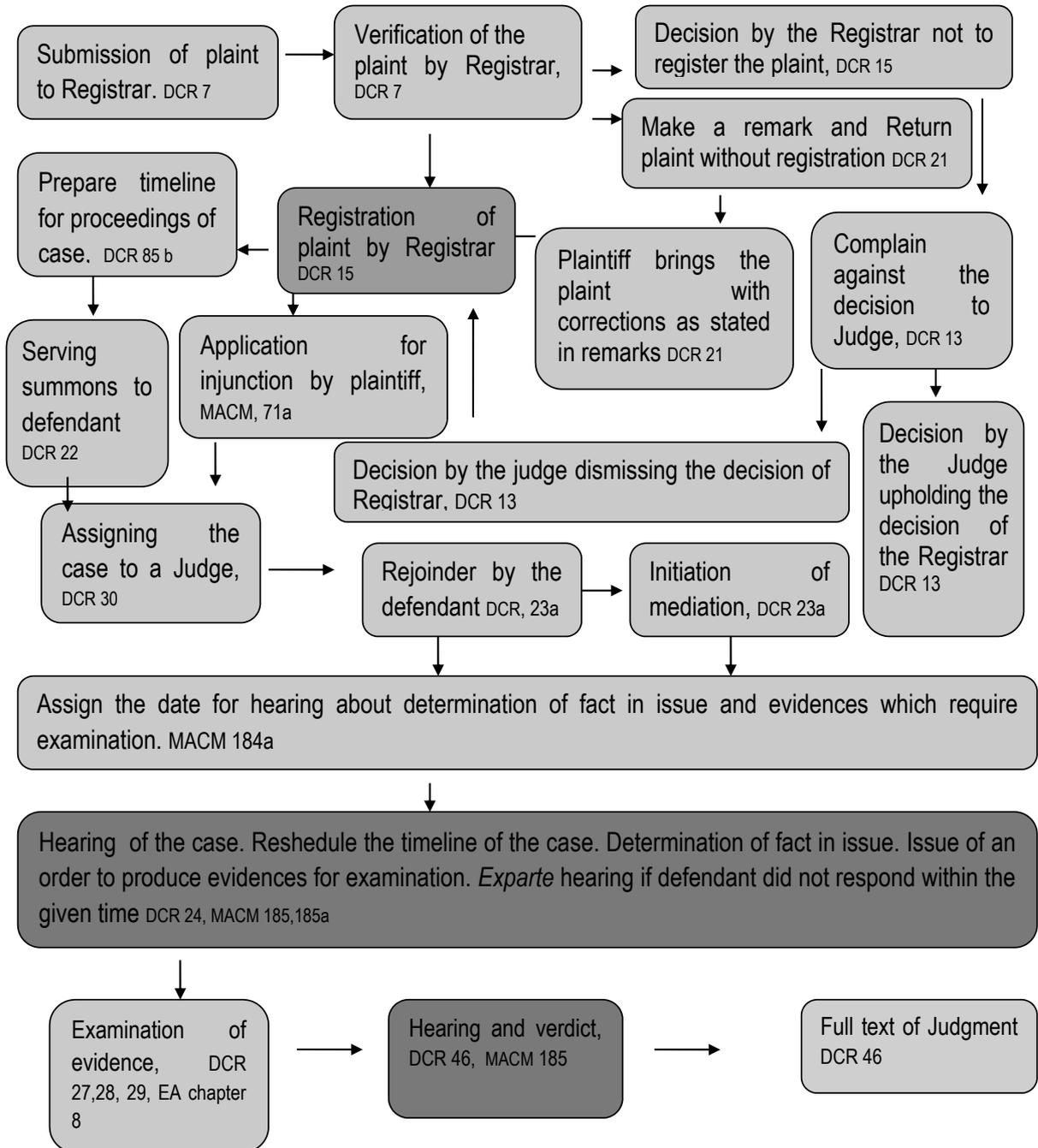
地方裁判所にあつては、地方裁判所の長官の命に従って、その裁判所内の人事の配置であるとか役割分担であるとかを決める役割を担っています。

民事事件におきましても、「定められた期限内であるか」とか、あるいはその事件の性質あるいはその他のものを見て受理することになります。

裁判官がいない場合、被告人に対して勾留をさせるのか、あるいはそこで釈放するのかという判断、決定や命令も登録官が行います。その後、裁判官が戻ってきた場合は、その裁判官が最終的な決定をすることができます。

以上

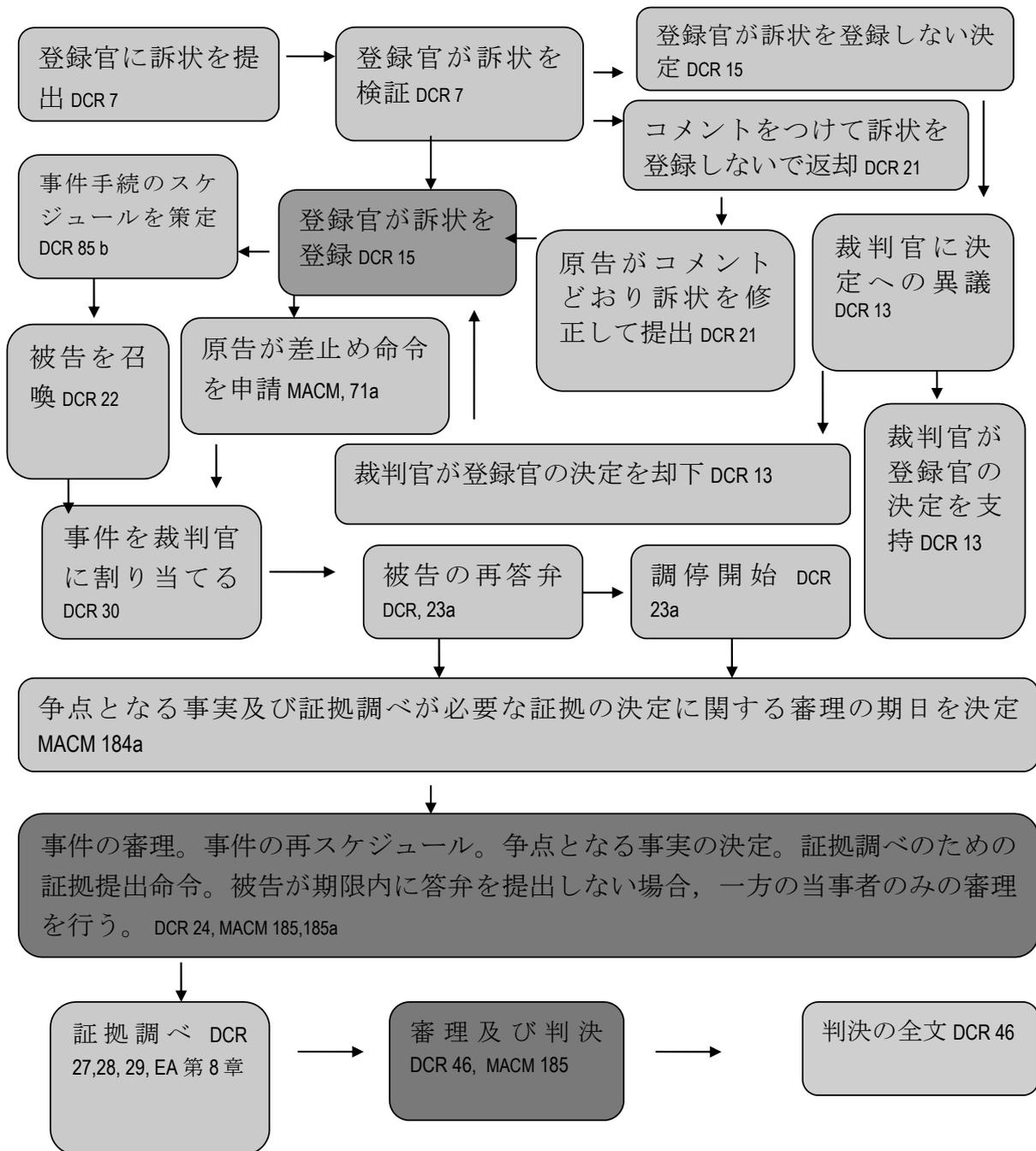
General Procedural Flow of Civil and Private Criminal Cases in Nepal



Note: DCR= District Court Regulation 1995; MACM= Muluki Ain 1963, Court Management Chapter; EA= Evidence Act, 1974

(別紙5-2)

ネパールにおける民事事件及び民間の刑事事件の一般的手続フローチャート



注: DCR= 地方裁判所規則 1995; MACM= ムルキアイン 1963, 裁判所管理に関する章, EA= 証拠法 1974

(別紙6)

議事録2 (抜粋)

発表「ネパール民事訴訟手続 (手続フローチャートを素材として)」

発表者：

では、フローチャートに従って進めていきたいと思います。

このタイトルにもございますように、刑事事件も一部、このフローチャートに含まれています。ネパールでは、一部の簡単な刑事事件も、民事事件の手続きと同様に進められますので、ここに含めています。

しかしながら、本日のテーマは民事事件ということですので、これをもって「民事手続」というふうにご理解いただいて結構です。

ご存じのように、ネパールには、日本のような簡易裁判所というものがございません。しかし、「簡易裁判手続」というものがございます。それは地方裁判所において行われる手続きです。

ここにお見せしている民事事件のフローとこの簡易手続のフローは、ほぼ同じようなものですが、一部違いがございます。ですから、「これは簡易手続ではないのだ」と、逆にそういうふうにして見ていただくとよろしいかと思います。

では、始めたいと思います。

もし誰かが自分の権利を侵害された、特に財産であったりだとかいう場合には、訴状を持って裁判に向かいます。

一言申し上げたいのは、これはあくまでも地方裁判所での手続きであって、他の裁判所、他の機関ではございません。ネパールでは、第一審が地方裁判所から始まりますので、まずは地方裁判所。

ご存じのように、ネパールでも地方裁判所、控訴審裁判所、そして最高裁判所の三審制となっております。

訴える方が訴状を裁判所に持ってくると、今度は登録官がその審査を行います。ネパールでは、登録官がこの訴状の点検をいたします。日本では、この訴状の検証というものに裁判官も参加していると理解しましたが、ネパールの場合は登録官が自ら1人で行います。

この検証を終えた後、その後、3つの道がございます。

最初のオプションは、この訴状が問題ない正しいものであるということであれば、それが登録されます。

もしこの訴状のところに、少しの些細な間違いがあると認められたとき、その訂正をする必要があるという場合には、その訴状を一旦原告に戻します。「これは訴状として登録はできない」という決定をそこでします。特に、期限が過ぎているもの、また管轄外であるというものを返却いたします。

この登録官による登録をしない決定に不服がある場合には、当事者は裁判所に登録するように訴えることができます。その場合には裁判官が「この登録官の決定が間違っているか、正しいか」ということを判断します。

裁判官が「この訴状は適正でない」と判断した場合には、そこで終了となります。裁判官が「登録官の下した決定が正しくない」とした場合には、これはまた登録をするということになります。

登録官が原告に対して「この些細な間違いを訂正して持ってくるように」と言って返した場合には、それを原告が訂正したのち登録されるということになります。

これでこの訴状が登録されたということになります。

ここから1つ重要な手続きが始まります。それは地方裁判所規則に規定されているものです。

この訴状に基づいて、「いつどのように手続きを行うか」というタイムスケジュールを登録官が策定いたします。これは、弁論にかかるおおよその時間あるいは日時、また証拠調べに要する期間あ

るいは日程、そして判決までのおおよその日程を策定いたします。

しかし、法律はあるんですけれども、75の地方裁判所のうち、現時点では、まだ7つの地方裁判所でしか、これは当てはまって行われてはおりません。来年度(2015年度)から、全ての地方裁判所で、この手続きが始まることになっています。

ここから、裁判に関する情報を被告の方にも届けるということをいたします。

ネパールでは、日本のように「郵送する」という法律の規定はございません。裁判所のスタッフ自らが出向いて、被告本人あるいはその家族に届けます。

その後、この事件がそれを担当する裁判官に割り当てられます。またこの間に、必要に応じて原告は差し止めの請求をすることもできます。その請求を見て裁判官が判断します。

そして、被告の方から回答書が提出されます。回答書が届きますと、ここでまた1つ特別な手続きがございます。

この間に、登録官は、当事者双方に対して、まず調停を促します。ここでいう調停というのは、昨日の講義でやった和解という手続きとはまた異なったものです。当事者双方が調停に付すことに同意した場合には、この事件は、調停人の下に送られることになります。

この手続きには最大で3か月の期間が定められています。

しかし、これは必ずしも両当事者が調停を受け入れなければならないということではありません。

この調停に付されたものがまた戻ってきた場合、または調停をされなかったものは、訴訟の手続きが開始されます。

登録官の指示に従いまして、書記官の方から両当事者に対して、その他の手続きに関するお知らせが行きます。この期日を決定して知らせる前に、この期日に関しては裁判官と相談することができます。この期日が裁判官の方にも通知されます。

それを経て、この両当事者によって、公判廷において弁論が開始されます。

この段階も非常に重要です。つまり、この段階において「どのような証拠を裁判所に提出するのか」ということが相互の間で話し合われます。そこには、両当事者及び相互の弁護人も出廷しております。

日本の場合と違って、非公式な話し合いではなく、これは公式な手続きです。

もし被告の方から回答書が提出されていない場合には、裁判はここで終結することになります。ネパールでは、この状態で終結し、判決が出されるということが非常に多いです。

この協議によって、「決めるべきものは何か」ということを決めます。

それに基づいて証拠調べが行われます。この証拠調べは、日本のように書証の調べであったり人証の調べであったりします。

また、あるいは土地を巡る問題の場合では、測量をしてその結果を証拠として裁判所に提出することもできます。

また、その他の関係政府機関から証明書などを取る必要がある場合にはその命令もされます。

この証人の尋問も、日本と同じように1日で全員の調べを行います。全ての証人調べが終わった後、「判決をいつ下すか」ということが考えられます。

この証人調べも、日本と同じように、原告が呼んだ証人については、まず原告が主尋問をする、被告が呼んだ証人については、被告の方から主尋問を行う、ということになります。

しかし、それに対して反対尋問をそれぞれが行うことができます。もし裁判官が、被告あるいは原告から、その他の情報についても得る必要があると判断した場合には、それぞれにそれを提出するように命じることができます。

そして、最終の期日が通告されます。この最終弁論の日には、両当事者の弁護人が弁論を行うことができます。

もし当事者本人が何か話したいということがあれば、その機会も与えられます。

そして、裁判官は「証拠の状況がどのようなものであるか」ということを検討いたします。

そして、その日に「どちらが勝ったか、どちらが負けたか」という判決が下されます。
もしその当日に判決の全文を準備することができなかった場合には、後日全文が用意されます。
「通常、判決があった7日以内に判決の全文を示さなければいけない」という法律の規定がございます。

訴状が提出されてから判決までの流れをご紹介いたしました。

注：ネパールでの事件の処理状況（地方裁判所のみ統計。2013年7月から2014年6月までの1年間の対象。）について、参考情報を得た。

- 1 事件終結までの期間
約5割が、1年以内。約9割弱が、2年以内。
- 2 事件処理の状況
総事件数は、約11万件。約6割が、判決済み。
- 3 裁判官1人当たりの事件負担数
ネパール全体で、平均約600件強。カトマンズ地方裁判所で、約900件弱。
- 4 第三次戦略計画（2014年7月17日開始）
全ての事件を1年半以内に、事件数の少ない裁判所では1年以内に終結を目指す。

研修員：

（事件手続のスケジュールを策定する際の裁判官による関与に関する質問に対して）

スケジュールを策定するには2段階ございます。

まずは、この訴状を登録する際、この登録がされた時点で、被告の方の意見も聞いてスケジュールを調整することができます。訴状が登録された直後に作られるこのタイムスケジュールに関しては、裁判官の意見を聞く必要がありません。

しかし、この回答書が送られてきた後に作られるスケジュールでは、原告あるいは弁護人の意見なども聞いた上でスケジュールが調整されます。

現在のところは75の地方裁判所のうちの7つの地方裁判所でのみ行われています。今後1か月以内に、この7つの裁判所からの状況の報告やフィードバックを受けて、それを他の地方裁判所にどう当てはめていくのかということを検討いたします。

この手続きに関しましては、ネパールの司法が非常に大きな役割を担っております。

（訴状の送達方法に関する質問に対して）

ネパールでは、訴状が登録されますと3日以内に被告に対してそのことを伝えなければなりません。

この期日などが伝えられた後、7日以内に裁判所のメッセンジャー、担当の係官がいるんですけども、その人に渡さなければなりません。この送達官は、自分がこの期日などの情報を得て15日以内に被告の手元に届けなければなりません。その後、「期日を被告人に伝えた」ということを、その伝えた日から5日以内に裁判所に報告しなければなりません。

ですから、このように訴状が登録されてから1か月以内に、被告人にも「裁判が行われる」という情報が行くわけです。

この期日を伝える際には、訴状の写しも同時に届けられます。被告は、この訴状を受け取った30日以内に回答書を提出しなければなりません。特別な事情がある場合には、更に30日までの期間の延長が可能です。

それぞれの送達官を区域ごとに分けましてその送達を図っています。

送達官は、裁判所職員です。

その送達官は、送達という事務のみを担当しています。

(被告の出頭に関する質問に対して)

30日以内に本人が裁判所に自ら赴くことも可能ですし、代理人が来ることも可能ですし、あるいは委任している弁護士が届けることも可能です。

郵便で、裁判所に答弁書あるいは証拠を送るということはできません。

第1回の公判期日の前に、被告又は代理人は、必ず裁判所に行かなければいけない。

発表者：

(タイムスケジュールの策定に関する質問に対して)

(プロジェクト上に映して) スケジュール表はこのようなものです。すべてネパール語で申し訳ありません。

(プロジェクト上の欄を指して) これは訴訟の中で行われる事柄です。この内容にどのくらいの時間がかかるかというのを書く欄です。ある手続きのためにどのくらいの時間を要するかということについての細かい規定は、全ての事柄については法律で定められてはいませんが、ある程度は定められています。

この表は、法律に付録しているものではなくて、いろんな法律の規定を私がこのように表にまとめたものです。「この手続きのためにこのくらいの期間がかかる」というふうに定められています。

これを基にしてソフトも作っています。例えば、今日、訴状が登録されたならば、「いつまでに何をするか」「いつまでにどういう事をするか」ということがコンピュータ上で分かるようにソフトを作っています。そのコンピュータでは「何日」という日まで出てきます。「この日までに他にどのような仕事があるのか」というようなことを私たちも見ます。実際に自分が行っている仕事と見比べて、「この日はあまりふさわしくない」と思った場合には、それを変更することも可能です。

「いつどんな仕事をするのか」ということが別のところにまた出てきます。そのノートを原告の方に渡します。そのノートに示されている日程に従って訴訟が進行することになります。よほど重大なことがない限りは、通常はこの予定通りに行われることになります。しかしながら、困難な状況になり、その日にその内容のことができないということであれば、例外としてそれは変更することも可能です。

ここには日付だけが記載されていて、その公判の中での時間割とかはありません。

研修員：

(具体的な時間の決定方法に関する質問に対して)

実はこのカレンダーというものは、ここ1～2年の間にこの裁判手続の管理につきまして非常に成功している事例なんですけれども、これはいわゆる「カレンダーシステム」と言われるものです。

(プロジェクト上の欄を指して) 右側の方に訴状の訴えの文章があって、左側にその日程、カレンダーがあって、例えば「何日以内にどうする」とか「何日以内に送達して何日以内に回答を送って」というようなことがあって、ときどき「何日」というふうな言い方をすることもあります。通常は「何日以内に」というふうな書き方があります。

民事も刑事も問わず、このカレンダーシステムは導入されています。「この証人については、大体10時くらいに出廷する」ということにはなっているんですけれども、しかし、例えば「10時から11時まで原告で、11時から12時まで被告」というような時間の割り振りは確定してはいません。しかし、今後、これも決めていこうというふうに考えています。

JICAによって3つの地方裁判所(注:カブレ, ダン, ダヌシャの各地方裁判所)がパイロット

裁判所として指定されていまして、そこで試験的に行われていますけれども、ネパールでもこのタイムスケジュールに沿った公判手続ができるのかどうかというようなことも考えていっています。

発表者：

（被告の答弁書も出ず、被告の争い方も分かっていない段階で、的確に期日を決めることができるのかという質問に対して）

回答書、答弁書が来た場合に、その時点で、また当事者と裁判所とが協議をして再度スケジュールを作り直します。もし被告の方が争わないという事であれば、そこで終結をするわけでありませう。

研修員：

（事件の種類や難しさによって期日の決め方が変わるのかという質問に対して）

私たちの行っているこのカレンダーシステムについては、2期にわたって行うことができます。

第1期のものは、これは裁判所の登録官と職員が関わるものです。例えば、この段階におきましては、「被告の方に期日を送る」あるいは「回答書を受け取る」あるいは「事件を公判に持っていく」というものが含まれます。

で、この事件が裁判官に渡されますと、そこから公判が始まるわけですが、まず裁判官と原告、被告、代理人の三者の間で、日本でいうところのラウンドテーブル法廷ですが、ネパールの場合には、事件の難しさ、複雑さによって「どのような証拠をどのくらい提出してもらおうのか」あるいは「証人はどの位の人の調べをするのか」というようなことを協議して決めます。

この時点で証人を呼ぶ期日を決めることができます。最近のネパールでは、この証人調べを連日の調べとする方法が採られているところがあります。特に、刑事事件ですけれども、裁判官が証人を呼ぶ期日も協議によって決めます。で、その決められた期日をまたこのカレンダーの中に入れてみませう。ですので、この公判に入ってから期日というものには裁判官が決めることになってみませう。今日、ネパールでは、原告、被告、弁護人と裁判官の間で協議をして決めるということになっています。

以上

～ 国際研究 ～

東ティモール共同法制研究

国際協力部教官

渡部 吉俊

第1 はじめに

国際協力部では、2014年12月8日（月）から12日（金）までの1週間、東ティモール民主共和国（以下「東ティモール」という。）から専門家を招へいし、共同法制研究（以下「本研究」という。）を実施した。これはJICAの支援枠組みによるプログラムではなく、当部独自の取組として行ったものであり、トピックとしては、東ティモール側の要望等を踏まえ、主に少年法と国際法を取り上げた。

ここで、少年法と国際法という異なる二つのトピックを取り上げた背景について説明を加えておきたい。そもそも、当部による東ティモールに対する法制度整備支援は、2009年度からJICAの支援枠組み又は当部の独自支援という形で行われてきた。支援内容としては、東ティモール司法省国家法律諮問局（DNAJL）の幹部職員を対象に、東ティモール側の優先度を踏まえた具体的な法案の起草支援を行いながら、法案起草能力の向上を目指すというものであり、これまで逃亡犯罪人引渡法、違法薬物取締法を取り上げたほか、直近では、2013年度の1年間、JICAの枠組み（個別専門家派遣）により調停法の起草支援が行われている。

このように、東ティモールの法制度整備支援については、他国で行われている技術協力プロジェクト等とは異なり長期的・体系的なものではなく、年2～3回の現地セミナーや招へい等を通じた小規模で限定的な支援として行われてきた。これにはリソースの制約の問題もあるが、一つには東ティモールの旧宗主国であるポルトガル¹が法制度整備支援にも深くコミットしており、司法省に常駐する立法アドバイザーの派遣等を行っている中で、支援の重複を回避しつつ、日本として相手方の要望・ニーズにいかに応えられるか等を勘案した結果、このような形での支援が行われてきたものと

¹ 16世紀前半からポルトガルによる植民地支配を受けた東ティモールは、戦後はポルトガルを施政国とする非自治地域に分類され、1976年からはインドネシアによる支配を受けた。独立をめぐる混乱により1999年10月からは安保理決議に基づき設置されたUNTAET(国連東ティモール暫定行政機構)が暫定的に統治するところとなり、2002年5月20日によりやく独立を果たした。

理解している²。

一方で、独立後間もない東ティモールでは、いわゆるポスト・コンフリクト国として法整備や能力強化に向けた支援の必要性が依然として高く、また、東ティモール側からも、同じ大陸法を母法とする³日本から先進的な制度を学びたいという要望が継続的に挙げられていることから、2014年度においては、小規模ではあるが当部独自の支援として活動を継続することとし、その一環として本研究を実施したものである。

そして今回のトピックについては、東ティモール側からこれまで行ってきた法案起草能力の強化に向けた支援の継続をお願いしたいとして、現在、東ティモール国内において立法作業を進めている少年法に関する日本の知見の提供を依頼され、その必要性等が認められたため、日本の少年司法制度に関する講義等を行うこととした。

加えて、東ティモール司法大臣を始めとする幹部から、東ティモールに対する諸外国からの投資や国際取引の増加に伴い民事上の国際紛争が増えていることを背景に、国際分野に強い法曹実務家の養成に向けた支援の要望も挙げられた。もちろん、国際法あるいは国際取引法分野を本格的に学ぶには相当の時間が必要であるが、今後、東ティモール自身において国際分野における法曹人材の育成をどのように進めればよいかを考えるための一助としてもらうべく、本研究の一コマを割り当てて対応することとしたものである。

本研究の趣旨は以上のとおりであるが、これまでの支援活動との大きな違いとして、今回の招へい対象者につき、従来カウンターパートとしてきた司法省国家法律諮問局の幹部職員に加え、裁判官及び検察官という法曹実務家を初めて招へいしたということがある。これは、上記のとおり法曹実務家に国際法に対する理解を深めてもらうということに加え、今回招へいした裁判官及び検察官が東ティモール国内での少年法の

² 東ティモールへの支援を行うに当たりボトルネックとなるのが言語問題である。憲法はテトゥン語及びポルトガル語を公用語と定めており（13条）、法曹養成を担うLTC（法律研修センター）の講義や訴訟手続等も基本的にポルトガル語で行われているが、一般市民にはまだ普及しているとはいえ、訴訟遅延等の要因となっている。なお、今回の共同研究では、主にインドネシア語と英語を使用した。

³ 東ティモールにおける適用法は、歴史的経緯によりやや複雑である。UNTAETは、1999年11月に制定した規則第1号において、国際的な人権基準やUNATET規則等に反しない限り、現に効力を有する法（すなわちインドネシア法）が原則として適用されるとした（3条1項）。2002年5月20日に施行された東ティモール民主共和国憲法においても、東ティモールで現に効力を有する法律及び規則（すなわちインドネシア法及びUNTAET規則等）は、憲法及びその諸原則に反しない限り引き続き適用されるとされた（165条、適用法の解釈に関する2003年法律第10号参照）。基本法の現状をみると、刑法（Decree-Law No.19/2009）、民法（Law No.10/2011）とも従前適用されていたインドネシア法を廃止する形で新規制定され、刑事訴訟法（Decree-Law No.13/2005）や民事訴訟法（Decree-Law No.1/2006）についても新たに制定されている。

起草のための協議に関係機関のメンバーとして参加しており、少年法を取り上げる上でも重要であったためである。これら3名の研究員は、いずれも各組織の中核を担う人物であり、日本側としても今後の支援等を考える上でよい交流の機会となったものとする。

第2 本共同研究の概要

1 招へい専門家からの発表

東ティモールの法・司法制度については、日本側としてもまだ十分な情報が得られていないこともあり、今回招へいした3名の研究員から、それぞれの担当分野に関して発表をしていただいた。司法省国家法律諮問局立法政策部長のエバンヘリノ・ベロ氏からは、東ティモールの少年司法に関する法律案の背景及び問題点について、控訴裁判所判事のデオリンド・ドス・サントス氏からは、東ティモールの司法制度の概要と未成年者に対する民事手続及び刑事手続について、ディリ地方検察庁検事のイヴォニア・マリア・デ・ヘスス・ダ・コスタ・グテレス氏からは、東ティモールの刑事司法手続の概要について、各自の実務経験を踏まえた発表が行われた。

2 日本の刑事手続及び少年法について

(1) 講義

①日本の刑事手続の概要

日本の少年法について学ぶ前提として、日本の刑事手続（捜査・公判手続）の概要やその特色等について、当部の須田大教官による講義が行われた。研究員からは、特に日本の刑事手続の特色である起訴便宜主義（刑訴法248条）や起訴状一本主義（同法256条6項）が東ティモールの刑事手続と大きく異なる点であるとして、それらの解釈や実務上の運用等について質問がなされた。



②日本の少年司法制度の概要

続いて、当部の甲斐雄次教官から、日本の少年司法制度の概要、特に現行制度の基本原則である保護優先主義や全件送致主義等の考え方や、少年審判手続の進め方及び実務上の注意点等について講義が行われた。少年司法制度は、少年法の適用年齢を始め各国によって大きく異なっており、東ティモールが現に構築しようとしている少年司法制度は必ずしも日本の制度に近いとは限らないが、制度構築に携わつ

ている研究員の関心は高く、喫緊の課題である少年事件の適切な処理や少年への適切な処遇の発見をいかにして行うか等の観点から、積極的に質問がなされた。

(2) 訪問・見学

①大津地方裁判所彦根支部

大津地方裁判所彦根支部の概況について御説明いただいた後、実際の刑事事件を傍聴し、また、裁判官室など庁舎内の施設見学を行った。その後、支部長を始め裁判官、書記官の方々との意見交換を行った。研究員からは、特に傍聴した刑事事件について、自国での公判手続と比較しながら、幅広く質問がなされた。

②神戸家庭裁判所

東ティモールには少年司法のための特別の裁判所がないため、家庭裁判所の基本的な役割や少年保護事件の実務について御説明いただいた後、少年審判廷や科学調査室など実際の施設を見学しながら、通常刑事法廷との違いや少年事件の適切な処理のために必要な設備等について説明を受けた。質疑応答では、裁判官、調査官及び書記官の方々に御出席いただき、少年審判の進め方等について活発な質疑応答がなされた。

③神戸少年鑑別所

少年鑑別所についても、東ティモールにはない施設であるため、まず少年鑑別所の基本的な役割や収容・鑑別の流れ、入所者の生活状況等について御説明いただいた後、実際の施設の様子を見学した。質疑応答では、施設の運営に必要な専門家スタッフや予算など、今後の実務を念頭に置いた質問が活発になされた。

3 国際法に関する講義

国際法、国際経済法、国際人権法等の専門家であり、東ティモールに対する造詣も深い横田洋三法務省特別顧問から「国際法総論」として御講義をいただいた。

第1で述べたとおり、本講義は、今後東ティモールが国際分野の専門的知識を持つ法曹実務家を養成していく道筋を描くための導入的な講義として位置づけているところ、横田特別顧問からは、国際法の基礎概念、国際法の形成及び発展の過程、国際法と国内法の関係等を中心に御説明いただいたほか、東ティモール側の関心事項を踏まえ、国際取引における紛争解決としての国際仲裁等についても、詳細な御説明をいただいた。

東ティモールの現状を踏まえた横田特別顧問の講義には、研究員も感銘しきりのようであり、帰国後は是非この経験を国の発展に生かしたいとの感想を述べていた。



横田特別顧問による講義

第3 所感

本研究に参加した研究員3名は、いずれも今回が初めての日本訪問であり、わずか1週間の滞在ではあったが、日本の実務家・専門家から直接話を聞き、実務の様子を見聞することで、今後の東ティモールの法制度づくり、あるいは制度の運用に必要なインフラ整備や人材育成等も含め、非常に参考になる知見が得られたと口々に感謝の意を述べていた。我々としても、限定的な支援ではあるが日本の知識と経験を共有することで、同じアジアの一員であり、これから発展すべき若い国である東ティモールの法制度整備に少しでも役に立つことを願っている。

最後に、御多忙の中、本研究のため大阪までお越しくくださった横田特別顧問、我々の訪問を快く受け入れてくださった各訪問先の御担当の方々、その他御協力いただいた関係の方々に、この場をお借りして深く感謝申し上げたい。

東ティモール共同法制研究日程

〔主任教官：渡部教官，須田教官 担当専門官：堀専門官，由井専門官〕

月日	曜日	10:00 12:30	14:00 17:00	備考
12 ／ 6	土	移動 (M 295 デイリ 15: 25発-シンガポール18: 10着)		
12 ／ 7	日	入国 (SQ618 シンガポール01: 25発-関空9: 00着)		
12 ／ 8	月	9: 30 オリエンテーション 国際会議室	10: 00 講義「日本の刑事司法制度及び少年司法制度の概要」 国際協力部教官 4 セミ	14: 00 招へい専門家発表 「東ティモール司法制度の現状と課題(少年司法の現状と課題を含む)」 ※発表30分×3名，協議90分 招へい専門家 4 セミ
12 ／ 9	火	(移動時間)		【訪問】 大津地方裁判所彦根支部 大津地方裁判所彦根支部
12 ／ 10	水	11: 00～ 国際法・国際経済法に関する講義 横田洋三教授 4 セミ	12: 15～ 部長主催意見交換会 記念写真撮影	14: 00～ 共同討議 (国際紛争事案への対応，その他法・司法改革の課題について) 横田洋三教授 4 セミ
12 ／ 11	木	【訪問】 神戸家庭裁判所 神戸家庭裁判所	【訪問】 神戸少年鑑別所 神戸少年鑑別所	
12 ／ 12	金	共同討議(今後の支援協力活動について) 国際協力部教官 4 セミ	資料整理	4 セミ 出国 (SQ615 関空 23: 30発- シンガポール 05: 10着)
12 ／ 13	土	移動 (M 296 シンガポール09: 25発-デイリ 14: 20着)		

東ティモール共同法制研究 研究員

エバンヘリノ・ベロ 1 Mr. Evangelino Belo 司法省国家法律諮問局法律諮問政治立法部長
デオリンド・ドス・サントス 2 Mr. Deolindo dos Santos 控訴裁判所判事
イヴォニア・マリア・デ・ヘスス・ダ・コスタ・グテレス 3 Ms. Ivonia Maria De Jesus Da Costa Guterres ディリ地方検察庁検事

【研修担当/Officials in charge】

教官 / Professor 渡部 吉俊 (WATANABE Yoshitaka) , 教官 / Professor 須田 大 (SUDA Hiroshi)

国際協力専門官 / International Cooperation Training Officer 堀 友美 (HORI Tomomi) , / 由井 水帆子 (YUI Mihoko)

～ 国際研究 ～

インドネシア最高裁判所少額訴訟制度等研究

国際協力部教官

甲斐雄次

第1 はじめに

2014年11月30日（日）から同年12月2日（火）まで（移動日を含む。）、国際協力部において、インドネシア最高裁判所事務局長を団長とする研究員12名（別紙1参照）に対する少額訴訟制度及び調停に関する研究（以下「本研究」という。）が実施された。

第2 本研究の背景

インドネシアは、1998年のスハルト体制崩壊後、司法制度改革を重要な国家的課題と位置づけ、2010年から2014年までの国家開発計画（中期）も、グッドガバナンスを第一の目標として掲げている。また、インドネシア最高裁判所は、2010年から2035年までの「ブループリント（詳細計画）」において、司法サービスの提供を取り組むべき事項の一つとしているところ、司法アクセスを改善するための新たな試みとして、現在、少額訴訟制度の導入等を検討している。

他方、法務総合研究所国際協力部は、独立行政法人国際協力機構（JICA）の実施する「インドネシア和解・調停制度強化支援プロジェクト」において、公益財団法人国際民商事法センターと協力し、2007年3月から2009年3月までの2年間、インドネシア最高裁判所を支援対象機関として、和解及び調停に関する最高裁判所規則の改正や調停人養成研修制度の改善といった成果を残した。同プロジェクトを通じて、インドネシア最高裁判所からの我が国に対する信頼も更に強化されたことから、法務総合研究所国際協力部は、上記プロジェクト終了後も、法務省独自の支援として、2011年度以降、インドネシアの裁判官人材育成及び能力強化に資する共同研究を実施してきた。

このような中、インドネシア最高裁判所から、日本における少額訴訟制度及び調停を研究したいとの要望を受けたことから、本研究を実施したものである。

第3 本研究の概要（別紙2 日程表参照）

本研究では、日本の少額訴訟制度及び調停に関する知見を提供し、今後のインドネシアにおける運用改善や制度導入に向けた検討材料にしてもらうことを目的とした研究日程を組んだ。

まずは、研究員に日本の調停及び少額訴訟制度を理解してもらうため、当職から制度の概要や手続の進め方の一例などを紹介し、その後、大阪簡易裁判所を訪問して、研究員に実務の運用等についての理解を深めてもらうこととした。また、研究員の関心が高かった裁判官の身分保障に関しても当部教官からの講義を行った。

大阪簡易裁判所では、少額訴訟と調停に関して、各担当裁判官からの概要説明に続き、裁判官及び書記官との意見交換の機会をいただき、研究員らは裁判所での運用状況に関する実務的な知見を得ることができた。また、裁判官室、調停室等の施設見学のほか、実際の少額訴訟の審理を傍聴させていただいたおかげで、研究員らは、より具体的な運用のイメージが持てた様子であった。

さらに、研究員らは大阪で当部が実施した本研究終了後、東京に移動して、引き続き学習院大学の草野芳郎教授主催による研究プログラムに参加した。なお、草野先生の御好意により、当職らも同プログラムに帯同させていただいた。研究員らは、同大学において、調停等に関する理解を更に深めた様子がうかがえた上、最高裁判所を訪問して、事務総局の担当者からも少額訴訟及び調停に関する制度運営の視点からの知見を得たことで、非常に満足した様子を見せていた。

第4 おわりに

本研究に参加した研究員らは、いずれもインドネシア最高裁判所事務局における要職に就き、インドネシアで取り組まれている前記司法制度改革について、中心的役割を担っている方々であり、本研究において、少しでも日本の運用を参考にしようと活発に質疑・意見交換を行うなど、非常に意欲的かつ熱心な様子が見受けられた。研究員らの感想や充実した様子から、本研究及び草野先生主催の上記プログラムを通じて得た知見は、必ずや今後のインドネシア最高裁判所における制度設計に活かされ、ひいてはインドネシアの司法が抱える課題を解決する一助となるものと期待している。

最後に、充実した訪問プログラムを実施していただいた裁判所関係者の皆様、草野先生を始めとする学習院大学の関係者の皆様、通訳の呼子紀子氏その他関係者の皆様に心から感謝申し上げます。どうもありがとうございました。

以上

インドネシア最高裁判所・少額訴訟制度研究研究員名簿

1	ヌルハディ
	Mr. Nurhadi
	最高裁判所事務局長 (Secretary of the Supreme Court of Republic of Indonesia)
2	アチョ・ヌル
	Mr. Aco Nur
	最高裁判所総務局長 (Head of the Administrative Affairs)
3	ヘリ・スワントロ
	Mr. Herri Swantoro
	最高裁判所裁判局長 (Director General of the General Court)
4	バーリン・ルビス
	Mr. Bahrin Lubis
	最高裁判所総務局企画課長 (Head of the Planning Bureau)
5	ステイスナ
	Mr. Sutisna
	最高裁判所総務局経理課長 (Head of the Finance Bureau)
6	ラムダニ・ドウドウン
	Mr. Ramdani Dudung
	最高裁判所総務局庶務課長 (Head of the General Affairs Bureau)
7	ムハンマド・アシャル
	Mr. Muhammad Ashar
	最高裁判所総務局施設課長 (Head of the Equipment Bureau)
8	ザロフ・リカール・アズワル・ゼン
	Mr. Zarof Ricar Azwar Zen
	最高裁判所裁判局秘書官 (Secretary of Director General of The General Court)
9	トゥリ・ディアナ・ウイドワティ
	Ms. Tri Diana Widowati
	最高裁判所総務局管理課長 (Head of the Secretariat for Leadership Bureau)
10	ティン・ズライダ
	Ms. Tin Zuraida
	最高裁判所管理職研修所長 (Head of the Management and Leadership Training Center)
11	スシロワティ
	Ms. Susilowati
	最高裁判所長官秘書 (Secretary of the Chief Justice of the Supreme Court)
12	ジョコ・ウポヨ・プリバディ
	Mr. Joko Upoyo Pribadi
	最高裁判所総務局法制広報課情報管理係長 (Head of the Maintenance Department of Infrastructre Information)

(別紙2)

インドネシア最高裁判所・少額訴訟制度研究日程

[教官: 甲斐教官, 横幕教官 専門官: 若生専門官, 白井専門官]

月日	曜日	10:00 12:30	14:00 17:00	備考	
11 / 日 30		移動日			
12 / 月 1		ICD オリエンテーション 甲斐教官	10:30~ 【講義】日本の調停制度 甲斐教官 国際会議室	12:15~13:15 部長主催意見交換会 甲斐教官 国際会議室	【講義】少額訴訟 甲斐教官 国際会議室
12 / 火 2		9:45~12:00 【訪問】大阪簡易裁判所見学	【講義】裁判官の身分保障 横幕教官 国際会議室	15:30~ 【総括質疑応答】 国際会議室	

～活動報告～

平成 26 年度国際協力人材育成研修

国際協力部教官

塚 部 貴 子

第 1 はじめに

1994 年に法務省が法整備支援に関わるようになって以降，支援対象国は増え続け，また，求められる支援内容も多岐にわたるようになったことから，2001 年 4 月には法務総合研究所内に法整備支援を専門に扱う部門として国際協力部が新設され，法務省による支援体制が整えられたものであるが，その後も対象国及び支援内容の拡大は続いている。もとより法整備支援は専門性が高い分野であることに加え，その内容が質・量ともに拡大し複雑化する中，法務省が今後も開発途上国に対する法整備支援活動を適切に推進していくためには，これに携わる人材を幅広く育成する必要がある。

そこで，法務・検察の職員の中から法整備支援に関心のある職員を研修員として国際協力部に迎え，法整備支援に関する講義などを実施した上で，支援対象国における法整備支援プロジェクトの現場を直接見聞して，我が国の実際の法整備支援活動への理解を深めるとともに，将来国際協力活動に従事する場合に必要な知識及び技術を習得させるという目的の下，実施されたのが本研修である。

以下，今回の研修の概要及び結果等につき，研修員の感想（本稿末尾）と併せて報告する。

第 2 研修の概要

1 研修期間

平成 26 年 11 月 10 日から同月 21 日まで（移動日含む）

2 研修場所

- (1) 国際協力部（国内研修）
- (2) カンボジア王国（国外研修）

3 研修員

- (1) 武見敬太郎（法務省民事局付）
- (2) 三枝稔宗（法務省大臣官房訟務部門訟務企画課広報係長）
- (3) 伊藤淳（神戸地方検察庁尼崎支部検事）

- (4) 松尾宣宏（岡山地方検察庁検事）
- (5) 横山栄作（山形地方検察庁米沢支部検事）
- (6) 中村芙有子（大阪高等検察庁検察事務官）

4 研修内容

- (1) 国内（11月11日、12日、20日、21日）
 - ア 法務省による法整備支援の概要に関する講義
 - イ 各国における法整備支援の概要に関する講義
 - ウ 国外研修終了後の研修レポート作成
 - エ 総括質疑応答
- (2) 国外（11月13日から19日まで）
 - ア JICA 長期派遣専門家との意見交換会
 - イ 王立司法院、司法省ワーキング・グループ見学
 - ウ 書記官セミナー見学
 - エ カンボジア特別法廷訪問
 - オ 名古屋大学日本法教育研究センター訪問
 - カ プノンペン地方裁判所における裁判傍聴
 - キ JICA カンボジア事務所訪問

第3 実施結果

1 国内研修前半

(1) 11月11日（火）午前

講義「法務省による法整備支援の概要」（本職）

日本の法整備支援における国際協力部の関わり方などについての講義を実施した。



国内研修での講義

(2) 11月11日(火)午後

講義「各国法整備支援の概要」(須田大教官, 野瀬憲範教官, 甲斐雄次教官, 内山淳教官, 渡部吉俊教官によるリレー形式の講義)

ベトナム, ラオス, カンボジア, ミャンマー, インドネシア, ネパール, 東ティモールに対する法整備支援の経緯や成果などについての講義を実施した。

(3) 11月12日(水)午前①

講話(松並孝二部長)

国際協力部教官に求められる資質などについての講話を実施した。

(4) 11月12日(水)午前②

講義「長期専門家の仕事」(柴田紀子副部長)

カンボジア長期派遣専門家としての経験を踏まえて, 長期派遣専門家の役割, 心構えなどについての講義を実施した。

(5) 11月12日(水)午後①

講義「国際協力専門官の業務」(小林宏治統括国際協力専門官, 堀友美国際協力専門官)

国際協力部における国際協力専門官の業務・役割についての講義を実施した。

(6) 11月12日(水)午後②

海外研修オリエンテーション(本職, 中村秀逸主任国際協力専門官)

国外研修に向けた心構えを伝えるとともに, 必要な準備などを行った。

2 国外研修

(1) 11月14日(金)午前

プロジェクトオフィス訪問

辻保彦 JICA 長期派遣専門家・チーフアドバイザー(以下「辻 CA」という。), 嶋貫賢男長期派遣専門家, 川口裕子業務調整員から, カンボジアにおける法整備支援の実施状況について説明を受け, 研修員との質疑応答を実施し, 長期派遣専門家の役割, 現地着任後の苦勞などについての話を聞いた。

さらに, 外務省による ODA 評価チームの現地調査の一環として行われた同チームと辻 CA らとの面談を見学した。

(2) 11月14日(金)午後

王立司法学院ワーキング・グループ見学

王立司法学院が実施している裁判官セミナーのリハーサルを見学した。

(3) 11月17日(月)午前

カンボジア特別法廷訪問

クメール・ルージュの幹部に対する国際刑事裁判を実施しているカンボジア特別法廷を訪問し、開廷していた公判審理を傍聴するとともに、広報担当官からカンボジア特別法廷の設立経緯、理念、役割、審理の進捗状況、現状の課題などについて説明を受けた。

(4) 11月17日（月）午後

名古屋大学日本法教育研究センター訪問

名古屋大学がカンボジアで現地学生に対して日本語による日本法教育を実施している名古屋大学日本法教育研究センター（王立法律経済大学内に設置）を訪問し、研修員から学生に対し、「間接事実による立証」、「不法行為（交通事故事案における論点）」というテーマで講義を実施した。日本語による講義であったが、学生の理解力は素晴らしく、特に、不法行為の講義に対して、学生から多くの鋭い質問がなされた。



研修員による講義の様子



学生の皆さんと

(5) 11月18日（火）午前

司法省ワーキング・グループ見学

プロジェクトオフィスにおいて、司法省のワーキング・グループが行っている民法の解釈教材の作成作業を見学した。



司法省ワーキング・グループの様子

(6) 11月18日(火) 午後

プノンペン地方裁判所における裁判傍聴

プノンペン地方裁判所において民事裁判，刑事裁判を傍聴した。

(7) 11月19日(水) 午前

書記官セミナー見学

王立司法学院が実施している書記官セミナーの開講式，裁判官による講義を見学した。

(8) 11月19日(水) 午前

JICA カンボジア事務所訪問

JICA カンボジア事務所において，井崎宏所長，小島岳晴次長らから，カンボジアにおける JICA 事業の概要等について説明を受けた。研修員側からは，高等教育に至る前の教育段階への支援状況，カンボジアでプロジェクトを進める上での困難性，汚職問題など，カンボジアの国外研修を通じて得た感想や意見を基に質問を行った。

3 国内研修後半

(1) 11月20日(木)

資料整理，研修レポート作成

(2) 11月21日(金)

研修レポート発表，総括質疑応答

第4 所感

本研修は，研修員に対し，国内研修でカンボジアを始めとする各国に対する法整備支援の歴史，現状，課題などの基礎知識を学ばせた上で，カンボジアで国外研修を行って法整備支援の現場を見聞させ，机上で得た知識を，実体験を通じて身のあるものとして吸収させることを意図して実施されたものである。

本研修の国外研修は，第1回から第4回までをベトナム，第5回からはカンボジアで実施しているものであり，第6回目となる本年度も昨年に引続きカンボジアを国外研修先としたものである。カンボジアは，ポル・ポト政権時代という暗い歴史を背負い，粛清の名の下に行われた知識人などの大虐殺の影響による法律家の人材不足，内戦状況下における法律・法制度の破壊という問題を抱え，法整備支援の必要性を具体的にイメージできる国情である上，現在のプロジェクトは，司法省，王立司法学院，弁護士会，王立法律経済大学の4機関を対象とする人材育成の合同プロジェクトという比較的シンプルなスキームであることから，研修員が国内研修で基礎知識を学ぶ上では非常に適した支援対象国である。さらに，国外研修では，キリングフィールドを

始めとする大虐殺の歴史を伝える施設が残る現地を訪れ、カンボジア特別法廷訪問、現地の関係者との交流を通じて、その歴史を肌で感じるとともに、各ワーキング・グループのメンバー及び名古屋大学日本法教育研究センターの学生らが、カンボジアをより良い国にするために情熱をもってプロジェクト及び勉学に取り組んでいる姿を見聞することができた。研修員の中には、現地ガイドから「法律が整備され、制度が安定してきたからカンボジアは良くなっている」という話を聞き、カンボジアにおける法整備支援が一般市民に理解されるほど成果を上げていることに感銘を受けた者もいた。このように暗い歴史を背負いながらも発展に向けて取り組む人々の手助けをしたという純粋な正義感ややり甲斐を感じることができるといえる意味でもカンボジアを国外研修先としたことは適切であったと思われる。

国外研修では、今回初めて書記官セミナーの見学をプログラムに加えた。この書記官セミナーは、王立司法学院のワーキング・グループにおいて、その講義内容などの検討を行い、実施しているセミナーであり、現在の人材育成プロジェクトの成果がどのように裾野まで広がっているのかを知ることができる良い機会となった。

また、各ワーキング・グループの見学では、現地の長期派遣専門家が英語や通訳を使ってメンバーと検討を行う現場を見聞することができたが、その中で、いずれの専門家もメンバーの自主性を尊重し、まずは根気強くメンバー同士の議論を見守り、適切なタイミングでアドバイスをするという姿勢に徹しており、研修員は、国内研修で学んだ「主体性の尊重」という日本の法整備支援の特徴がどのように実践されているのかを実際に学ぶことができたとともに、専門家の仕事ぶりに感銘を受けていた。

国外研修では、日を重ねる毎に、移動時間などを使って研修員の間で活発な意見交換がなされるようになり、1週間の国外研修が終了するころには、研修員たちの知識はより一層深まり、現地で見聞した事柄を基にそれぞれが問題意識や理念を持つまでに至っていた。国外研修の最後に実施した JICA カンボジア事務所訪問では、これらの研修の成果を基に研修員が質問を行い、プロジェクトの実施という側面から説明を受けることが出来たため、大変有意義な締めくくりとなった。

今回の研修員は、それぞれの現在の職務に関連した具体的な問題意識を持って本研修に臨んでいた点が大変興味深かった。現在、債権法改正の検討を行っている民事局に所属する研修員は、日本とカンボジアの民法、民事訴訟法の違い等を事前に学んだ上で現地に赴き、その知識を踏まえて裁判傍聴、ワーキング・グループ見学を行っていたため、大変深い理解を得られたようであったし、裁判官出身という立場から、カンボジアにおける裁判官の汚職問題にも着目し、独自の考察を行っていた。また、法務省の訟務部門で政策評価を担当している研修員は、法整備支援の費用対効果に着目

し、効果測定指標を設定することの困難性等の課題を抽出し、独自の考察を行っていた。

このように、法務・検察の職員の中から、法整備支援に有用な専門性を活かすことができる有能な人材を発掘するという意味でも、本研修は大変有意義であり、研修員の中から、将来の法整備支援を担う人材が輩出されることを切に願うとともに、辻 CA を始めとする本研修に御協力下さった方々に対し、改めて心から感謝を申し上げたい。

添付資料 日程表，研修員名簿

平成26年度国際協力人材育成研修日程表

月 日	曜	10:00	12:00	13:00	18:00	備考
11 / 10		移動日・法務総合研究所大阪支所寮入寮				16:00 入寮 大阪
11 / 11	火	9:45 研修員あいさつ 部長室、副部长室等	10:00 講義「法務省による法整備支援の概要」 国際協力部教官 国際協力部4階セミナー室	講義「各国法整備支援の概要」 国際協力部教官 国際協力部4階セミナー室		大阪
11 / 12	水	講話 松並部長 国際協力部4階セミナー室	講義「長期専門家の仕事」 柴田副部长 国際協力部4階セミナー室	14:00 講義「国際協力専門官の業務」 国際協力専門官 国際協力部4階セミナー室	15:00 海外研修 オリエンテーション 国際協力部4階セミナー室	大阪
11 / 13	木	関西空港発(11:00/TG623) バンコク経由 プノンペン着(19:35/TG584)				プノンペン
11 / 14	金	9:00 意見交換会(現地専門家、現地スタッフ)、ODA評価団面談見学 カンボジア長期専門家 JICAプロジェクト事務所	14:00 WG見学(RAJP) 王立司法学院(RAJP)			プノンペン
11 / 15	土					プノンペン
11 / 16	日					プノンペン
11 / 17	月	9:00 裁判傍聴・グループ訪問 カンボジア特別法廷(ECCC)	14:00 研修員によるカンボジアの学生に対する講義 名古屋大学日本法教育研究センター(RULE内)			プノンペン
11 / 18	火	WG見学(MOJ) JICAプロジェクト事務所	刑事裁判傍聴 プノンペン地裁			プノンペン
11 / 19	水	8:40 RAJP書記官セミナー 王立司法学院(RAJP)	10:00 JICAカンボジア事務所表敬訪問 JICAカンボジア事務所	プノンペン発(20:35/TG585) バンコク経由		機内
11 / 20	木	関西空港着(6:25/TG622)	資料整理・レポート作成			大阪
11 / 21	金	レポート発表・総括質疑応答 国際協力部教官 国際協力部4階セミナー室	閉講式 国際協力部4階セミナー室	帰庁		

※MOJ(カンボジア司法省)、RAJP(王立司法学院)、BA KC(カンボジア弁護士会)、RULE(王立法律経済大学)

平成26年度国際協力人材育成研修員名簿
Members of Training Seminar for the Human Resource Development for International Cooperation

1	武見敬太郎
	Mr. TAKEMI Keitaro
	法務省民事局付 Government Attorney of the Civil Affairs Bureau
2	三枝稔宗
	Mr. SAIGUSA Toshimune
	法務省大臣官房訟務部門訟務企画課広報係長 Chief of Litigation Public Relations Unit , Litigation Planning and Coordination Division, Minister's Secretariat
3	伊藤 淳
	Mr. ITO Atsushi
	神戸地方検察庁尼崎支部検事 Prosecutor of the Amagasaki Branch of Kobe District Public Prosecutors Office
4	松尾宣宏
	Mr. MATSUO Nobuhiro
	岡山地方検察庁検事 Prosecutor of the Okayama District Public Prosecutors Office
5	横山栄作
	Mr. YOKOYAMA Eisaku
	山形地方検察庁米沢支部検事 Prosecutor of the Yonezawa Branch of Yamagata District Public Prosecutors Office
6	中村芙有子
	Ms. NAKAMURA Fuyuko
	大阪高等検察庁検察事務官 Public prosecutor's assistant officer of the Osaka High Public Prosecutors Office

【研修担当/Officials in charge】

教官/ Government Attorney 塚部貴子(TSUKABE Takako)

主任国際協力専門官/Senior Administrative Staff 中村 秀逸(NAKAMURA Hideitsu)

平成 26 年度国際協力人材育成研修を終えて

法務省民事局付 武見敬太郎

第 1 はじめに

私は、平成 26 年 11 月 11 日から同月 21 日までのおよそ 2 週間、法務省法務総合研究所国際協力部（以下「ICD」という。）により実施された「国際協力人材育成研修」（以下「本研修」という。）に参加し、主としてカンボジア王国における法整備支援の経緯、状況等について見聞する機会を得た。

本研修は、研修員に対し、ICD において法整備支援に関する講義を受けさせた上、アジアの支援対象国を訪問し、支援活動の現場を直接見聞させることにより、我が国の法整備支援活動をより具体的な形で理解させ、同活動に必要な知識及び技術を習得させることを目的とするものであり、平成 26 年度はカンボジア王国が訪問先とされた。

本稿は、私が本研修において見聞きした成果を報告し、若干の考察を加えたものであるが、伝聞に基づく情報や、通訳を介した情報も多分に含まれ、また、私の理解や情報収集が十分でないこともあると考えられることから、必ずしも正確に記述されていない部分があり得ることを含み置き願いたい。

第 2 我が国における法整備支援一般について

1 位置づけ

我が国において、国家活動としての法整備支援は、JICA（独立行政法人国際協力機構）により、ODA（政府開発援助）のうちの二国間の技術協力の一端として実施されている。

一般的に、JICA による技術協力は、相手国に専門家を派遣し、現地で活動させるほか、相手国から政府機関職員等を招へいし、我が国の政府機関、大学等の受入機関において本邦研修を実施する形で行われる。法務省が関与する法整備支援の場合には、法曹出身者を長期専門家として相手国に派遣して現地で活動させ、法務担当省庁の職員等を受け入れて ICD において本邦研修を実施するなどの形となり、カンボジアの場合も同様である（国によっては、長期専門家が派遣されず、本邦研修と単発的な現地セミナーを行うにとどまる場合もある。）。

2 特色

我が国の法整備支援の特色として、まず、相手国の主体性を尊重し、長期的な人材育成を重視する点が挙げられる。これは、相手国において、整備された法制度を適切に運用できなければ、せっかく構築した制度も画餅に帰するため、法制度の構築に当たっては相手国の実情に合った制度設計となるよう相手国と十分に協議し、その意見

を反映させるとともに、法制度の構築後も、相手国に寄り添い、これを運用する人材の育成に関与していくという趣旨によるものである。

この姿勢は、後に紹介するように、研修中随所に顕れていたように感じた。他の支援国・機関においては、委託した弁護士に法案の作成を依頼し、成果物を相手国に提供して支援を終了するケースもあると聞くところ、日本の支援は、時間はかかるが、相手国が自立して法制度を運用することができるようにすることを目指す点で相手国の利益となり、相手国から感謝されているとのことであった。こうした積み重ねが、長期的にみれば、相手国における我が国のプレゼンスを高めることにつながるものといえる。

もともと、近年は、こうした我が国の長期的・間接的利益にとどまらず、現地に進出する日本企業の経済的利益に資する活動をすることも求められており、平成25年の「法制度整備支援に関する基本方針（改訂版）」では、法整備支援の指針として、従前の「法の支配の定着」「持続的成長のための環境整備・グローバルなルール遵守の確保」「我が国の経験・制度の共有、我が国との経済連携強化」に加え、「日本企業の海外展開に有効な貿易・投資環境整備や環境・安全規制の導入支援」「ガバナンスの強化を通じた、我が国の経済協力の実効性の向上」が盛り込まれ、「途上国のニーズに加え、我が国経済界のニーズも踏まえた支援国、対象分野等の選定に留意する」とされた。いかに法整備支援の効果を経済界にも理解される形で可視化するかは今後の課題といえそうである。

また、我が国は、明治時代から西欧諸国の法律を学び、これを継受し、運用してきた経緯があり、比較法的観点からの研究も進んでいるとされる。こうした我が国の経験や知識を法整備支援に活かすべく、国内に学者を中心とした作業部会を設け、助言やバックアップを行うなどする体制が整えられている点も、我が国の法整備支援の特色とされる。

第3 カンボジア王国における我が国の法整備支援について

1 カンボジア王国の近現代史の概要

カンボジアは、19世紀後半からフランスの保護下に置かれていたが、第二次世界大戦後に独立を果たす。その後間もなくしてベトナム戦争の影響を受けて内戦が勃発し、1975年から1979年までの間、ポル・ポトの指導の下、毛沢東思想に強く影響されたクメール・ルージュ（以下「KR」という。）が政権を握る。周知のとおり、KRは、都市部の富裕層や知識人などを組織的に虐殺したが、その結果、200人程度いた法律家のうち、生き残れた者は、わずか数人であったというⁱ。また、KRは、法律・裁判

制度その他の社会基盤を廃止したり、機能停止に追い込んだ。

その後も内戦が続くが、1992年からの国際連合カンボジア暫定統治機構（明石康特別代表）による統治・選挙を経て、翌年に新憲法が制定され、自由市場経済、複数政党制民主主義を採用するカンボジア王国が再建された。

経済成長を続けており、今世紀に入ってから GDP 成長率はおおむね6～13%台で推移しており、GDPは、1992年には約24億ドル（一人当たり約290ドル）であったのが、2012年には約141億ドル（一人当たり約950ドル）に達しているⁱⁱ。実際にプノンペンの街は活気にあふれ、高層ビルも建築中のものが多数見受けられたが、貧富の差はまだ激しく、豪邸に住み高級車を乗り回すものもあれば、道ばたで物乞いをする子供たちも多数みられた。また、各所で地雷で足を失った者もみられ、この国では内戦の記憶がまだまだ遠くないことを実感した。

KR時代の虐殺については、国連とカンボジア政府の共同出資のもと、2003年にカンボジア特別法廷が設置され、外国人裁判官と現地裁判官の合議体により、当時の指導層への裁判が行われている。今回の研修では、運良くKR政権下で国家幹部会議長の地位にあったキュー・サムファン被告の公判を見ることができ、特別法廷の広報官（カンボジア人）の方にお話を伺うこともできた。特に印象に残ったのは、この法廷が、平和と正義を旨とし、これが剣を持った仏（＝正義）とオリーブの葉（＝平和）を組み合わせた特別法廷のエンブレムにも表れているとお話であった。適正手続の下、裁判に被害者の参加を許し、指導層が罰せられることで正義が追求されるとともに、虐殺を総括し、KRに関与したその他の者を含めた大多数の国民の融和をはかることができるという趣旨と理解した。財政的・政治的な問題が取り沙汰されているが、この法廷の成功を願うばかりである。

2 法令の制定に係る法整備支援の経緯について

(1) 経緯

カンボジアは、上記1のとおり、フランスの保護下にあったため、その影響を受けて1920年に民法・民事訴訟法が制定されているが、KR時代に法制度やこれを支える人材は壊滅状態になり、その後の長期間の内戦中も法制度の整備は遅れていたが、1993年の王国再建後、外国の投資を受ける基盤として、法整備の必要性が高まることになる。

我が国は、1999年から民法・民事訴訟法その他関係法令の起草・立法化を支援し、民法については2007年公布・2011年施行、民事訴訟法については2006年公布・2007年施行に至っている。起草作業を通じて人材を育成するほか、2005年からは裁判官検察官養成校における民事教育についても支援が行われた。

(2) カンボジア民法（以下「カ民」という。）について

ア 債務編

今回の研修に当たり、カンボジア民法典を斜め読みしていたところ、我が国の現行民法に構成や内容が似ていると感じたが、現在私の所属する法務省民事局が担当している債権法改正の検討ⁱⁱⁱに通ずる部分が以下のとおり散見され、大変興味深かったので、ここに若干御紹介する。社団法人商事法務研究会に「民法（債権法）改正検討委員会」が設立されたのが平成 18（2006）年であるのに対し、この法律が 2003 年に閣僚評議会に提出されたものであることを考えれば、起草支援者の方々^{iv}の意欲的な取組が垣間見られるように感じた。

- 意思表示が錯誤によってなされた場合は取消事由とされ、善意無過失の第三者の保護規定が置かれている（カ民第 345 条第 1 号、第 346 条第 4 項）。
- 債務不履行解除の要件を「重大な契約違反をした場合」、すなわち「一方の当事者の契約違反のために相手方が契約の目的を達成することができなくなる場合」とし、債務者の帰責事由は要件としないものとされている（カ民第 407 条、第 408 条）。
- 危険負担制度は残しつつ、特定物の所有権移転を内容とする双務契約における危険負担について債務者主義を採用している（カ民第 416 条）。

イ 親族編・相続編

親族編・相続編においては、我が国における平成 8（1996）年の法制審議会の答申のほか、ドイツやフランスの立法例を参考に、以下のような制度が設けられている。昨今我が国において問題とされることの多い分野であり、興味深い内容である。

- 婚姻成立の日から 180 日後、又は婚姻の解消若しくは取消しの日から 300 日以内に生まれた子について、婚姻中に懐胎したものと推定され、妻が婚姻中に懐胎した子は夫の子と推定される（カ民第 988 条第 1 項、第 2 項）、この規定による父子関係は、夫のみならず子も、成年に達したときから 6 か月以内であれば、否認できるものとされている（カ民第 989 条、第 991 条第 2 項）。
- 女性の再婚禁止期間は、120 日（前婚の解消・取消し後、直ちに再婚すると前夫の子としての推定と後夫の子としての推定が重複する可能性のある期間）に留められており、医師による非懐胎証明がある場合はこの期間中でも婚姻することができるものとされている（カ民第 950 条）。

なお、今回の研修中に、プノンペン地方裁判所において裁判傍聴をする機会があった。民事・人事・刑事裁判が同一の法廷・裁判官によって連続的に審理

されており、2件の離婚訴訟の判決言渡期日を傍聴することができたが、いずれについても裁判官が判決主文で離婚請求を認容するとともに、妻が再婚できる旨を宣言していた。これは、おそらくあらかじめ裁判所に非懐胎証明を提出する運用が採られているものと推察する。

- 相続分について、婚内子と婚外子の区別をしないものとしている（カ民第1156条第2項）。

(3) カンボジア民事訴訟法（以下「カ民訴」という。）について

カンボジア民事訴訟法典を斜め読みすると、基本的な構成は我が国の民事訴訟法と同様であるが（ただし、カ民訴は保全・執行も含んでいる。）、いくつか興味深い制度があった。また、後記3(2)で御紹介する王立司法院（以下「RAJP」という。）ワーキンググループ（以下「WG」という。）において採り上げられていた弁論準備手続については、和解について我が国にはない規定が盛り込まれていた。

- 検察官は、公益上必要があると認めるときは、民事訴訟手続に立ち会い、意見を述べることができるとされている（カ民訴第6条）。裁判官に対する不信の強いベトナムなどにおいても見られる制度であるという。なお、そのためかは確認できなかったが、民事裁判を傍聴した際に、検察官は立ち会っていなかったが、原告代理人も被告代理人も法廷の一方の当事者席に並んで座り、刑事裁判の際に検察官が座っていた側の当事者席には誰もいないという状況で口頭弁論手続が進められていた。
- 事件の配点は裁判所所長が毎年定め、恣意的にならないよう、自動的に分配しなければならない旨の規定が敢えて置かれている（カ民訴第26条）。
- 訴えが提起された場合には、我が国の通例のようにまず裁判長が口頭弁論期日を指定するのではなく、裁判所が速やかに弁論準備手続期日を指定するものとされている（カ民訴第80条第1項）。そして、相当でないことを除き、弁論準備手続の冒頭で、まず和解を試みなければならないものとされている（カ民訴第104条）。旧フランス民法では、小審裁判所について和解前置主義が採られていた影響があるようであり、融和的な解決を重視するカンボジアの国情を尊重し、なるべく和解を成立させるように努力する責務を裁判所に負わせるという趣旨に出たものとされている。⁹ 訴状しか提出されていないこともあると思われる第1回弁論準備手続期日において、心証のとれていないことも多いであろう裁判官が、どこまで効果的に和解勧誘ができるのか疑問であったので、上記WGに参加していた現役裁判官に聴いたところ、手続の冒頭だけでなく、事案に応じて柔軟に、適切なタイミングで和解勧誘をしているという。

また、和解期日における交互面接方式は、他方当事者の監視がなく、大きな弊害（汚職など）を伴うので、双方当事者の明示の同意がなければできないという運用がされているという。

- 訴額が 500 万リエル（1250 ドル）以下の訴訟では控訴が許されず、三審制が担保されない（カ民訴第 260 条第 1 項第 2 号）。これは、解決すべき紛争の価値とこれに費やす国家の経費や関係者の労力との均衡を考えたものとされる。^{vi}

3 法令の運用及び人材の育成に係る法整備支援の状況について

現在のカンボジアにおける法整備支援は、法令案の起草の段階から、民事関連法令の定着のための人材育成に焦点が当てられている。2012 年以降、JICA においては、①司法省職員を対象とした司法省 WG、②現役若手裁判官らを対象とした RAJPWG、③弁護士養成校を対象とした弁護士会 WG、④大学教員を対象とした王立法律経済大学（以下「RULE」という。）WG 及びこれらの WG の合同 WG を通じた支援活動を展開している。今回の研修では、以下に述べるような支援の現場を見学することができた。

(1) 司法省ワーキンググループ

司法省 WG では、現在、法律学習者向けの教材の作成を検討しているとのことであり、弁護士出身の長期専門家の方と司法省職員らによる検討会の様子を見学することができた。

ちょうど見学できたのは、取消権及び取消しによって生じる不当利得返還請求権の消滅時効についての解説部分の検討であった。詳細な内容は割愛するが、一部の記載部分について、司法省側の参加者から異論があり、長期専門家の方からいずれの考え方も載せてはどうかと提案したところ、司法省側から、色々な見解を書き込むと分かりづらいから明確な答えを示した方がよいとの反論があった。しかし、最終的には、学習教材としては答えを絞ることではなく、考え方を示した方がよいという長期専門家の方の意見に沿って、両論が併記される形となった。

このやり取りを見て感じたのは、日本側が一定の見解を押しつけるようなことはせず、どのように解釈を導き出すかという思考過程を鍛錬し、教材に記載のない論点に出くわしても対応できる法的マインドを養うことのできるよう配慮がされているということである。質問に対して答えを与えることがその場では容易な解決であったとしても、実務では新たな問題に日々直面するものであり、そのたび支援国に助言を求めるようでは、いつまでたっても被支援国が自立することができず、法整備支援は出口の見えないエンドレスなものとなりかねない。被支援国の自立のため、人材育成を重視する我が国らしい支援の表れと感じた。

(2) 王立司法学院 (RAJP) ワーキンググループ

RAJPWG では、現役裁判官による「裁判官セミナー」と「書記官セミナー」の講義内容などが検討されているとのことであった。

「裁判官セミナー」については、上記 2 (3) で触れた弁論準備手続についての講義内容の検討会を見学することができた。我が国の長期専門家が現地の裁判官を直接指導するのは限界がある。そこで、我が国の支援による教育を受けた若手裁判官が、他の裁判官を指導する形で、教育の成果を全体に拡げていく、そうした手法が採られているとのことである。驚いたのは、講義を担当する裁判官が、ホワイトボードにクメール語で、我が国の司法研修所で習うようなブロックダイアグラムを描き、貸金請求に対する相殺の抗弁を題材に、立証責任の分配の在り方や、要件事実のうち否認・不知となるものが争点となることについての的確に説明をしたことである。現地専門家の方によるこれまでの支援の賜物と思われるが、こうして被支援国が自立していくのだということを実感することができた。

「書記官セミナー」については、セミナーそのものを見学することができた。冒頭開講式があり、国歌斉唱や訓辞のようなものの後、全員で記念撮影となったが、どういうわけか我々研修員も記念撮影の一角に収まった。裁判官出身の長期専門家の方は、外国人として唯一、冒頭ひな壇に座っておられ、民事分野におけるカンボジアでの我が国の存在感は相当に大きいものだと感じた。次の予定のため途中で抜けてしまったが、講師の現地裁判官が主として説明をし、長期専門家の方が口を挟む場面も見られなかった。これも被支援国が徐々に自立していくことを感じさせた。

(3) 名古屋大学による日本法教育カリキュラム

RULE には、名古屋大学法政国際教育協力研究センター（通称「CALE」）により日本法教育研究センターが設置されている。これは、JICA によるプロジェクトではないが、今回の研修において、同センターの現地学生に対する日本語による不法行為に関する講義をさせていただいたので、簡単に御紹介すると、同センターにおいては、現地の大学生に対し、日本語教育を施した上で、公募に応じて派遣されている日本の弁護士出身の講師の方により、我が国の法律が教授されている。生徒が日本の某出版社の有名講義シリーズを持っていたので驚いた。

交通事故の事案を題材に、カンボジア法を前提にして、使用者責任、被害者側の過失及び後遺症損害に係る損害賠償請求権の消滅時効の起算点について説明した。こうした論点を採り上げたのは、条文に書いてあることが全てではなく、その背景にある法の趣旨をよく理解し、適切な解釈を導き出して事案に的確に適用することが大事であることを伝えたかったためであったが、なかなか難しかったようで、多

くの質問を受けた。特に上級生から非常に的確な問題意識に基づく質問もあり、不自由な外国語による外国法の講義であるのに、すばらしい理解力であると感じた。

4 今後の支援等について

今後も引き続き、2017年までの予定で、上記3で述べた各WGを通じた現行の支援プロジェクトが継続されるとのことである。カンボジアにおいて、一度失われた法曹その他法律関係職の人材育成は重要な課題であるが、長期専門家の方々の献身的な、被支援国に寄り添った形での支援により人材が育成され、その育成された人材が更に人材を育成するという好循環となり、徐々に被支援国が自立していくものと考えられる。

他方で、私が非常に難しい課題と感じたのは、カンボジアにおける裁判官の汚職や倫理感の問題である。先頃報道された国際NGO団体の調べによる世界腐敗認識指数(2014年)^{vii}では、カンボジアは、ミャンマーと並んで175か国中156位で、ASEAN域内最低となっているが、裁判官も例外ではなく、この研修中でも裁判官の汚職が問題となっていることを耳にし、法曹を目指す日本法教育研究センターの学生からすら悲観的な話を聞いた(なお、現地裁判官から直接聞いた話ではないことをお断りしておく。)^{viii}。せっかく法令を整備し、これを使いこなす人材を育成しても、法の解釈・適用を汚職によりねじ曲げられては、支援の効果を十分に上げることができない。

上記3(3)で述べたとおり、私は、日本法教育研究センターにおいて、カンボジア人学生らに条文に書いてあることが全てではないと説いてきたが、条文に解釈の余地を認めるほど、裁判官の裁量にゆだねられる部分も多くなり、恣意的な判断をするおそれも大きくなる。カンボジアの旧宗主国であるフランスにおいては、モンテスキュー以来、裁判官は「法の口」にすぎず、法律の機械的な適用をするものという建前が採られてきているとのことであるが^{ix}、我が国が支援して成立した新民法の下では、正面から裁判官に法律の解釈の余地を認め、その裁量的判断を想定している(上記2(1)の司法省セミナーでは、司法省側の参加者から、新民法は(フランス法をベースとしている)旧民法と比べ、条文だけを見てもどう適用したらよいか分かりづらいとの声も聞かれた。)。上記2(2)で述べたとおり、「重大な契約違反」すなわち「一方の当事者の契約違反のために相手方が契約の目的を達成することができなくなる場合」には契約を解除することができる^x、このような規範的要件は、裁判官の裁量を広くしているものといえる。こうした中で、私が説いた法解釈の可能性(「被害者の過失」という条文にもかかわらず、被害者ではない者の過失も過失相殺の考慮に入れる解釈が可能であることなど)を知ることは、おそらく新しいカンボジア民法の下では必要とされることではあるが、文理からは当然に導かれない解釈も事と次第によって可能

となることから、恣意的な判断に流れないか、講義後、いささか不安を感じた。

裁判官を含む公務員の不正の原因については、JICA カンボジア事務所の方からお聞きしたところでは、公務員の給与が非常に安く、生活を維持するため不正をせざるを得ないことが一因と考えられるようである。公務員の待遇改善が汚職抑止の前提であることは疑いないと思われる。

また、汚職に手を染めることに対する抵抗感、規範意識が鈍磨しているようにも思われる。我が国の裁判官の場合には、事件当事者から金品の授受を受けないといった当然の職業倫理は、特段の講義や研修を受けなくとも持ち合わせていると考えるが、余りに当然すぎて、こうした倫理観が前提となっていない国において、どのようにすれば規範意識を高めていくことができるものか、非常に悩ましい。我が国の法科大学院において「法曹倫理」の講義が必修化されているが、私の記憶する限り、弁護士の利益相反などの論点が中心で、不正をしないといった言わば道徳的な指導に重点は置かれていなかった。

規範意識を高めさせるには、取締りを強化し、違反をした場合のペナルティを重くするという北風的な手法が考えられるが、JICA カンボジア事務所の方によると、中国や韓国のように汚職を取り締まる専門の機関を有しない我が国においては、支援の相手国の汚職取締機関のカウンターパートとなる機関がなく、この点では中々支援が難しいとのことであった。

我が国として、この問題に対してどこまで支援ができるのかは分からないが、日本人が誇るべき倫理観について、東南アジア諸国の方々と共有できたなら、それ自体素晴らしいことであるし、これにより司法リスクが低減するのなら、投資を呼び込む土壌形成にもつながる。こうした倫理観、規範意識を備えることが当たり前になるにはもう少し国が富む必要があるのかもしれないが、将来的にはそのようになることを期待したい。

なお、同事務所の方によると、カンボジア人の国民性として、実直さが挙げられ、この点は日本人に似たところがあるという。現政府は、汚職防止に向けてトップダウンで取り組みつつあり、例えば、最近教育大臣が大学の統一試験について、「試験問題が漏れないようにすること」「カンニング禁止を徹底すること」「採点を厳格に行うこと」の3点を指示したところ、試験問題がそれほど難しくなったわけでもないのに、合格率が前回の87パーセントから26パーセントまで下がったという。いかに不正が蔓延っていたかを物語る数字ではあるが、トップが主導すると実直に遂行されるようである。こうした国民性にも期待したいと感じた。

第4 その他

法整備支援とは異なる点であるが、社会インフラの構築もカンボジアの重要な課題である。

上記第3の3(2)の書記官セミナーでは、「送達」がテーマとなっていたが、聴くところによると、カンボジアでは郵便制度が発達しておらず、書記官が訴状等を直接手渡すべく交付送達に赴くとのことであり、住所も明確に定まっていないので、送達に大変な苦勞を要するとのことであった。これでは送達だけで大変な手間と時間を要し、迅速な紛争解決をすることができない。

移動手段にしても、鉄道がほとんど機能していない上、渋滞で全く前に進まない交通事情など、当事者が裁判所に足を運ぶのも一苦勞である。

裁判制度は、こうした社会インフラの整備があつて機能を高めていくものなのだと感じた。

第5 おわりに

本稿では紹介しきれなかったが、カンボジアにおける法整備支援の課題として、民事基本法以外を支援する他の支援国・機関との調整や、法令の末端の利用者である一般国民への法令の浸透なども挙げられる。法令が制定されて複雑化していくほど、その間の調整が重要となり、その浸透もその都度必要になるなど、支援が進むにつれて新たに課題が生じるため、その出口がどこになるのかは、難しい問題であると感じた。しかしながら、これまでのカンボジアに対する法整備支援により、法律関係の人材は着実に育ってきていると感じた。こうした人材により、現地の法制度や教育制度が自律的に発展していくことで、法整備支援の出口が見えてくるものと考えている。

また、この研修を通じ、裁判制度を適切に運用していくために、汚職をしないことや社会インフラが整備されていることなど、我が国では当たり前になっているものがいかに大切かを痛感した。加えて、比較法的な観点での検討も刺激的に感じ、海外に滞在すると、我が国の法制度や社会を更に深く知ることができることを改めて認識した。

以上のとおり、この研修を通じ、様々な経験をすることができ、幾分か視野を広げることができたように感じる。効果的な研修となるようプログラムを組んでいただき、講義などをしていただいたICDの皆様や、業務の傍ら現地で温かく御指導いただいた長期専門家の方々を初めとするJICAの皆様やCALEの皆様、そして、2週間も本来業務に穴を開けたにもかかわらず、快く私を研修に送り出してくださった法務省民事局民事第一課の皆様にご心より感謝申し上げたい。最後に、今回の研修に同行していた

だいた塚部貴子教官，中村秀逸専門官には，研修中様々な面で大変お世話になった。
改めて御礼申し上げて，私の報告を終えたい。

ⁱ 柴田紀子「カンボジアの法の夜明けーキムセンへの手紙 第1回」法律のひろば 2009年4月号 55 ページ参照

ⁱⁱ 国際通貨基金 (IMF) ホームページ参照

<http://www.imf.org/external/pubs/ft/weo/2014/02/weodata/weoselser.aspx?c=522&t=1>

ⁱⁱⁱ 本稿起案時点で「民法（債権関係）の改正に関する要綱仮案」が発表されている。

<http://www.moj.go.jp/shingi1/shingi04900227.html>

^{iv} 起草支援者を含めたカンボジア民法起草についての報告書として，尾崎道明「～特集～カンボディア民法・民事訴訟法起草支援，その画期的な成果」ICD NEWS 第7号 17 ページ（2003年）参照

^v 前掲尾崎「～特集～」71 ページ，大村雅彦執筆部分

^{vi} 前掲尾崎「～特集～」79 ページ，三木浩一執筆部分

^{vii} Transparency International ” Corruption Perceptions Index 2014” より。

<http://www.transparency.org/whatwedo/publication/cpi2014>

^{viii} 柴田紀子「カンボジアの法の夜明けーキムセンへの手紙 第14回」法律のひろば 2014年8月号 63 ページなど，この随筆シリーズ中，裁判官の汚職の話題が随所に現れる。

^{ix} フランスにおいても実際には裁判官が法創造的な解釈を行っているが，建前上，判決書には法令の規定を適用したとしか記載できず，法令を解釈したとは記載できないという。森際康友・長谷部恭男・松本恒雄・加藤新太郎「座談会 グローバル化時代における裁判官の職業倫理～日仏比較を中心として」判タ 1251号 32 ページ（2007年）参照。

^x カ民の規定上，相当の期間を定めて催告後，催告期間内に債務の履行がないことなど，「重大な契約違反」があったものとみなされる場合が列举されているが，列举事由に当たらなくても，本文の要件を充たせば契約の解除が可能とされている。

平成 26 年度国際協力人材育成研修に参加して

法務省大臣官房訟務企画課訟務広報係 三枝 稔宗

第 1 はじめに

私は、平成 26 年 11 月 11 日から同月 21 日まで、法務省法務総合研究所国際協力部（以下、「国際協力部」という。）が実施する「平成 26 年度国際協力人材育成研修」（以下、「本研修」という。）に参加する機会をいただいた。

本研修は、主にアジアの開発途上国に対する法整備支援に携わる人材を育成するものであり、国際協力部で法整備支援に関する講義を受講した上で、支援対象国であるカンボジア王国（以下、「カンボジア」という。）を訪問し、現地における法整備支援活動の現状を直接見聞することにより、法整備支援をより具体的に理解し、法整備支援に必要な知識及び技術を習得することを目的として実施されたものである。

本報告書は、国内研修及びカンボジアにおける国外研修の概要及び所感について報告させていただくものである。

なお、主観が含まれる部分については報告者の私見であることを予めお断りする。

第 2 国内研修

1 法整備支援の概要

国内研修初日には、法務省による法整備支援の概要やベトナム、ラオス、カンボジア、ネパール、ミャンマー、インドネシア及び東ティモールにおける法整備支援の概要に関する講義を受講した。

法整備支援については、事前にホームページ等を参照したほか、過去に業務の関連で少し調べたことがあり、多少の知識はあったつもりであったが、実務に携わっている教官の講義を受けたことにより、法務省による法整備支援の概要、各国の法整備支援に至る経緯や現状について、これまでよりも深い知識を得ることができた。講義の中で特に関心を持った点は、日本の法整備支援の特徴及び法整備支援を行う目的に関する点であった。

日本の法整備支援の特徴としては、主体性（オーナーシップ）の尊重、法律・法制度を使いこなせる人材を育成し、自立を見据えた長期的な人材育成の重視といった点であり、国外研修では日本流の法整備支援が実際に現場でどのように受け止められているのかを肌で感じたいと思った。

そして、法整備支援は、税金を使って各国の支援を行う意味はどこにあるのかという点は常に考え、説明できなければならず、東ティモールの現状説明に関する講義の際には、「東ティモールに法整備支援をする意味はどこにあるのか？」といった問い掛

けもあったから、法整備支援を実施する目的や意味を国外研修を通じて自分なりに考え、研修が終わった段階で多少なりとも説明できるようにしたいとの思いを持った。

なお、講義があった国の中で、個人的に特に関心を持った国はミャンマーである。外務省在籍時代の上司がミャンマーの専門家でミャンマーの話の色々聞いていたことや「アジア最後のフロンティア」と呼ばれ国際的に注目を浴びている中で、日本がどのような援助を行っているのか興味があったためである。

講義では、ミャンマーが民主化に向かった2011年以降、日本政府は援助方針を見直し、現在は「第3期」に入っており、第3期では、①国民の生活向上のための支援、②経済・社会を支える人材の能力向上や制度の整備のための支援、③持続的経済成長のために必要なインフラや制度の整備等の支援、を実施することとされているとの説明を受けた。法整備支援に係る現在のプロジェクトでは、起草能力の向上や、トレーニング環境の向上を図っている段階である。

最近の報道によると、ミャンマーに進出していることが判明した日本企業は、本年10月末時点で280社であり、民主化後の約4年間で約5.5倍に急増しているとのことである。こうした状況において、社会の根幹に関わる法整備支援を通じてミャンマーと関係を深めることは、日本の国益に直結する重要かつ意義のある仕事であると感じた。

2 長期専門家、国際協力部教官、国際協力専門官の業務概要等

国内研修二日目には、松並部長の講話、柴田副部長による「長期専門家の業務」に関する講義及び国際協力専門官の役割及び業務に関する講義を受講した。

松並部長の講話では、国際協力部の教官に必要な能力として、①語学力、②豊富な知識、理解力、現場での力、③カウンターパートと良好な関係を構築する力、④役人としての能力・資質、⑤教育力、が必要とのお話を伺った。この中で特に重要と感じたのが、⑤教育力である。日本の法整備支援では、自分の知識を相手方に分かりやすく伝え、理解してもらい、更に相手方が自国国民に正しくその知識を普及させていくといった流れが重要であり、国外研修では、現地専門家の方々がどのように「教育力」を発揮されているのかという点をよく確認したいと感じた。また、お話のあった5つの能力はいずれも現在の業務でも意識すべきものであると感じ、大変参考になった。

柴田副部長の講義では、御自身のカンボジア滞在経験に基づく貴重なアドバイスやカンボジアを含む日本の法整備支援全体を取り巻く状況についてお話をいただいた。特に印象に残った点は、①法整備支援の役割は黒子的なものであり、一方的に押し付けるようなものでは使われないし、支援国が自立してやっていけるようにしなければ

意味がない、②時間がかかっても相手方が理解できるものを作成することが重要であり、こうした作業を相手方に理解してもらうことが重要、③支援はビジネス的な側面もあり、時には政治的・外交的な判断が必要、といった部分であり、文化、社会、価値観の違いを理解した上で、相手方と十分な調整をしていくことが重要であると感じた。

国際協力専門官の役割及び業務に係る講義では、国際協力部の業務の全体像を掴むことができた。私の過去の業務では、国際協力部と直接やり取りをしたことはなかったが、独立行政法人国際協力機構（JICA）、大学関係者、関係省庁等の多数の関係者との調整業務や、研修・出張の準備、予算関連業務等様々な業務を担当されており、相当多忙であることが伺えた。また、教官・専門官がしっかり情報を共有し、一体となって業務を行うことによって、国外との調整を含む困難な業務が処理されている現状を理解することができた。

第3 国外研修

1 JICA プロジェクト事務所長期専門家との意見交換

4人の JICA 長期専門家の役割及び業務内容について説明を受け、司法省（MOJ）、王立司法学院（RAJP）、弁護士会（BAKC）、王立法律経済大学（RULE）との間で交わされる人材育成を目的とした WG における具体的なやり取りの概要について理解することができた。持続性を重視する観点から、現地で一つ一つ条文を検討し、文化に合うかどうかを確認しながら進める日本の法整備支援の進め方に感銘を受けつつ、言葉も文化も違う中でこうした作業を進め、人材を育成していくことは並大抵のことではないと痛感した。

なお、他国による法整備支援では、スピード性を重視し、協議に時間をかけずに法律を起草し、速やかに国会提出をして、その後のフォローはしないというパターンもあるとのことであり、日本のように現地のニーズや文化に合わせるやり方は、国際社会ではスピード性に欠けるという批判もあるという側面もあるということであった。

2 ODA 評価団による JICA プロジェクト事務所の面談見学

外務省による ODA 評価団と現地専門家との面談を見学した。プロセス面と成果をどう見ているかといった点を中心に評価団の方々から質問が出され、現地専門家の方々も回答するといった流れで実施された。

評価団からは、日本の企業の相談に乗ることが出来るか、IT化で足りない部分はないか、人員を増加し、プロジェクトの拡大をした場合に弊害はないかとの質問があり、現在の法整備支援の進め方を評価した上で、NGO 等とも連携し、オールジャパンで更

に法整備支援を拡大（クメール語を使える人材を使って、地方での活動を拡大させていく等）していく効果的な方策を模索し、提言したいと考えているような印象を受けた。

3 王立司法学院（RAJP）におけるワーキンググループ（WG）見学

王立司法学院での弁論準備手続に係るWGを見学した。裁判官が9名、検事が1名参加しており、1名が発表し、それにWG担当の現地専門家や他の出席者がコメントをするといった形で進められていた。WGは思っていたよりも厳粛なものではなく、日本で言えば大学のゼミに近い雰囲気のようにであったが、条文や趣旨を確認しつつ、丁寧に進められていたのが印象的であった。また、WGは現地専門家が英語で解説し、それがクメール語に翻訳されといった形で講義が進められており、海外において法律を説明するという事は、英語で正確に法律を説明できる能力が大前提であることが理解できた。

4 ECCC 裁判傍聴、施設見学

本研修期間中は、運良くカンボジア特別法廷（ECCC）第2事件における審理が開かれており、クメール・ルージュの幹部であったキュー・サムファンの審理を見学することができた。こうした特別法廷を見学することは初体験であったが、ガラスに囲まれた法廷や非常に厳格な雰囲気で行われた審理を見学できたことはとても貴重な経験だった。

見学後は、クメール・ルージュ裁判広報官からECCCの目的や裁判の仕組み、予算的な部分等に関する説明を受けた。クメール・ルージュ時代はカンボジア国民にとって忌まわしい記憶であるものの、若い世代に歴史を伝え、同じことが繰り返されないようにしていくことが重要であるとの説明を受け、カンボジア国内におけるこの裁判のウェイトの大きさを実感した。

5 名古屋大学日本法教育研究センターにおける講義

名古屋大学日本法研究センターの学生に対し、「不法行為（交通事故事案の論点）」について講義をした。この講義では、日本語がある程度できるカンボジアの学生に対し、日本語で講義を実施するものであり、なるべく分かりやすく、ゆっくり丁寧に講義をしたつもりであったが、いつの間にか説明が速くなってしまったり、相手が理解する前に先に進んでしまったと思われる部分もあり、他国の人に相手に自分の伝えたいことを正確に伝えることの難しさを痛感した。事案としては理解しやすいものかと思っていたが、後で学生に感想を聞いてみるとかなり難しい内容であったようであり、今回の講義の経験を通じて、相手が理解できるように分かりやすくかつ正確に説明することがいかに困難であるかを経験でき、説明能力の重要性を認識することができた。

反省点も多い講義ではあったが、カンボジアの将来を担っていくであろう学生達との交流の時間は得るものが大変多く、貴重な経験をさせていただいた。

6 司法省 WG 見学

司法省と長期専門家との WG を見学した。WG では、カンボジア民法の「時効」と「代理」に関する部分の資料作成が行われており、王立司法学院の WG 同様、丁寧に進められていた。カンボジアでは法律の解釈に関する資料が不足しており、この WG で充実した資料を作るという強い意気込みを感じたほか、解釈が分かれる部分について、なるべく解釈を一つに統一して記載すべきであるというのが現地のニーズであることが伺え、そうした点の調整も丁寧に進める必要があることが理解できた。

なお、せっかくの機会なので司法省の方にカンボジアでは日本の訟務制度のように国が訴えられた場合は司法省が訴訟遂行を担当するような制度があるのかと質問してみたところ、意外にも機微に触れる質問だったようで、クメール語で色々と議論が交わされた後、民法上国家賠償請求は可能であるが、そうした場合は予算を担当する財務省が担当することになるといったような回答で、日本と同様の制度ではないとの回答であった。王国制であるカンボジアでは、国に対して訴訟が提起されるといったことは想定されていないようであった。

7 プノンペン地方裁判所における裁判傍聴

プノンペン地方裁判所において、裁判長との懇談及び裁判を傍聴した。

裁判長との懇談では、家庭の問題に関する案件が多いこと、民事と刑事の事件を分割せずに審理していること等カンボジアにおける裁判事情について説明をいただいた。

裁判傍聴は民事事件 6 件と刑事事件 2 件を傍聴したが、民事事件は、被告、原告、弁護人が不在のまま進められているものが多かったのが印象的であった。刑事事件は、17 歳の被告がバイクを窃盗した事案、車の駐車を巡るトラブルを証拠の防犯カメラの映像を見ながら審理が進められた事案を傍聴し、カンボジアの裁判の一端を見学することができた。

8 RAJP 書記官セミナー見学

王立司法学院における書記官セミナーを見学した。送達手続における裁判所書記官の役割に関するテーマであり、クメール語で進行されていたため、詳細な内容は分からない部分もあったが、これまで見学した WG より厳粛な雰囲気が進められていたのが印象的であった。

9 JICA カンボジア事務所訪問

JICA カンボジア事務所を訪問し、所長、次長及び担当官と意見交換をさせていただいた。JICA によるカンボジアの支援は 1993 年から再開されており、それ以降事業を

継続しており、JICA の事業の柱は①経済基盤の強化、②社会開発の促進、③カバナンスの強化であり、法整備支援は③に含まれる。インフラだけの整備では駄目であり、ハード面・ソフト面に亘る整備がされていかないと、投資がしづらく、目に見える効果が出ない。日本の法整備支援は、起草作業、普及支援、人材育成といった流れであるが、特に人材育成には時間がかかるが、「持続可能な援助」を目指し、時間をかけて育成をしており、カンボジアの例でいえば、法務省や学者による民法の逐条解説作成といった手厚い支援は世界的に見ても例がなく、胸を張れる取組であるとのことであった。

説明を受けた中で、カンボジアが直面する課題の中でも重要な点は、教育に関する点である。基礎的な教育が国民に行われていないと、法整備支援によってカンボジアの法制度が整備されても、国民に広く理解されていく土台が固まっていなければ効果及び意義も薄れてしまう。法整備支援の効果を最大限発揮するためには、その国自身が足元をしっかり固めていくことも不可欠であると感じた。

第4 所感

今回の研修を通じて、特に重点的に考えてみたかったテーマは、①法整備支援の現状、②法整備支援における相手方への説明方法、③法整備支援の費用対効果、である。

全体を通して、研修前は、法整備支援はパッと見て、国際社会からも評価される非常に良い取組であり、どんどん進めたらいいと短絡的に考えているところが正直あった。しかし、実際に法整備支援の取組を現場で目の当たりにし、自国の法律をきちんと理解していること、それを分かりやすく正確に表現すること、更に相手国の文化を理解した上で、相手との人間関係も構築していくことが必要であり、長期専門家の方々の大変な努力に支えられて、現在の法整備支援が進んでいることが理解でき、一筋縄でいくような施策ではないことを痛感した。一国で法整備支援を行うことは、それなりの人材及び費用が必要であり、その国に法整備支援を行うことが日本の国益にどれだけ繋がるかといった観点をしっかり持って検討しなければならないことを理解した。

また、法整備支援は税金を使って行う事業であり、国民に対して費用対効果をきちんと説明できるようにする必要がある。その一方、法整備支援は効果測定が非常に難しいと思われる分野であり、その辺りをどう説明するかというのは重要な論点である。政策評価の分野では、いわゆる PDCA (Plan Do Check Action) サイクルによる施策の評価をする必要があり、政策評価や行政事業レビューのように、施策の費用対効果を明らかにする必要性が益々高まっているところである。私自身、現在訟務部門における政策評価を担当しているが、法務省関連の施策は何を効果測定の指標にするのか

が非常に難しいところがあり、法整備支援についても同様の課題があると感じていた。

法整備支援の効果は、①相手国との関係が向上、②類似した法律環境が整うことによる日本企業の参入等の経済的な効果、③国際的なステータスの向上等、が挙げられると思うが、具体的に何を効果測定の対象にするかは非常に難しい。直接的な数字面に着目するなら日本企業の進出拡大や投資額の増加状況、間接的な部分では国際連合等の場における日本の評価の向上（公の場で日本の法整備支援が評価され、それによって例えば国際連合の各種委員会のメンバーを選抜する選挙に好影響が出た等）といった点を説明するのが一案であると思う。いずれにせよ直ちに効果が出る性質のものではなく、長期的な視点で日本の国益にどのようにプラスになるかという点をうまく説明することがポイントになると思う。

この研修を通じて、法整備支援は、日本の国益に繋がる重要かつやりがいのある仕事であると確信するとともに、費用対効果がどのようなものであるかをうまく説明することによって、日本国内及び国際社会でより一層評価されるとともに、支援の更なる拡大（対象国の拡大や現在支援している国への更なる支援）の余地がある施策であると感じた次第である。

第5 終わりに

本研修は、これまでの業務とは違った知識や経験を得る大変貴重な機会であり、法整備支援に関する見聞を大いに広げることができた。法整備支援は、直ちに現在の業務に直結するものではないが、今回の経験は現在の業務にも活かせる部分が沢山あり、まずは日々の業務に研修の成果を活かしていけるよう努力したい。

本研修においては、カンボジアに引率いただいた国際協力部の塚部教官及び中村専門官、様々なプログラムを調整していただくとともに、カンボジアで研修員を迎い入れ、親切に面倒を見ていただき、更に異文化体験の機会も与えていただいた辻専門家、研修をサポートしていただいた JICA プロジェクト事務所の方々に心から感謝を申し上げます。また、業務多忙の中、2週間研修に送り出していただいた訟務部門の皆様にも御礼を申し上げます。

そして共に同じ時間を過ごした研修員の皆様にも御礼を申し上げます。豊富な知識・高い向上心・様々な経歴を持つ他の研修員の存在は、研修期間を通じて、大変良い刺激をいただいた。

最後に、カンボジアという国は、非常にエネルギーに溢れた国であると感じ、貧富の差という問題もかなり大きいとは感じたものの、街中の活気ある人々、様々な場所での建築ラッシュ等から、非常に明るい未来が待っている国であると確信した。今後

のカンボジアの法整備の進展及び日本との良好なパートナーシップの一層の発展を祈念して、本報告書を締め括りたい。

平成 26 年度国際協力人材育成研修を終えて

神戸地方検察庁尼崎支部検事 伊藤 淳

第 1 はじめに

私は、平成 26 年 11 月 11 日から同月 21 日までの 11 日間、法務総合研究所国際協力部（以下「ICD」という。）が実施した「平成 26 年度国際協力人材育成研修」（以下「人材育成研修」という。）に参加する機会を得た。

人材育成研修は、研修員が、我が国による法整備支援活動についてより具体的に理解し、その活動に必要な知識やスキルを習得するために実施されるものである。

私は、大学時代にバックパッカーのようなことをしていたことや国際法のゼミに所属していたことなどから、国際協力分野に多少なりとも興味があり、検事任官後、法整備支援という業務があることを知ったことから、いつかはそのような業務に携わりたいとの希望を持っていた。

そのため、私は、幸運にも、人材育成研修に参加する機会を得たことから、法整備支援活動の現場を直接見て、どのように感じるかを考えたいと思い、この研修に参加した。

そして、私は、人材育成研修を終えた今、法整備支援活動は大変意義のある業務であり、機会があれば、是非、この業務に携わりたいと考えている。

私がこのような考えに至った理由は、以下でも詳しく述べるが、大きく分けて 2 つあり、1 つは、人材育成研修では、ICD の教官や専門官や長期専門家等の法整備支援活動に実際に関わっている方々から様々な講義を受けたり、活動の現場を見せていただく機会があったが、その際、皆さんが、研修員に対し、法整備支援の実情について、困難な点を含めて丁寧かつ情熱的に説明して下さり、その熱が伝染したこと、もう 1 つは、同じ志をもった研修員と一緒に研修を受け、課題について議論するなどしている中で、研修員の熱も伝染したこと（要は、すばらしい研修員仲間に恵まれたことです。）である。

本稿の趣旨は、人材育成研修の報告であることから、本来は全ての研修内容について報告した方が良いと思われるが、ここでは、私に熱を伝染させた一番の原因である法整備支援活動に関する講義や同活動現場の見学に関する事項を中心に記載し、私の感想を付け加えて述べることとしたい。

なお、私の知識不足で、法整備支援活動やカンボジアの法制度等に関する不正確な記述があるかもしれないが、この点は今後の努力で埋めることとし、本稿においてはその点のご容赦願いたい。

第2 国内研修について

1 各国における法整備支援について

(1) 人材育成研修は、まず、ICDにおいて、国内研修があり、その後、カンボジア現地での研修があった。

まず、ICD教官により、法務省による法整備支援活動の概要の説明があり、法整備支援に関する政府の指針について、従来、①法の支配の定着、②持続的成長のための環境整備、グローバルなルールの遵守の確保、③我が国の経験・制度の共有、我が国との経済連携強化が挙げられていたが、昨年、すなわち2013年に改訂され、上記3つに加えて、④日本企業の海外展開に有効な貿易・投資環境整備や環境・安全規制の導入支援、⑤ガバナンスの強化を通じた我が国の経済協力の実効性の向上が加わり、支援対象国のニーズのみならず、我が国経済界のニーズも踏まえた支援国、対象分野等の選定に留意することにも言及されたことで、端的に言うと、我が国の国益の観点が明確になったことに関する説明や、我が国の法整備支援活動の特徴について、①法律を起草し、改正し、それを支援対象国に渡すという一方的なものではなく、制度や考え方を支援対象国に紹介し、支援対象国が自国に合った法制度を構築できるように支援するという主体性（オーナーシップ）の尊重、②法律や制度を作ってもそれで終わらず、法律や法制度を使いこなせる人材を育成する、③我が国は、明治維新後に西洋法を導入し、それを研究して独自に発展させてきたため、日本法のみならず外国法制度にも精通して比較法的観点を持った人材が多いことから、そういった人材の知識・経験を最大限活かすという特徴があるとの説明を受けた。

(2) また、国内研修では、カンボジアを含む各国における実際の法整備支援活動状況に関する講義もあった。

カンボジアの他、ベトナム、ラオス、ネパール、ミャンマー、インドネシア、東ティモールにおける法整備支援活動の状況の説明があったが、一つ一つの講義内容を記載していくと、それだけでこの報告が終わってしまうので（なお、一つ一つの講義はそれぞれ興味深いものであったことを付け加えておく。）、ここではカンボジアに関する説明だけを述べることにしたい。

カンボジアの法整備支援活動の特徴は、カンボジアが辿った以下のような歴史にあるとのことだった。

すなわち、1975年から79年にかけて政権を担ったポル・ポト派により、法律実務家等の多数の知識人が殺害され、また、その後、1991年までの間内戦状態に陥ったため、法律や法制度が破壊され、法律実務家もほとんどいない状態になっ

た。

そのため、内戦が終了し、平和が訪れても、法律や制度がなく、それを運用する法律家もいないため、国が安定しない状態だった。

そこで、我が国は、1994年にカンボジアからの法整備支援の要請を受け、90年代後半から、法整備支援活動を進めてきた。

その具体的内容は、法制度の整備として、民法及び民事訴訟法等の起草支援を行うこと、そして、人材育成として、裁判官及び検察官の育成支援と弁護士会への支援を行うことで、10年以上の年月をかけて支援が続けられた結果、民法及び民事訴訟法が施行され、人材育成にも一定の成果があったことなどから、2012年からは、民法及び民事訴訟法や関連法令の定着のための人材育成を行うことに焦点を当てたプロジェクトに一本化され、司法省職員や弁護士等がそれぞれワーキンググループ（以下「WG」という。）を作り、WGにおいて、長期専門家を交えて法解釈や運用の議論をした上で、WG参加者が議論の内容をWG参加者以外に伝えていくという活動をしているとのことであった。

2 国内研修を受けた感想

国内研修はわずか2日であり、今述べた以外にも、松並部長によるICD教官の資質等に関する講話、柴田副部長による長期専門家の業務内容に関する講義、国際協力専門官による講義があり、その他に、ICDにおいて、支援対象国の研修員を受け入れて行う「本邦研修」の一部も見学させて貰うなどしたため、かなり盛り沢山の内容であった。

この国内研修では、長期専門家を含むICD教官の業務内容を具体的に知ることができ、また、ICD教官に求められる資質についても講義いただくなど、個人的にかなり有意義なものであったが、それに加えて、国外研修に向けて以下に述べる2つの関心を新たに持つことができ（いずれも私の法整備支援活動に対する知識不足に起因するものであるが）、この点も有意義であった。

関心の1つは、長期専門家が現在の法整備支援活動についてどのように考えているかを聞いてみたいと思ったことであった。

法整備支援活動に関わりたいと考えた動機には、法制度もないために非常に貧しい国に対し、自らが身につけた専門知識（法知識）で手助けをしたいという、青臭い気持ちがあった（これは、大学生の時に、バックパッカーをしてインドや東南アジアを回った時の記憶が残っているためと思われる。）。

そのため、国内研修の講義で、現在の法整備支援活動の目的に、我が国の国益が強調された点を知り、何とも言えない気持ちになったのである。

そこで、実際に現地で長期専門家として活動している方に、我が国の法整備支援活動の目的を踏まえて、実際にどのような気持ちで活動されているのかを聞いてみたいと思ったのであった。

そしてもう一つは、人材育成とは具体的にどのようにして行っているのかを見てみたいと思ったことであつた。

「法整備支援」という言葉を聞いて、真っ先に想像したことは法律を作ることであり、法律家の育成という点はあまり考えたことがなかったもので、実際の支援においては、起草支援だけでなく、人材育成支援も行われており、重視もされていると聞き、非常に驚いたというのが実際のところである。

正直なところ、他国の法律を作るということに興味を持ち、法整備支援活動に関心を抱いた所もあつたので、人材育成支援とはどのようなもので、その点にも自分が興味を持つのかを考えてみたいと思ったのであつた。

第3 国外研修について

1 カンボジアの印象について

以上の国内研修を終えて、我々研修員は、バンコク乗り継ぎでカンボジアの首都プノンペンに降り立った。

私は、2004年（平成16年）に司法試験に合格し、その年の11月にもカンボジアを訪問していたので、今回が2回目のカンボジア訪問であつた。

正直、1回目にカンボジア（プノンペン）を訪れた時の印象は、平屋かせいぜい3階建てのお世辞にもきれいとは言えない建物が多く、車の交通量も少なく、道路もほとんど整備されておらず、路上にも仕事のない貧しい人が沢山いて、非常に貧しい国という印象だつた。

しかし、今回、10年ぶりにカンボジア（プノンペン）を訪れて、あまりに街の様子が変わっており、正直驚いた。

我々一行は、夜、プノンペン国際空港に到着し、空港からホテルまで車で向かったのだが、道路は舗装され（10年前に訪問したときは、道路が穴だらけで、車が、穴のたびに減速しながら進んでいたのですが、今回はプノンペンの郊外に出ない限りはそういうことはありませんでした。）、多数の車が行き交い、沿道には高層ビルも多数建ち（建設中の物も多数あつた。）、街はネオンの光で溢れていた。

そのため、私は、法整備支援活動に関する前記興味の外、10年間でなぜここまで発展したのかという個人的関心も抱いて、カンボジア現地での研修を受けることになった。

2 WGの見学について

(1) 今回、我々は、司法省職員のWGと、現役若手裁判官であり将来の教官候補生による王立司法学院（以下「RAJP」という。）WGによる議論に同席させていただいた。

司法省のWGでは、弁護士出身の嶋貫専門家を交えて、起草された民法の解説本作成に関する議論を行っており、具体的には、消滅時効や代理の規定の解釈に関する議論を行っていた。

なお、嶋貫専門家と司法省職員は、嶋貫専門家が日本語を、司法省職員がクメール語をそれぞれ話して、通訳を介して、意思疎通を図っていた。

詳細な議論の内容は、私の民法に関する知識が既にかなり失われていることなどから触れないこととしたいが、議論の進め方は、正に、日本の法整備支援活動の特徴を体現するものであった。

まず、WGの参加者の1人が、消滅時効や代理に関するレジюмеを作成し、同レジюмеを元に、WG参加者同士で、同レジюмеが分かりやすいかどうかなどを議論し、必要に応じて、嶋貫専門家がアドバイスをするというものだった。

WGでは、2時間以上かけてこのテーマを議論していたが、最終的に議論が終わらず翌週に再度行うということになった。

私は、WGを見ていて、嶋貫専門家が自らレジюмеを作成し、その内容をもとに講義のような形式で議論をすれば、時間は半分以下で済むと思った。

しかし、嶋貫専門家は、そうはせず、WGグループ参加者にレジюмеを作成して貰い、参加者同士で議論させ、それをじっと見守るということをしていた。

私は、大変な忍耐がいる作業だと感じ、また、業務における効率性は考えないのかなどとも思った。

(2) また、RAJPのWGでも、同様に、裁判官出身の原専門家を交えて、起草された民事訴訟法をWG参加者以外の裁判官に講義する際の講義の方法に関する議論が行われており、具体的には、弁論準備手続の議論が行われていた。

なお、原専門家とRAJPの裁判官は、原専門家が英語を、RAJPの裁判官がクメール語又は英語を話し、通訳を介す又は直接英語で意思疎通を図っていた。

詳細な議論の内容については、私の民事訴訟法の知識が乏しいこと及び英語の能力に問題があることから触れないが、議論の進め方は、司法省のWGと同様に、RAJPの裁判官が、講義の内容を考えた上で、模擬講義を行い、それを他のWG参加者と議論し、適宜、原専門家がコメントするというもので、これもまた、非常に根気のいる作業だと感じた。

2 名古屋大学日本法教育研究センターでの講義等について

(1) WG 見学以外に、我々研修生は、名古屋大学が、王立法律経済大学で、日本語により日本法の教育を行っている同センターにおいて、カンボジア人の学生に対し、「間接事実による立証」及び「不法行為（交通事故事案における論点）」というテーマで、約1時間ずつ講義をする機会があった。

辻専門家が、同センターにおいて講義を行っていたこともあり、我々研修生にも講義の機会を与えていただいたものであった。

なお、講義は当然日本語で行っており、私は、他の3人の研修員と共に、「間接事実による立証」による講義を行った。

昨年、同じ人材育成研修に参加した方の話では、講義中や講義後に学生からかなり質問があるとのことであったので、私は、他の研修員と共に、約1か月間、講義内容について熱い(?)議論をして入念な準備の上で講義に臨んだが、学生達の反応は薄いように感じた。

私は、実際に自分が担当した殺人事件を基に、講義の内容を推理小説風にするなどの工夫を試みたが、学生の反応が薄かったことから、ICD 教官としての資質がないのではないかと若干気落ちした。

(2) もっとも、その後、講義を受けた学生と懇親する場があり、そのときに、何人かの学生に講義の感想を聞いてみたところ、皆「非常におもしろかった。ただ、難しかった。」と述べていた。

私は、学生の話聞き、学生の時期は事実認定よりも法解釈を中心に勉強をするから、学生が事実認定に興味を持たないのは仕方がないなどと、自分の講義内容の不十分さを棚に上げて、講義への反応が薄かったことに関して自分を納得させることにした。

そして、私は、学生とは、講義の感想以外にも様々な話をしたが、私が話をした学生は皆、日本法（特に民法）をよく知っており、また、目を輝かせながら、カンボジアの未来が明るいものとなり、その未来を自分たちが作るんだと語っていた（もちろん、カンボジアの抱える貧富の差や、言論の自由などの様々な問題点も述べており、そういった問題点を克服するためにも日本に見習いたいから、日本法を学んでいるなどと述べていた。）。

私は、自分の学生時代も含めて、日本の学生が、目を輝かせながら、自国の明るい未来を語る姿を見たことがなかったので、このような学生の姿を見て、非常に感銘を受けた。

3 その他の研修について

カンボジアにおいては、その他、長期専門家との意見交換や懇親会、長期専門家とODA 評価団面談の見学、カンボジア特別法廷及びカンボジア地裁における裁判傍聴、JICA カンボジア事務所表敬訪問や、キリングフィールドやトゥールスレン（ポル・ポト派による虐殺跡地）を見学する機会等もあった。

いずれも大変有意義なものであり、私が、法整備支援活動について大変意義のあるものであり、私自身も関与したいという思いを抱いたことに少なからず影響を与えているが、本稿の目的からその詳細を述べることは避け、最後の「人材育成研修を終えて」において、必要に応じて触れることとしたい。

第4 人材育成研修を終えて思うこと

1 法整備支援活動の意義について考えたこと

長々と述べてきたが、人材育成研修を終えて、一番に思うことは、この研修に参加できて本当に良かったということだ。

最初に述べたとおり、私は、この研修を終えて、ICD 教官として足りない面が多くあるものの（英語力など）、機会があれば是非、ICD 教官となり、長期専門家として、法整備支援活動に関わりたいと思った。

その理由は、国内研修を受けて感じた2つの関心、そしてカンボジアに降り立って感じた関心について、以下のように私の中で整理されていったことにある。

まず、私が、カンボジアにおける研修において、日本法教育研究センターの学生と懇親した際、彼らが目を輝かせながら自国の未来を語り、日本に学びたいと述べる姿に感銘を受けたことは先程述べた。

その他、私は、人材育成研修中、辻専門家らに、日本の法整備支援活動の目的を踏まえた活動の現状や、人材育成についても話を聞くことができたが、辻専門家らは、日本とカンボジアの常識の違いや時間がかかることなどの苦勞を語りつつも、「日本の税金を使って事業を行っている以上、日本の経済的利益を考えて行動する必要はあり意識もしているが、現場で仕事をしているときに一番に思うことは、カンボジアを良くしてあげたい、そのためにできることをしてあげたいという気持ちであり、やりがいも感じる。」、「（人材育成をメインとした現在の）WG のやり方には時間がかかる。しかし、WG のメンバーが WG に参加していない人に講義をした後、今度は講義の参加者がその他の人に講義をしたいと名乗りを上げることがある。講義で得た知識等を少人数で独占すれば、その人達の利益になるはずなのに、わざわざ、講義を聴いていない人に講義の内容を伝えたいと言っているのを聞き、嬉しい気持ちになり感

動するし、やり方が間違っていないと感じる時がある。」という趣旨の話をされていた。

また、現地ガイドと話をした際、私が10年前に比べて国が非常に発展しているとの印象を述べたところ、そのガイドが、「カンボジアは10年前に比べて良くなっている。法律が整備され、制度が安定してきたから良くなっている。これからももっともっと良くなっていく。日本の企業（トヨタやイオンのようでした。なお、プノンペンにはイオンモールがありました。）や他の外国の企業も進出してきた国が豊かになる。」などと明るい顔で述べていた。

私は、人材育成研修中のこれらの経験を通じて、法律や制度が整備され、それを運用する人材が育つことで国が安定し、経済的に豊かになることで国民が幸せになり、その反射的効果として、日本の経済的利益や日本に対する印象が良くなり、日本の国益に資することになると感じた。

私は、このような法整備支援活動について、支援国と我が国がWIN-WINの関係に立つ、非常に幸せな活動だと感じた。

そして、私は、こうした法支援整備活動は、この活動に携わる様々な方が、長期間、地道に、根気よく活動を続けてきたことでこのような成果を挙げているのであって、特に、現地で実際に活動している長期専門家の方の「その国を良くしたい」という純粋な気持ちに支えられているのだろうと感じた。

また、私は、法整備支援活動については、その一端を見学させていただいたにすぎないが、山下輝年国際連合研修協力部長が論文の中でおっしゃられているように、活動自体が成熟していないため、現場での苦労も絶えないが、道なき道を行く非常に知的好奇心をくすぐるものだと感じた。

私は、このような法整備支援活動について非常に意義深いものだと感じたし、非常に興味を持ったので、機会があれば是非、関わりたいとの思いを強くした。

2 結びとして

最後に、人材育成研修においては、松並部長及び柴田副部長を始めとするICDの皆様、特に、我々研修員を引率していただいた塚部教官及び中村国際協力専門官、そして、多忙な業務の中、我々研修員のためにWG見学や日本法教育研究センターでの講義、カンボジア特別法廷の見学等の対応をしていただいた辻長期専門家を始めとするJICAプロジェクト事務所の皆様には厚く御礼申し上げたい。

また、研修前及び研修中において、色々な議論を交わすなどした研修員仲間にも感謝したい。

そして、業務多忙な年末直前の時期に、2週間もの長期間、私を人材育成研修に送

り出してくれた中條支部長を始めとする神戸地検尼崎支部の皆様に対しても御礼を申し上げます。この報告を締めくくるとして。

平成 26 年度国際協力人材育成研修に参加して

岡山地方検察庁検事 松尾 宣宏

1 はじめに

このたび、私は、平成 26 年 11 月 11 日から同月 21 日までの間、法務総合研究所国際協力部及びカンボジア王国・プノンペン市で行われた、国際協力人材育成研修（以下、「本研修」という。）に参加させていただいた。

私は、検事任官 3 年目に参加した一般研修で法整備支援に関する講義を聴講したときから、法整備支援に大変興味を持っており、本研修の存在を 3 年前に初めて知ったとき以来、参加を熱望していた。

本研修の内容は、期待していた以上に充実しており、また、他の研修員らメンバーにも恵まれ、非常に有意義なものとなった。

以下、本研修の内容、及び本研修を通じて考えたことなどについて、述べていきたい。

2 国内研修

(1) 講義「法整備支援の概要」

まず、本研修初日には、本研修の主任教官から、「法務省による法整備支援の概要」というテーマで講義が行われた。

中でも印象に残ったのは、日本の法整備支援の特徴として、①オーナーシップの尊重（押しつけではなく、対象国が自国に合った制度を構築できるような支援）、②長期的な人材育成の重視（制度そのものの構築だけではなく、それを使いこなせる人材の育成）、③日本の経験、知見の活用（日本において、西欧各国の法制度を研究し、取り入れて活用してきた経緯）という 3 点が挙げられるとのことであり、対象国が自立し、また自律できるような支援を試みている点、根気・粘り強さが必要とされていると感じた。

(2) 講義「各国法整備支援の概要」

次に、法務総合研究所国際協力部の各教官のリレーで、ベトナム、ラオス、ネパール、カンボジア、ミャンマー、インドネシア及び東ティモールにおける法整備支援の概要についてそれぞれ講義が行われた。

それぞれの国について講義を受けるだけでも内容の濃いものであったが、ベトナムのように、早くから法整備支援に取り組んできた対象国については、そのニーズも成熟してきており、それに対応する必要があるという課題があること、東ティモールのように、これからの国家について、支援の在り方そのものを構築していかなければな

らないという課題があること、ネパールのように、郵便制度すら整っていない国で、いわば知的なインフラである法整備支援をどのように軌道に乗せていくかについての課題があることなど、各国に対して、それぞれ質の異なる課題があることが興味深かった。

(3) 国際協力部部長及び副部長による講話、国際協力部専門官による講義

国外研修出発前日には、松並部長及び柴田副部長による講話、並びに国際協力部専門官から「専門官の業務」というテーマで講義が行われた。

松並部長からは、国際協力部の教官の資質として、①語学力、②専門職としての能力及び知識、③対象国のカウンターパートや他のドナー国（対象国に支援を行っている他国）との関係を構築する力、④行政官としての感性と能力、⑤教育力、が必要とされているとのことであった。

私は、本研修に参加できて、半ば非日常に置かれて、多少浮かれていた面があったが、部長からは、前記5つの要素について、「日々の業務をこなす中で意識的に身につけられるもの」との示唆があり、大切なのは検事としての「日常」業務であるという点に、あらためて身が引き締まる思いがした。

柴田副部長からは、カンボジアに長期専門家として赴任したご経験から、国外研修に向けた具体的なアドバイスをいただいたが、特に印象に残っているのは、「法の支配が発展途上である現場に身を置くと、自分が法律家として存在していることの意味をよく考えるようになった」という内容であった。

自分は、これまで、「一応」法律家として仕事をしてきたものの、法律家としての自分の存在意義について、考えたことはなかった。

「法整備支援の現場を目の当たりにすれば、そのようなテーマについて、こんな自分でも考察を深めることができるのであろうか…。」「部長が仰った5つの要素は、現地の法整備支援にどのように現れているのだろうか…。」そんなことを考えながら、私は、国外研修に臨んだ。

3 国外研修

(1) カンボジア・プロジェクトオフィスにおける長期専門家との座談会

カンボジアのプロジェクトオフィスでは、検事出身でこの9月から長期専門家として派遣されている辻保彦専門家をはじめとする長期専門家の方々、及び現地オフィススタッフの方々と意見交換をさせていただいた。

カンボジアにおける法整備支援の現状、特に、仕事の「枠」がない中で、様々な問題に対応しなければならないことについての難しさ、他のドナー国との関係調整の難

しきなど、現地の長期専門家ならでは、具体的な課題をご教示いただいた。

なお、この座談会中、出席者が自己紹介を含め、英語のみでやり取りをする時間帯（辻専門家のはからいによるもの）があり、私自身、久々に話し聞きする英語に苦戦し、語学力を磨くことの必要性を痛感した。

さらに、法整備支援に対する日本の ODA 評価団（大学教授、弁護士、コンサルタント等から構成されている）と、辻専門家らの面談を見学させていただいたのは、貴重な機会であった。

法整備支援に対する評価は困難を伴うものの、日本の法整備支援が非常に好意をもって受け止められているということが評価団の皆さんから語られるとともに、今行っている支援から更に支援を拡大させる必要があるのではないか、プラクティカルな問題について、もっと教えてほしい、など、比較的長い歴史を有するカンボジアにおける法整備支援においても、まだまだ課題が山積していることを実感した。

(2) RAJP, MOJ におけるワーキンググループ見学

カンボジアでは、RAJP（王立司法学院）、MOJ（カンボジア司法省…日本の法務省に該当）、BAKC（カンボジア弁護士会）及びRULE（王立法律経済大学）において、日本の支援により成立したカンボジア民法及び民事訴訟法の普及・運用をテーマとしたワーキンググループが開催されており、辻専門家、嶋貫賢男専門家（弁護士出身）及び原雅基専門家（裁判官出身）において分担して担当している。

私たちは、カンボジア滞在中、このうち、RAJP（原専門家担当）及び MOJ（嶋貫専門家担当）におけるワーキンググループを見学させていただいた。

RAJP のワーキンググループでは、カンボジアの現役の裁判官及び検察官に対し、民事訴訟法の弁論準備手続における争点整理がテーマであった（なお、カンボジアでは、検察官が民事事件にも関与するとのことであった）。

このテーマを、カンボジアの裁判官が後日セミナーでプレゼンテーションするというので、内容の確認及びプレゼンテーションの方法について、原専門家から指摘がなされていたが、原専門家は、あくまで自分が思った方法を全部押しつけるようなことはせず、できるだけ、研修員が自ら内容理解し、自ら良いと思った説明方法についてアイデアを出させようと努めるなど、非常に忍耐力をもってワーキンググループを主導されていたように感じた（後日、原専門家ご本人から聞くところによると、やはり、忍耐が大きな要素をしめるとのことであった）。

また、MOJ のワーキンググループでは、民法における取消権及び取消に伴う不当利得返還請求権の時効、代理制度がテーマとなっており、条文ごとの注釈、解説を作成している様子であった。

カンボジア民法は、日本の民法を基に、日本では学説、判例によって解決されていた内容が明文化されるなど、その内容が非常に進んだものとなっている。

MOJのワーキンググループ中、印象的だったのが、ある論点について、解釈が二説採りうる場合、カンボジア側では、統一した一つの説・考え方のみを載せることを強く求めていたものの、それに対し、嶋貫専門家が、両説を併記して、その考え方をきちんと載せるべきであると指摘している場面であった。

私たちは、事前に、カンボジアでは、統一した一つの結論を強く求めていると考える傾向があると聞いていたところ、この嶋貫専門家の指摘は、時間をかけてでも、様々な考え方を採りうることを理解させ、法的な思考力をカンボジアにおいて醸成していこうとするスタンスの表れであると感じた。

(3) カンボジア特別法廷における法廷傍聴

カンボジアには、1975年から1979年まで、あの悪名高きクメール・ルージュ政権によって行われた虐殺等に関する重大な裁判について、政権の上級指導者等を裁くことを目的として、カンボジア特別法廷（ECCC）という特別に設立された裁判所があり、2012年までに第1事件の裁判が終了し、現在は、第2事件と呼ばれる裁判が行われており、第2事件をいくつかのセグメントに分けて、順次審理を行っているところである。

私たちは、幸運にも、このうち、キュー・サムファンの審理が行われた場面に居合わせることができた（もっとも、審理そのものはすぐに終了した）。

その後は、特別法廷のオフィスに場所を移し、広報官から、裁判の概要、訴追された人物が限定された理由や経緯等についてレクチャーがなされた。

(4) 名古屋大学日本法教育研究センターにおける講義

法整備支援の実践(?)として、私たち研修員は、2グループに分かれて、「間接事実による立証」、「不法行為」というテーマで、RULE内に設置された、名古屋大学日本法教育研究センターにおいて、日本語で講義を行った。

同センターは、名古屋大学が、日本語による日本法教育を実現するために、カンボジア、ベトナム、モンゴル、ウズベキスタンに設置した機関であり、いわば、大学による法整備支援・人材育成を実現するものであった。

私自身は、このプログラムを非常に楽しみにしており、他の研修員と事前の激論を経て、「間接事実による立証」のパワーポイント原稿を作成し、講義のシミュレーションもそれなりにして臨んだが、学生は、事実認定よりは、法解釈のほうに興味があるようで、もう一つのグループによる「不法行為」の講義に比べて、質問もあまり出されず、少し肩すかしを食らった気分であった（その後、「講義が分かりやすかった

ので、質問がなされなかったのではないか。」というフォローをいただいたが…）。

この講義後、学生達と懇親の機会を設けていただいたが、とにかく学生達は日本語能力が高く、わずか1～2年の勉強で、ここまで運用能力が身につくものなのかと感心させられた上、皆、この国を良くするんだ、もっと勉強するんだという希望にあふれており、そのようなまぶしいカンボジアの学生達と、自分自身の怠惰な学生生活の日々とを比較して、少しいたたまれない気持ちになったのは、学生には内緒である。

(5) プノンペン地裁法廷傍聴

プロジェクト事務所スタッフの通訳を聞きながら、地裁の法廷傍聴をしたが、一言で言えば、ドタバタ感を禁じ得なかった。

いきなり離婚事件の判決が始まり、その後、息もつかせぬまま、貸金返還請求訴訟の進行について、原告及び被告の双方代理人が激論を始めたり、バイクを盗んだ事件の刑事裁判が行われたり、法廷のスクリーンに映った防犯ビデオ映像を延々と見た挙げ句（しかも結局何のためにその映像が映されたかよくわからないまま）、最後は、傍聴席から突然被害者らしき人物が立ち上がり意見を述べる…など、日本の法廷をイメージしていくと、そのドタバタ感についていくのが大変であった。

もっとも、法廷運営については、今後、この国の法律家たちに対して、広く教育が行き届いていけば、更にスムーズにいくのではないかと感じた。

(6) RAJP 書記官セミナーの見学

カンボジアでは、全国の裁判所の書記官を集めて、順次、RAJP において書記官セミナーが行われており、同セミナーを少しだけ見学させていただいた。

今回のセミナーのテーマは、「送達」であり、この書記官セミナーでは、毎回 20 名ほどの参加で、カンボジア全土に 600 人近くいる書記官がすべて受講するとのことであり、その開催回数多さに苦労が偲ばれた。

(7) JICA カンボジア事務所表敬訪問

国外研修の最後は、JICA カンボジア事務所表敬訪問であったが、法整備支援の現場等をいろいろ見せていただいた後だったので、私たち研修員それぞれが、国外研修前に比して、カンボジアの現状・課題に対する理解を深めた上で、同事務所の所長さん方と意見交換ができ、非常に有意義であった。

所長さん方から言われた、「日本の法整備支援は、起草した法律の逐条解説まで作成するなど、法律を運用できる人材の育成にまで目を配っており、そこまでしているドナー国はおらず、誇りに思っていると思います。」という言葉に、同じ日本人として心から誇りに思うとともに、自分も、その過程に加わり、人材育成のお手伝いをさせていただきたいという思いを新たにした。

4 カンボジア法整備支援におけるサステナビリティ（持続可能性）など

(1) 私は、最初に法整備支援の話聞いた時には、「支援」という響きから、途上国に対して、いろいろ知見を伝えて「あげる」というイメージを持っていたが、本研修に参加して、法整備支援には、押しつけにならない、オーナーシップの尊重が重要であるということを理解した。

法整備支援の究極の目標として、対象国に支援をするだけでは意味がなく、対象国の人々が、自国の法律を自分たちで運用できるようにするべきであり、個々の活動は、サステナビリティ、つまり持続可能性を持たせることに向けて行われることが重要、ということである。

本研修、とりわけ国外研修を通じて、このサステナビリティが重視されていることを強く感じた。

(2) 前述した MOJ, RAJP のワーキンググループにおいては、統一的な答えを現時点で定めることなく、あるいは、支援側の考えを押しつけることなく、様々な法律の見方があることを示唆しながら、自分たちで法律の運用を粘り強く考えさせることに意識が向けられており、これらは、まさに、対象国の人々が「じりつ」（「自立」及び「自律」）するために、このようなやり方を探って、根気よく続けなければならないという「質」の面からのアプローチである。

(3) また、4機関に分かれたワーキンググループの継続そのものはもちろん、多数回開催されている書記官セミナー、長い時間をかけてでも、カンボジア国民の間に「法の支配による正義の実現」を示そうとしているカンボジア特別法廷など、事実の積み重ねによって、法の支配を実現しようとしている、いわば「量」の面からのアプローチも行われている。

(4) カンボジアでは、公務員に対する汚職がまだまだ見られ、それは、法律家についても例外ではなく、司法の廉潔性にはまだほど遠い状態であって、「お金がある者が勝つ」というように、法律による公正さが実現されないという状況もあるようである。

しかしながら、このような、質及び量の両面からのアプローチを続けることで、カンボジア国民の間に、法律を使って物事を進めることの重要性が少しずつでも浸透すれば、法律家の存在価値も向上し、ひいては、法律による公正さの実現にも寄与するのではないかと思われる（まだまだシビアな現実に直面していない中での甘ちゃんな意見ではあるが）。

5 おわりに

本研修は、実りが多すぎるほどの、非常に有意義な研修であった。

私の語彙の貧弱さにより、これ以上の言葉で本研修の魅力を伝えられないのがもどかしいほどである。

未経験の事象に次々に立ち向かう法整備支援の仕事には、検事の仕事とはまた別のすばらしい魅力があり、本研修を通じて、私は、法整備支援の仕事をますます強く志望するようになった。

もともと、検事の仕事とは別の…と述べたが、法整備支援においては、法律家としての実務能力も必要な資質として挙げられるように、検事として普段涵養すべき能力が活かせる（未経験の事象に立ち向かうのは、まさに、必要な事実及び証拠を探求する姿勢そのものであるし、警察などの関係機関との調整については、カウンターパートや他のドナー国との関係構築力に通ずるなど）分野であると感じた。

本研修を終え、私は再び一検事として実務の前線にいるが、この前線の仕事が、いつか自分の目標につながると信じて、高いモチベーションを持って仕事に取り組めるようになったことも、本研修における非常に大きな収穫である。

冒頭でも述べたが、本研修では、私以上に、他の研修員の方々の理解とモチベーションが高く、非常に多くの刺激を受けることができたため、メンバーに恵まれたことに本当に感謝したい。

また、主任教官である塚部教官及び中村専門官には、私たち研修員が本研修を有意義に過ごせるように、様々な面でご尽力いただいた上、辻専門家をはじめ、現地長期専門家の方々、プロジェクトオフィスのスタッフには、お忙しい中、貴重な現場を見せていただき、本当に感謝したい。

最後に、忙しい中、本研修に送り出していただいた原庁の方々への感謝の念をもって、本稿を終えることとしたい。

平成 26 年度国際協力人材育成研修に参加して

山形地方検察庁米沢支部検事 横山 栄作

1 はじめに

私は、平成 26 年 11 月 11 日から同月 21 日まで行われた「平成 26 年度国際協力人材育成研修」（以下「本研修」という。）に参加する機会を得た。

例えば、私がアメリカに 1 年留学をさせていただいた際、在外研究中の辻保彦検事に出会ったことが転機であった。辻検事は、私に対して法整備支援の素晴らしさを熱く語ってくれ、将来は国際協力部に異動して長期専門家として勤務したいとおっしゃっていた。私は、辻検事の熱意に感銘を受け、辻検事が語る法整備支援の魅力に惹かれ、いずれ自分も国際協力部で法整備支援に携わってみたいと思うようになった。それ以来、私は、国際協力部への異動と、本研修への参加を希望していたのだが、今回、ようやく本研修に参加する機会を与えられた。本当に光栄なことであり、嬉しく思っている。また、希望を叶えた辻長期専門家がカンボジア王国における国外研修を担当してくれたことは、不思議な巡り合わせであるとしか言いようがない。

本研修を受け、私は、改めて法整備支援の素晴らしさ、魅力を感じ、一方で、その難しさを知ることもできた。非常に有益な経験だったと感じている。本稿では、その経験の一端を紹介することとしたい。本稿を読んで、法整備支援に強い興味を抱く方がおられたとすれば、私にとって望外の喜びである。

もとより、本稿に記載された意見は私見に過ぎない。

2 国内研修（平成 26 年 11 月 11 日及び 12 日）

(1) 国内研修においては、まず、法整備支援の概要、特に、ベトナム、ラオス、カンボジア、ネパール、ミャンマー、インドネシア及び東ティモールの各国に対する法整備支援の具体的状況についての講義が行われた。それぞれどのような支援を行っているのか、各国が抱えている問題は何かなど、各国の担当教官による、最新の情報を踏まえた講義であり、非常に興味深いものだった。例えば、郵便制度等が整備されていないために交付送達が困難である国があること、確定日付を得る方法が整備されていない国があることなど、ほとんどの支援対象国では、法整備の前提となる社会的インフラの整備が不十分であると分かった。つまり、確実な郵便制度を前提とした法律を導入するように支援しても、社会的インフラが未整備であるために、その実効性を確保できないということがあるわけだ。一方で、確実な郵便制度を前

提とした法律を導入することで、その支援対象国が「この法律を実施するために郵便制度を拡充しなければならない。」などと考えて自発的に社会的インフラの整備を行うかもしれない。そういう支援戦略も成り立つ。法整備支援は、支援対象国全体を発展させる起爆剤となりうる壮大なものなのだ、改めて気付かされる。

また、各担当教官は、ほぼ必ず各国の歴史、文化等に言及していた。支援対象国は、それぞれ独自の歴史的経緯を持ち、文化、宗教、国民性、経済発展の程度も違う。旧宗主国の違いで、それまでに存在していた制度が異なるということもあるし、カンボジアのように、同じ民族同士で虐殺が行われたという悲しい歴史を持ち、その結果、法律家を含めた知識階級の絶対数が不足している国もある。つまり、支援対象国と真摯に向き合い、その支援対象国のことを詳しく知った上でなければ、本当の支援ができないということだ。他の先進国による法整備支援では、支援対象国の歴史や文化に配慮することなく、一方的に法律案を作成、提示するという例もあるようだが、それでは法律が定着しづらいだろうし、結果的に支援対象国に対する本当の支援にならないというケースが発生してしまうかもしれない。少なくとも日本はそのように考えて、支援対象国に「寄り添う」法整備支援を実行しており、各支援対象国から感謝されているという。誇らしい話であり、かつ、法整備支援に携わることの責任の重さも実感する。

(2) その後、松並孝二国際協力部長から、法整備支援を担当する職員の資質についての講話を頂いた。松並部長によれば、①語学力、②法曹としての知識・現場力、③関係構築力、④行政官としての感性・能力、⑤教育力の5つの能力が求められるとのことで、いずれも自分には足りない部分があると感じたが、こうした問題意識を持って日々の業務に取り組んでいこうと決意を新たにできた。

また、柴田紀子同副部長から、副部長自身がカンボジアにおいて長期専門家として勤務していた経験を通して、法整備支援における長期専門家の役割、法整備支援における心構え等を教えていただいた。

その講義で印象に残っていることがある。柴田副部長から、「カリキュラムも教材もなく、常勤講師もいない中、どのように支援していくか。」という質問があった。私は、能動的に何かをしてあげることしか思いつかず、結局、「教材やカリキュラムを作ってあげる」という趣旨の回答をしてしまったが、柴田副部長は、「作ってあげるのは簡単だけど、それでは相手が自立できない。支援の手がなくなったら、相手が困ってしまう。それより、今後、相手が自らの手で教材やカリキュラムを作れるように支援していく。それが大事。」と教えてくれた。重ねて、柴田副部長は、長期専門家時代、実際に講義を行ったこともあったが、それは例外だったとも話してく

れた。それもまた、「講義をしてあげるのは簡単だけど、本当に大事なものは、講義ができる教官を育てること。」という理由からだったという。

自分の手で何かをしてあげるといえるのは、一番手っ取り早いし、相手も喜んでくれると思う。しかし、本当の支援とは、いつか支援の手がなくなっても、相手が自立し、困らないようにすることであり、そのためには相手に負担を強いる場合もあるのだと改めて教えていただいた。柴田副部長の言葉は、実際に長期専門家を務めあげたという経験に裏打ちされたものであり、重みを感じた。柴田副部長がおっしゃることを実践するには、途方もない忍耐と労力、寛容の精神、時間が必要だ。本当の支援とは、そういうものなのだ改めて感じた。

3 国外研修（平成 26 年 11 月 13 日～19 日）

(1) 国内研修で感じた様々な思いを胸に、平成 26 年 11 月 13 日夜、カンボジアのプノンペン国際空港に降り立った。日本からの直行便はなく、タイ・バンコクでのトランジットを経て、ようやくたどり着いた。暑いのが、不快な感じではない。ホテルまでの送迎をしてくれたガイドから、ちょうど雨季の終わり、乾季の始まりの時期で、一番過ごしやすい時期だと教えてもらった。

初めて見るプノンペンの街は、予想外に発展していた。中心部の道路は完全に舗装されており、高層ビルが建ち並ぶ一画もある。10 年前にカンボジアを訪れたことがあるという研修員が、その変貌ぶりに驚き、興奮していた。カンボジアが急速に発展しているということだろう。法整備支援がこの発展に一役買っていたら嬉しいと思いつつ、街の中心部を抜けてホテルに入った。

(2) 翌朝、現地の長期専門家との意見交換会から国外研修がスタートした。カンボジアの長期専門家は 4 名いる。チーフアドバイザーの辻長期専門家、弁護士出身の嶋貫賢男長期専門家、裁判官出身の原雅基長期専門家、川口裕子業務調整員の 4 名である。原専門家は、書記官セミナーの準備等のため不参加とのことであったが、お忙しい中、辻専門家、嶋貫専門家、川口業務調整員の 3 名との間で、意見交換をする機会を頂くことができた。

まず、現地における長期専門家の役割について説明を受けた後、長期専門家の難しさは何かという質問をさせていただいた。辻専門家は、「枠がないことだね。」と教えてくれた。日本なら、一定の常識を共有しており、予想外の意見が出ることも少なく、「こんな感じで意見をまとめられるだろう」という予測が立ちやすい。しかし、カンボジアでは、そうした枠がなくて、とにかく多様な意見が出される。それは歴史的経緯や文化の違いなどからくる「持っている常識の違い」も影響している

だろう。それをまとめていかなければならない。場合によっては、相手に負担を強いることもある。枠がない分難しい。

これは、長期専門家、特にチーフアドバイザーという立場で法整備支援に携わる辻専門家の実感なのだろう。まさに、今立ち向かっている難しさなのかもしれない。法整備支援の全体を通じて問題となる、日常的に向き合わなければいけない難しさなのだろうと思った。

その他にも、参考になる話をいろいろと聞かせていただいたが、印象に残っているのは、嶋貫専門家から聞かされたカンボジアの弁護士会での出来事だ。新しく作られた法律について、これまで大学等で講義を聴くなどして新法を勉強してきた若手弁護士が、旧法に慣れているベテラン弁護士に講義を行うという企画があったらしい。この企画で講師を募ったところ、講師をやりたいという若手弁護士が多数集まったというのだ。辻専門家が「新法を知っているというのは仕事上有利なはずなのに、それを別の人に伝えたいという弁護士がいっぱいいる。これは、この国を何とかしたいという素朴な責任感でしか、説明がつかないよね。」と言う。まさにそのとおりだと思った。そして、「この国をどうにかしたい」、「この国を良くしていきたい」と思う若い法律家がそれだけたくさんいるというのは、まさに、日本が続けてきた法整備支援の賜物なのではないか。胸が熱くなる思いだった。

(3) その後、辻専門家を含む長期専門家と、ODA 評価団のメンバーとの面談の様子を見学させていただいた。ODA 評価団の目的は、カンボジア進出企業、来訪日本人が ODA 実施の成果を実感できるような ODA 政策となるよう、現地調査を踏まえて報告・提言することにあるとのことだった。ODA 調査団のメンバーからの質問には、カンボジアに対する法整備支援の歴史・経緯、現在の状況、財政状況等まで理解していないと答えられないような難しい質問もあった。辻専門家が、こうした質問に答えていく。質問を聞いていて、日本企業のカンボジア進出等、経済的側面を重視するような ODA 政策を念頭に置いているのだろうと感じた。ODA も血税である以上、その説明責任は重いのだ。法整備支援というと、人道的に支援すべきだという単純で強い動機があるイメージだったが、確かに、発展を続けるカンボジアに対して血税を使う以上、様々な側面から法整備支援を考えなければ、説明がつかないだろう。長期専門家が抱える難しさを、全く予想もしない側面から突きつけられた思いだった。

(4) 午後から、王立司法学院のワーキンググループを見学させていただいた。この日のワーキンググループの主題は、裁判官に対するセミナーで行う講義の準備ということで、新しい民事訴訟法における弁論準備手続きに関する講義のリハーサルが行

われた。

講義を担当しているのはカンボジア人裁判官であり、その他の出席者もほとんどが裁判官だったが、1人だけ検察官が参加していた。

それぞれ自分の事件を抱えており、非常に忙しいという。それにもかかわらず、他の裁判官に講義するために、講義準備をし、こうしてリハーサルまでして、どのように講義するかについて長時間にわたる検討を行っている。辻専門家の「この国を何とかしたいという素朴な責任感でしか、説明がつかないよね。」という言葉が頭に蘇った。

その席上では、出席者から様々な意見が出されていた。原専門家は、それを黙って聞いて、議論が落ち着いたところで、端的なアドバイスをしていた。決して自分の意見を押しつけない。「相手が自立できるように支援する」ということを実践されているのだろう。通訳が間に入ることもあり、相当の時間を要している。次回も、同じ講義についての検討をするという。弁論準備手続きの講義をするというだけで、これだけの時間をかけているのだ。忍耐と寛容、相手のことを心から考え、自立させていこうという気持ちを持っていないとできないことだろう。原専門家の姿を見て、日本が目指す法整備支援の形を見た思いだった。

(5) 11月17日の朝、見学及び法廷傍聴をするため、カンボジア特別法廷（ECCC）に向かった。ECCCは、ポル・ポト派が政権を担当していた1970年代後半に行われた虐殺や強制移住等の罪について、当時のポル・ポト派幹部を裁くための特別法廷である。ECCCは、カンボジア国内の裁判所の一つでありながら、外国人裁判官も加わる形で審理されている。カンボジア国内法と国際法のハイブリッド法廷とも言われる。

起訴されている被告人5名のうち、判決が確定しているのは被告人カン・ケク・イウ1人だけである。そして、被告人イエン・サリが2013年に死亡し、さらに、精神障害のために被告人イエン・シリトの公判が停止している。したがって、現在行われているのは、被告人ヌオン・チア及びキュー・サムファンの2名に対する審理ということになる。

様々な主張が出されている関係もあり、なかなか開廷できないでいるということだが、見学に行った日は、被告人キュー・サムファンに対する審理が行われていた。

ECCCの法廷は、元々軍の劇場を改装したものだそうで、舞台があったところが法廷となっており、客席だったところが傍聴席となっている。そのため、扇形に傍聴席が配置されており、あたかも観劇しているかのような錯覚に陥る。しかし、劇場と違うのは、法廷と傍聴席の間が大きな防弾ガラスで仕切られていることだろう。

物々しい雰囲気である。

傍聴席に入ると、被告人キュー・サムファンが陳述しているところだった。この陳述は、英語で同時通訳を聞くことができた。被告人キュー・サムファンは、自らの権利が守られるべきである旨主張しているようだ。数分の陳述の後、予定されていた午前中の審理が打ち切られた。どうやら、被告人キュー・サムファンの主張に対する裁判所の判断をするためらしい。

本来であれば見られた午前中の公判を見ることができなかったのは残念だが、滅多に開かれない法廷審理の様子を、少しだけでも傍聴できたのは得がたい機会だったとしか言いようがない。

公判傍聴後、ECCCの広報担当官のネスさんから説明を受ける機会を得た。

ネスさんからは、最初にECCCの理念について説明があった。そもそも、カンボジア国内でも、どうしてポル・ポト派の最高幹部しか訴追しないのか、他の責任者も含めて処罰すべきだという意見があるという。しかし、物理的に責任者全てを訴追するのは不可能である上、仮に多数の責任者を訴追することになれば、反発されて再び内戦状態になるおそれもある。もちろん、ポル・ポト派の誰も責任を負わないとすれば正義の実現が果たされない。そこで、ECCCは、ポル・ポト派の最高幹部のみを訴追することで、平和と正義の実現を目指しているのだという。そして、下位の責任者に対しては、ECCCの共同検察官が保証書を発行するという形で免責特権を付与した上で、最高幹部らの責任を問うための証言を求めているという。

さらに、ネスさんは、ECCCが「悲慘な記憶の継承」、「被害者・被害者遺族の保護・救済」といった役割を果たしていると教えてくれた。

ポル・ポト派が政権を担当していた時代を経験しているカンボジア人は、少なくとも家族の誰か1人を殺された経験があるという。もちろん、それは、思い出したくもないし、他人に話したくもない経験だろう。しかし、それでは、若い世代がそういう悲慘な過去を学ぶことができない。ECCCの審理を通して悲慘な記憶を継承し、同じような過ちを繰り返さないように学ばせていくのだという。

さらに、被害者・被害者遺族がECCCの法廷に参加するという形で、その保護・救済を図っていくことができるという。正確な制度がどのようなものかは分からなかったが、どうやら付帯私訴のような制度を使っているものと思われた。実際の法廷でも、検察官側と思われる席に多数の人が座っていたが、それが被害者・被害者遺族だったようだ。

ECCCの見学等を通して、遠い昔の話のように感じていた「ポル・ポト派の時代」

が、カンボジア人にとっては身近な問題なのだと分かった。カンボジア人が持つこうした感覚を知らないままで、「寄り添う」法整備支援をすることは難しいと思う。これは、どこの国でも一緒なはずで、改めて、支援対象国の歴史等を学ぶ重要性を認識させられた思いだった。

- (6) この日の午後は、王立法律経済大学内にある名古屋大学日本法教育研究センターで、学生達に講義を行うことになっていた。私を含めた研修員4人が「間接事実による立証」、残りの研修員2人が「不法行為」について、それぞれ講義を行う。事前に「日本語で講義してもらって構わない。」と言われており、パワーポイントのスライドも日本語で作成してきた。しかし、日本人相手でさえ、正確に伝えるのが難しい論点・内容である。うまく伝わるのか不安を感じていた。

しかし、こうした不安は、杞憂でしかなかった。学生達の日本語力は相当高いものがあり、熱心に講義を聴いてくれた。わずか2年～3年の勉強で、ここまで日本語を習得したのか、と驚くばかりである。これも、「この国をどうにかしたい」、「この国を良くしていきたい」という意欲の表れなのだと思う。

その日の夜、学生達と懇親会を行った。話を聞くと、それぞれが熱い希望を抱えていると分かる。「首相になりたい。」という思いを語ってくれた学生も2人いた。「この国を良くしていきたい」という思いが伝わってきた。こうした学生達がいる限り、カンボジアはさらに発展していくことができるだろうと感じた。そして、これも日本が法整備支援において地道に続けていた人材育成の成果の一つなのだと思うと、誇らしく、嬉しい気持ちになった。

もっとも、一方で課題も見えた。裁判官になりたいという将来の夢を語ってくれた際、自分の中の正義に従って判断できるか不安を感じていると言っていた学生がいたのだ。政治的圧力からの司法権の独立の確保や、汚職に対する意識の改革など、まだ解決しなければならない難問が根強く残っていると感じさせられた。

短期間での解決は難しい難問だと思う。しかし、法整備支援による地道な人材育成を続けることが重要であり、それにより、いずれ、カンボジア人自らの手で、そうした難問を解決するための構造的な改革、意識の改革を進めてくれるものと信じていたい。

- (7) 11月18日の午前中は、嶋貫専門家が担当している司法省のワーキンググループを見学させていただいた。民法の解釈について、説明レジュメを作成するというプロジェクトだという。

通訳を介して議論を進めており、非常に時間がかかる。しかし、嶋貫専門家も、答えを押しつけるようなやり方はしない。あくまで、議論の道筋を示すに止めてい

る。ここでもまた、「自立するための支援」が実践されていると分かった。

カンボジアの旧民法は、解釈の余地がない条文構成だったという。裁判官に対する不信が根底にあるフランス法の影響だろう。そのためか、このワーキンググループでも、解釈を一つに決めていこうという風潮が見られた。ある条文をめぐる、2つの解釈が成り立ちうることから、両説併記するという案に異論が出されたのだ。司法省の担当者は、「解釈は1つに決めた方が良い。」と言っていた。

しかし、嶋貫専門家は、ここで解釈を決めるのは相当ではない、実際に発生した事案に応じ、裁判官が解釈できる余地を残す方がいいのではないか、という趣旨のことを粘り強く説明していた。

こうした法解釈論について、旧民法に慣れた法律家から異論が出るのは当然のことなのだろう。しかし、説明レジュメの原案を作ったカンボジア人裁判官は、条文からどのように解釈できるか、そのメリットやデメリットは何かについて、しっかりと検討している様子だった。法をどのように解釈していくかという考え方が、少しずつではあるが醸成されつつあるのだろうと感じた。

そして、ここでも、分かりやすい説明レジュメにするにはどうするのか、という白熱した議論が展開されていた。参加者の、「この国をどうにかしたい」、「この国を良くしていきたい」という思いが伝わってくるようだった。

(8) その日の午後、プノンペン地方裁判所において、法廷を傍聴させてもらった。

刑事法廷かと思いきや、やっているのは離婚の裁判である。弁護士席には2人の男性が並んで座っているが、何もしない。傍聴席から当事者と思われる2人が呼ばれて、離婚を認め今後の結婚を許可する判決が下された。

それが終わると、今度は貸金返還請求の民事裁判が始まった。弁護士席に座っていた男性の1人が、大きな声で何事かを主張し始めた。もう1人の男性が、その主張に対して反論を始める。離婚事件の審理中に、全く関係ない別事件の弁護士が法廷に座っているという状況にも驚いたが、並んで座っているのに対立当事者の代理人だということにも驚いた。

この民事裁判が一段落すると、今度は他人のバイクを盗んだ事件の刑事裁判。家事、民事、刑事の区別もなく、立て続けに審理が行われていく。

次の事件では、被告人らしき3人が証言台に立たされて、いきなり防犯カメラ映像が流され始めた。違法駐車車両のせいで自動車が通行できない中、その違法駐車車両の運転手たちと、通行できなくて困っている男性が大声で口げんかをするという内容だ。刑事裁判にしては、起訴状の朗読・冒頭陳述等の手続きが一切ない。刑事訴訟法が日本とは違うせい、手続きを理解できないまま審理が進んでいく。予

審なのかもしれないと思うが、よく分からない。

この審理の終盤、傍聴席後方にいた男性が突然立ち上がって何かを話し始めた。どうやら、この事件の被害者のようで、意見を述べたいと言っているようだ。

このように、カンボジアの法廷は、混沌と進行していった。日本の整然とした法廷運営に慣れているせいか、圧倒される思いだったが、私は、この法廷傍聴を通じて、その国の法廷を見て、かつ、その実際の運用・様子を知ることが、本当に重要なことだと感じた。それは、こうした現場を見ないままに法整備支援に携わったとしても、生きた運用につなげられないと思ったからだ。法整備支援には、まず、その国のことを知ること。国内研修で教えていただいたことを実感した。

- (9) 国外研修最終日である 11 月 19 日の午前中は、王立司法学院における書記官セミナーの開講式及びカンボジア人裁判官による講義の様子を見学させていただいた。担当は、原専門家である。

この書記官セミナーは、各地方から書記官を集め、3 日間のカリキュラムで行われるということだったが、最終的には書記官全員に対する実施を目標としていて、同様のカリキュラムを繰り返し繰り返し行っているのだという。カンボジア人裁判官による講義については、原専門家が担当しているワーキンググループにおいて作り上げられたものだという。

こうして各地方を対象としたセミナーを実施していくことで、統一的な法の運用を目指すとともに、いずれは裁判官に対するセミナーにつなげていこうという目論見もあるのだろう。本当に息の長い支援が行われていると感じた。

- (10) 国外研修の最後に、独立行政法人国際協力機構（略称「JICA」）のカンボジア事務所に表敬訪問させていただいた。

カンボジア事務所は、1993 年に再開され、今年で 21 年目になる。カンボジア事務所では、経済基盤強化、社会開発促進、ガバナンス強化の 3 つを柱として支援に取り組んでおり、法整備支援もガバナンス強化の一環として行っているという。カンボジアにおいては、人材の育成が大きなポイントとなっており、初等教育への支援、理数科教育への支援等を実施しているとのことであった。やはり、ポル・ポト派が政権を担っていた時代の影響があり、能力の高い人材の層が薄いので、教育を含めた人材育成には長期間を要する見込みだと教えてもらった。

また、経済基盤強化の観点からは、南部経済街道と呼ばれるタイからプノンペンを経てベトナムに抜ける道路の整備を行って物流の円滑化を進めるとともに、投資関連法令、税制の整備を検討しているとのことだった。ハード・ソフト両面から整備を行うことで、カンボジア経済の発展を促す考えである。法整備支援は、経済基

盤強化の観点からも重要な意義を持っているということだ。

訪問の際に頂いたお話で印象に残っているのは、日本が支援した民法・民事訴訟法については、他の国の支援では行われていない「逐条解説の作成」という分厚いサポートが行われており、国際社会に誇るべきことだとおっしゃっていたことだ。まさに、日本の法整備支援の特徴とも言える「寄り添う」支援の表れであり、その誠実な支援が、国際的にも認められているということだろう。

このカンボジア事務所訪問は、これまでの長期専門家の方々の苦勞に思いを馳せるとともに、この国外研修で見せていただいた現在の長期専門家の方々の苦勞を思い返す場となった。

(11) こうして、1週間にわたる国外研修を終え、帰国の途に着いた。暑く、日差しの強いカンボジアでの滞在により、顔や腕が浅黒く焼けてしまったが、研修を通じて、法整備支援に携わりたいという思いにも火が点いた思いだった。

4 終わりに

本研修の概要と、そこで私が感じた思いを綴ってみたが、本研修を通じて、法整備支援の魅力を改めて感じるとともに、その難しさを理解できたように思う。

現地で見た法律家の方々や学生達の顔が忘れられない。そこには、「この国をどうにかしたい」、「この国を良くしていきたい」という思い、将来への希望が満ち溢れていた。これは、これまで言葉には尽くせない苦勞をしながら、法整備支援に携わってきた方々の思いと実績の賜物だと思う。

本研修の中で、「日本の法整備支援に対しては、時間がかかり過ぎるという批判がある」という話も聞いた。しかし、支援対象国が本当の意味で発展すること、現地の法律家の方々や学生達が「この国を良くしていきたい」という希望を持てること、それが大事なのではないだろうか。日本の「寄り添う」法整備支援は、確かに時間がかかる。しかし、そこから得られるものは大きいし、成果が着実に表れていると感じた研修だった。そして、松並部長がおっしゃっていた、長期専門家として勤務するために必要な能力についても、国外研修を通じて実感できた。近い将来、そうした能力を高めていきながら、自ら法整備支援に携わり、よりよい国を作ろうと頑張る方々と一緒に頑張っていきたいと思わずにはいられなかった。

今回の研修が、これほど実りのある有意義なものとなったのは、本研修の引率をしていただいた塚部貴子教官、中村秀逸専門官の人柄とご尽力の賜物であると思う。また、忙しい職務の合間を縫って研修を実施していただいた国際協力部の皆様、辻専門家を始め、カンボジアでの研修においてお世話になった長期専門家の方々にも、心か

ら感謝を申し上げたい。そして、カンボジアの方々が親切に研修をサポートしてくれたのは、これまで法整備支援に携わってこられた諸先輩方のおかげであると感じている。心から敬意を表するとともに、御礼を申し上げたい。

最後に、本研修を、人柄に優れ、能力・識見共に高い研修員の皆様とともに受講することができたのは、本当に幸甚なことであった。この場を借りて御礼を申し上げて、本稿を終えることとしたい。

平成 26 年度国際協力人材育成研修に参加して

大阪高等検察庁検察事務官 中村 芙有子

1 はじめに

「法務省が今後も開発途上国に対する法制度整備支援活動を適切に推進していくためには、これに携わる人材を計画的に育成する必要があることから、将来、法制度整備支援活動に携わりたいとの希望を有する法務・検察職員を対象に、短期間の研修を実施するものである。・・・」

これは、平成 26 年 11 月 11 日から同月 21 日までの間、私が参加させていただいた「平成 26 年度国際協力人材育成研修」の実施趣旨です。

実は余り読んでおらず、私が注目したのは「国外研修カンボジア王国」の文字。一度行って見たかったカンボジアに吸い寄せられるように本研修を希望し、幸運にも参加する機会を得たのでした。本研修を実施する法務総合研究所国際協力部の予備知識もほとんどなく、法制度整備支援活動を理解できていない中で、本研修をスタートさせてしまったことを、今は大変恥ずかしく思い後悔しています。本研修は、すばらしく刺激にあふれた有意義なものでした。

ここは逆手に取って、本稿では、国際協力部の基礎知識がない方々でも、国際協力部が何をしているのか、どんな機関であるのかが分かるように、さらに、その先に広がる法制度整備支援の現状、また、世界の多様性と私たち法務・検察職員の可能性を感じてもらえるように述べていきたいと思います。既に一定の基礎知識があつて、もっと詳細で専門的な内容が知りたいという方には、他の研修員のレポートを読まれることをお勧めします。

2 国内研修

(1) 法制度整備支援とは？

まずは、法務省における法制度整備支援の概要について、法務総合研究所国際協力部（以下「ICD」という。）の塚部教官から講義をしていただきました。日本では、国・大学・個人団体が法制度整備支援を行っており、国の法制度整備支援は、国際貢献のために設立されている政府開発援助（以下「ODA」という。）の予算によって、独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）を通じて行われています。JICA の支援は、二国間援助（技術協力、無償資金協力、有償資金協力）と国際機関への出資の 2 つに分類されますが、この二国間援助の技術協力の例として、「牛を育てる」、「教育を改善する」等があり、これらと同じベクトル上に、「法律を作る」、「法律家を育てる」という協力形態があります。これが日本の国家活動としての法制度整備支援です。さ

らに、この国家活動としての法制度整備支援には、法務省によるもの、金融庁によるもの、特許庁によるものなどがありますが、法務省による法制度整備支援は、民法、民事訴訟法などの基本法を始めとする法務省所管法令の整備や法曹人材育成に集約されます。

国連アジア極東犯罪防止研修所が、犯罪防止や刑事司法における国際協力を目的としていることと比較すると、ICDが民事の分野を中心とした国際協力を目的としていることが分かります。

では、具体的にどのように事業が展開されているかという点、JICAは受入機関（政府機関、民間団体、企業等）に事業を委託し、現地の方に対し日本での研修（本邦研修）の機会を提供すると同時に、現地で活動する長期専門家を派遣する予算を提供します。これを受けて法務省は日本での研修（本邦研修）の機会を提供すると同時に、現地で活動する長期専門家（検察官出身者、裁判官出身者など）を派遣しています。検察官出身の長期専門家は、ICD教官を経て派遣される方が多いようです。

さて、過去には日本もODAによる援助を受けていました。その後、置かれている立場が変わった日本は、ODAによる国際社会への貢献の一形態として法制度整備支援を行うようになり現在に至っていますが、ODAに税金を投入する以上、その理由付けやメリットが求められます。それは、日本企業が投資するマーケットを法律面から整備するという直接的効果と、それに伴う相手国との良好な関係の構築・維持といった反射的効果、さらには、相手国をサポートすることによる国際社会での日本のプレゼンス強化といったものなどが挙げられます。そして、2013年安倍内閣では、法制度整備支援に関する基本方針が改定され、より日本の経済的利益が重視されるような指針が加わりました。政府の意向を直接的に反映する法制度整備支援の世界においては、常に国民への説明責任を意識し、かつ、世界の情勢や価値観の変遷に敏感に対応していく熱意とその能力が必要であることを痛感しました。

(2) 各国法制度整備支援の概要

次に、現在ICDが行っている各国に対する法制度整備支援について、1か国ずつ概要を説明していただきました。

感じたのは、実施した各プロジェクトについて、その都度、効果と問題点を検証した上、より良い支援を行おうと地道に支援内容を変遷させていったことです。例えば、我が国の法制度整備支援の先駆けであるベトナムについては、1996年にJICAによる支援プロジェクト（フェーズ1）が始まった際は、同国の司法省を支援対象機関として1名の長期専門家を派遣し日常的なアドバイスをしつつ、立法能力向上のための研修を実施するに過ぎませんでした。そこからフェーズを重ねる度に、支援対象機関が

裁判所や検察院，弁護士連合会に広がり，活動内容も改正民法の起草，各種研究会の実施，マニュアル作成などに及び，派遣長期専門家の人員も増えていったそうです。フェーズごとに成果と課題を生み出し，正に一步ずつ前に進んでいく様子が分かりました。そして，支援が充実してきた今なお，今後いかに対等なパートナーの関係に移行していくかといった出口戦略の模索という新たな課題が待っています。

また，各国の特色の違いに応じた法制度整備支援の在り方にも驚きました。①ラオスでは，法律実務家の能力不足を解消するためにモデル教材開発による人材育成強化プロジェクトが進められています。②比較的安定した国家体制を持っていたネパールでは，古い法制度からの脱却のため裁判所の機能強化が求められています。③天然資源が豊富で若年層が多い「最後の楽園」ミャンマーでは，民政移管されてまだ間もなく政権・政策の予測が困難であると同時に，民主化を進めるに当たって軍の影響からの脱却が喫緊の課題です。④近年急速な発展を遂げ海外企業の進出も多いインドネシアでは，投資関係法制の優先整備により基本法の整備が十分でなく，関係法令同士の連結も不十分であるため，これらに起因した上訴による未済件数が増加し，それに伴って裁判の公正が害されている実情にあり，これらを解消するための支援が必要です。⑤元ポルトガル領で，インドネシアによる事実上の支配を経て2002年独立した東ティモールは，各統治時代に応じた適用法の変遷，世代間での使用言語の違い等の構造上の複雑さを持つ上，ポルトガル語圏とつながりが強いことから日本が支援する意味付けが難しいところです。そして，⑥今回訪問するカンボジアは，1975年～79年ポル・ポト派を中心とするカンボジア共産党（いわゆるクメール・ルージュ）による大虐殺とその後90年代まで続いた内戦のため，現在でも人材不足（法律家が数百人から8人までに減った。）は解消されておらず，これが法制度整備支援にも影響しています。このように様々な歴史的，政治的背景を持つ各国の事情を踏まえた上，逐語翻訳通訳の手間を惜しまず各国の母国語を大切に，各国に寄り添う法制度整備支援が続けられており，これまでICDに携わってきた方々の惜しみない努力を感じました。

(3) ICD 部長，副部長からのお言葉，国際協力専門官の役割・業務について

ICD 松並部長からは教官の資質について講話をしていただきました。教官に求められる力は，ふだんから問題意識を持っていれば身に付くし，急に身に付くものでもないというお言葉が大変胸に響き，教官候補生に限らずとも，常に好奇心を持ち視野を広げていく自己研さんの必要性を感じさせられました。

次に，ICD 柴田副部長から，長期専門家の仕事について講義をしていただきました。長期専門家としてカンボジアに派遣された経歴をお持ちの副部長ならではの，カンボジア滞在に当たっての注意点や参考事項（交通量やひったくりが多いプノンペンの街

歩きに対する注意喚起から、ドリアンは美味しい、中に穴が空いている氷は安全でお腹を壊しにくいといったアドバイスまで。)に始まり、現地での体験や、法制度整備支援について思うことを話していただいた中で、印象に残ったのは、「文化が違えど喜怒哀楽を共有できる」という言葉と、「文化・価値観の違いはある」という言葉です。例えば、イスラム圏で、レイプの立証には当事者以外に成人男性2名の証言が必要であり、立証できなければ逆に被害者側が虚偽告訴罪に問われる地域があるそうです。圧倒的な文化・価値観の違いを感じさせられますが、価値観が違うからといって極端に諦めたり、逆に喜怒哀楽を共有できるからといって変に過信したりすることなく、この現状を受け止め、できることから始めることの重要性に気付かされました。

そして、検察事務官出身の小林統括及び堀専門官から、国際協力専門官の役割・業務についての講義がありました。教官と専門官の関係は完全なパートナーであり、検察官と検察事務官の関係とは少し異なること、また、本邦研修や海外出張を実施する際のタイムスケジュール例から、デッドライン共有の重要性とスケジュール管理における御苦労がうかがえました。幾ら高い理想を抱いて出張を計画しても、公用旅券や航空券が間に合わないと意味がありません。お二人のお話からは、国際協力専門官としての責務とプライドを感じました。

3 国外研修

国内研修で多くの知識を得た私たちは、いよいよカンボジアに旅立ちました。平成26年11月14日から同月19日までの滞在期間を、時系列で順を追って御紹介したいところですが、訪問する先々で余りに多くのことを感じ考えさせられたため、特に強く感じたことを述べていきたいと思えます。

(1) 現地プロジェクト事務所にて

私たちがカンボジアで一番多くの時間を過ごしたのが、司法省に隣接する JICA プロジェクト事務所です。同事務所には4名の専門家（検察官出身者、裁判官出身者、弁護士出身者及び業務調整専門家）と7名ほどの現地スタッフ（通訳含む。）がおられました。民法・民事訴訟法の起草支援から始まったカンボジア法制度整備支援ですが、民法・民事訴訟法は既に成立し、現在は、これらの普及活動や法曹関係者の人材育成に主眼が置かれています。これらの目標に対し、各専門家は現地法曹関係者等とワーキンググループを組み、現地での各種セミナーの開催実施に向けて動いています。

ア Food 問題

今年から、年に20回、全国に600人いる裁判所書記官を順次1か所に集め実施する書記官セミナーが開催されています。画期的で好評を得ているこの取組ですが、

書記官たちから料理が少ないとの苦情が出たそうです。実は料理長は自分の信念で環境等に配慮し残飯が出ないように量を少なめに作っており、お腹いっぱいになりたい書記官の希望とは相反していました。対応策の1つとして、店（料理長）を替えるという選択肢がありますが、JICAとの契約上、書類の整った店でなければ契約できず、残念ながら、カンボジアに多い小さな店はほとんどが税金滞納等の問題を抱えていて契約できないという実情がありました。そこで、もう1つの選択肢、つまり料理長を何とか説得し、料理の量を増やしてもらい解決したとのこと。いざ解決してしまえばささいなことにも思えますが、解決できなければ来年以降書記官セミナーが続かないといった最悪の事態も考えられました。

イ ODA 評価団面談

私たちが JICA プロジェクト事務所にいるときに、ちょうど ODA 評価団が面談に来られ、その模様を見学させていただきました。

評価団からはプロジェクトを進める上での支障等について質問がありました。日本の法制度整備支援は、現地の主体性の尊重、また長期的な人材育成の点から評価が高く、他方、できあがった法律を渡すだけの支援実施機関もある中、日本は隣と一緒に考えてくれると現地の方から好評のようです。だからこそ、プロジェクトの規模拡大も視野に入れた質問のように見受けられました。ただ、日本の法制度整備支援は、各関係機関がバラバラに支援しているため、オールジャパンとしての包括的な支援が得られるよう模索しているのだと思いますが、評価団としては、現場からの意見が聞きたいようで、少し要望の厳しいところもありました。

現地プロジェクト事務所は、限られたスタッフの中、Food 問題のような現地最前線の問題を解決しながら ODA 評価団に問われた今後の法支援の在り方等の問題意識を保つという大きな視点までが求められており、少数精鋭で幅広い守備範囲を押さえていく必要性とその難しさを感じました。

(2) カンボジアという国

王立司法学院（以下「RAJP」という。）で行われている書記官セミナーを実際に見せていただきました。この RAJP は、裁判官や検察官になる人の養成学校ですが、実は、将来裁判官か検察官のどちらになるかはくじ引で決まるそうです。私たちが見学させていただいたときのテーマは「送達」。カンボジアには住所がなく、郵便制度もないので、書記官が、訴訟書類を持参し送達しますが、居場所が分からないときには市長のところに行き場所を確認したりするそうです。セミナーが行われている教室では、書記官たちがスマートフォンで記念写真を撮っており、最新の機器が世界から入ってきている一方で、原始的に思える郵便システムがないというところにひどく違和感を

覚えました。

また、プノンペン地裁に裁判傍聴に行ったときには、裁判所1階の駐車場の横、誰でも接触可能なところに仮監らしきものがむき出しになっていたこと、また、民事・刑事の裁判が余り区別されておらず、同じ法廷、同じ裁判官により五月雨式になされている（裁判官が弁護人にこれは民事ですか刑事ですかと聞く場面もありました。）ことに驚きました。また、ある刑事裁判で防犯カメラの証拠映像が流されていたのですが、映像を見終わっても、研修員一同、誰も罪名が分からず、さらに、被告席になぜか3人が並び、被害者と思われる人がいきなり傍聴席から割り込んで裁判に参加するシーンも見られました。このように、日本の法廷とは全く違い、秩序が確立されておらず現場は混乱しているように見え、カンボジアのやるべき課題の多さを実感しました。

(3) カンボジア特別法廷（ECCC）の理念と目的

カンボジア特別法廷（以下「ECCC」という。）は、先述したクメール・ルージュ政権下で起こった虐殺等の重大な犯罪について、政権の上級指導者・責任者を裁くために2003年に設立された裁判所で、第1ケース（2008年～2012年）では強制収容所所長が最高刑である終身刑判決を受けました。現在は、第2ケース（2010年～）が進行中で、今後も第3、4ケースが計画されています。今回の訪問では、たまたま開廷日に当たり（次回開廷日は1か月後）、幸運にもヒアリングを傍聴することができました。

傍聴後、広報担当者から、ECCCの理念と目的の説明がありました。ECCCの理念は平和と正義の実現であり、正義を貫くことで再び内戦を誘発しないようにバランスを取りながら進めていること、また、ECCCの一番の目的は、記憶の継承であるとおっしゃったことが大変印象的でした。ECCCは目撃証言で成り立っており、第1ケースでは強制収容所の被害者等約90名が参加したとのこと。不幸な歴史を繰り返さないように時代を超えて記憶を継承していくことが必要で、日本と一緒にだと説明されていました。私はこの話を聞くまでは、とても単純に、ECCCでは当然裁かれるべき人たちが一般刑事裁判の延長上で裁きを受けていると思っていましたが、その真の目的やその理念の独自性を知り、予算も時間もかかる中でこの裁判を続行する意味を強く感じ、今後実現が危ぶまれている第3、4ケースの行方も注意して見守っていきたいと思いました。

(4) カンボジア人とその将来性

今回の研修では、カンボジア王立法経大学に併設された名古屋大学日本法教育研究センターで学ぶ現地の学生に対し、日本語で日本法について講義を行うというカリキュラムがありました。19歳～20歳の学生たちは、ふだんから日本語で日本法の勉強を

しています。机上にあるポケット六法も日本語です。講義を受ける様子は大変熱心かつ意欲的で、最初から最後まで日本語が使われていました。講義後、学生たちとの懇親会を設けていただきましたが、そのときに感じたのが、学生たちの日本語の流ちょうさ、どんどん話しかけてくる積極性、能力試験や論文作成で忙しそうな中であって将来の夢を話すときの目の輝きです。皆がカンボジアの首相や裁判官、外交官など、国に貢献するという高い目標を掲げて懸命に取り組んでいる様が伝わり、若い力、良い人材がどんどん育ってきていると感じました。

また、JICA プロジェクト事務所の現地スタッフの方々と意見交換をする機会もありましたが、そのときにも同じことを感じました。皆さん、専門用語までカバーした日本語や英語、パソコン能力等、様々なことに精通しており、加えてその皆さんが向上心を持ち続けていることを知り、大変感銘を受けました。人材不足が課題とされているカンボジアですが、優秀な人材は着実に育ってきていることが実感できました。

最終日には、JICA カンボジア事務所を表敬訪問させていただきました。事務所の所長、次長及び担当者から JICA カンボジア支援の歴史や取組、難しかった点や課題を伺う中で、汚職の話が出ました。カンボジアは最低賃金が月 100 ドルで ASEAN 最低レベルのため、皆副業を持ちやりくりをしており、その中で汚職も自然と発生してしまうとのことでした。国内研修時に、ICD 柴田副部長から、火事になり消防車が来てもお金を払わないと火も消してもらえないといったことが起こり得ると聞いていましたが、今年、高校卒業試験で事前に試験問題を漏らさない等のカンニング対策を強化したら、合格率が 87% から 26% まで下がったという事態が実際に起こったそうです。日本では考えられないことですが、JICA カンボジア事務所の方の言葉を借りるなら、カンボジアでは“イノセント”に汚職が起こっており、前述の将来裁判官等になりたいと語る学生たちですら、汚職がはびこる現状を仕方ないと受け入れてしまっています。実直で几帳面なキャラクターを持つカンボジア人に思いを巡らせたとき、リーダーや社会構造などの持って行き方次第で大きく成果が異なることが想像されることから、今後制度をまず確立し、その後も実行性を担保していくことの重要性を感じました。

4 最後に

今回知らないことが多過ぎました。国内国外で得た知識や感じたことは全てが刺激的で、それまでの価値観が揺さぶられたように思います。果たして検察事務官である私が本研修で得たものをどのように還元していくことができるかは今はまだ不明ですが、本研修に参加させていただいたことは間違いなく今後の財産となりました。将来、

国際協力の仕事に携わる機会があれば、この経験を最大限にいかせるように、今後も更なる自己研さんに励みたいと思います。

一緒に研修に参加した研修員の皆様からもたくさんの刺激を頂きました。この場を借りてお礼を申し上げます。そして、ミャンマーの本邦研修でお忙しい中、貴重な講義を聴かせてくださったICDの皆様、自宅マンションへ招く等この研修を盛り上げてくださった辻専門家ほか現地プロジェクト事務所の皆様、まとまりのない私たち研修員をしっかりと引率してくださった塚部教官と中村専門官、本研修をサポートしてくださった皆様が誰一人が欠けてもこのかけがえのない経験は得られなかったと思います。心より感謝しております。最後になりましたが、忙しい最中、本研修に快く送り出してくださった大阪高等検察庁の皆様にご心からお礼と感謝を申し上げます。本稿を終わらせていただきたいと思います。

～ 国際協力の現場から ～

法務総合研究所総務企画部国際協力事務部門 統括国際協力専門官
小林 宏 治

はじめに

私が国際協力事務部門の統括国際協力専門官として配置されてから早や2年が経とうとしております。この間、ミャンマーへの支援プロジェクトが始まったほか、インドネシアへの法整備支援プロジェクト化が軌道にのり、新たに Bangladesh の調査を開始するなど、従前から国際協力部（以下「ICD」という。）が実施しているベトナム、カンボジア、ラオスをはじめとする支援対象国に対する事業を展開しながら、多くの出来事に接してきました。それらの内容については、本号までの ICD NEWS に掲載され、または、今後掲載されることになるでしょうから、御一読いただければと思います。

また、ICD では、創部当時から関係機関の協力を得ながら法整備支援についてプレゼンスを高める活動に力点を置き、各種講演・講義を通じて ICD の業務内容等を説明しているほか、ホームページや広報媒体を利用し、また、本書はもとより専門誌や機関誌に ICD の活動報告及びその実績・成果を掲載するなどして取り組んで参りました。～ちなみに今年度ホームページをリニューアルし、より見やすく分かりやすいものにしたので、是非一度法務省ホームページ内の ICD のリンクにアクセスしてみてください。～

これまでの広報活動により、法整備支援の知名度があがったことはもちろんで、法整備支援という形で国際協力に関わっていただく方々の裾野が広がっているのではないかと自負しております。そして、これらは法務省内においても、修習生時代や検事任官後も研修等の場を借りて、ICD の活動を講義したり広報したりしてきたことを通じ、ICD を希望する検事が増えていることから窺えます。

一方、ICD 専門官室に配置される職員は、国家公務員試験等を経て、検察庁、法務局及び矯正官署の各現場で採用された事務官であり、採用後に ICD の業務を見知りする機会があった者は多いとは言えません。そのため、何らかの機会に法整備支援に興味を持った者を除き、ICD を希望する者はごく限られている状況です。

ICD NEWS は法務省内にも配布しており、相当数の方に読んでいただいているとは思いますが、事務官にとってはそもそも縁が薄い上、語学力がなくては務まらないとか、あまり知らない世界だから思い切って希望しづらいといった感想を持っているのではないかと考えます。

そこで、今回、本誌のこのコラムを担当することになったことから、何を書こうかと悩んでいたところ、事務部門全体を統括する立場で各国の研修等を直接担当することがなかった上、海外出張にも行く機会を得ましたが、取り立てて御紹介できるようなイベントもなく、過去の当コラムの二番煎じになりそうなことから、この際、この場を借りて、実際に専門官は何をやっているの？どんな苦労があるの？といったことをごく一部ですが紹介し、法務省内はもとより、本誌をお読みいただいた方々に日頃の専門官の業務に少し関心を持っていただければと思いキーボードを叩きたいと思いません。

専門官の業務

御承知のとおり、ICD は法務省法務総合研究所に所属し、大阪に所在しており、部長・副部長を含めた教官と専門官が配置されています。専門官は、語学アドバイザーとともに大部屋で勤務しており、これを専門官室と呼んでいます。

そして、ICD は大阪に位置する法総研の一部門ですので、支部とか出張所等といった出先機関のイメージをもっていただければと思います。したがって、一般の企業などと同様 ICD 内に庶務・人事・会計を担当する部門がありますし、予算も ICD に割り当てられ、執行計画を立てて執行することになっています。

専門官室では、現在、担当業務を庶務・経理部門と研修・企画部門に分け、それぞれに事務担当統括を配置して処理する体制となっています。

しかし、研修や現地セミナーは基本的には全員が担当するように割当て、各人1回は研修等の担当をすることとしております。また、外国から大臣級の人物を招くような招へいや研修、それから毎年実施している法整備支援連絡会は ICD を挙げての行事となりますので、全員が何らかの用務に関わります。

ICD では研修やセミナーなどの実施に加え、現地調査や打合せ等で国内外を問わず出張する機会がここ数年で大幅に増えており、それに付随する手続や手配の業務も増えております。専門官は研修等の実施に必要な事務をこなす傍ら、付随業務の処理に当たっており、ある程度分業化しないと処理が追いつかない状況です。

例えば、職員が海外出張する場合は公用パスポートの申請手続や航空券の手配、宿泊するホテルの選定から現地での通訳人・移動手段の確保、現地機関等へのアポ入れの手配及び出張旅費の請求など様々な手続が発生します。これを研修担当の専門官一人で何から何までこなすのは時間的にも無駄が多いことから、旅券やビザの手配・旅費の請求は庶務・経理担当が専従で行い、その他出張用務をどのような段取りで実施していくかなどについては研修担当専門官が出張者本人と相談しながら行うこととしております。出張が決まってから実際の出張まで期間が短い場合などは本当に冷や汗もので、旅券やビザの発給が間に合うのかどうか、最後まで心配でなりません。先日も時間的に十分余裕をもって3名分のビザを申請したのに、1名分だけ直前になっても出ない状況（他の2名は1週間前に出ている。）となりました。担当専門官が仲介していただいている業者に問い合わせても、今日はお出なかったとの回答のみで要領を得ず、出発2日前になってようやく発給されたと連絡があり、職員皆で胸をなでおろしたことがありました。～結局、理由はよく分かりませんでした。～

また、近年は、研修などを東京と大阪で同時に開催することも増え、例えば大阪とある国の研修を実施しながら、東京では他の国の幹部を招へいして共同研究を行うこともよくあります。そこに海外出張が重なるなどするとICD本体が開店休業状態となることがあります。昨年秋にも、こういった行事が重なり、ICDに部長以下4名しかいないといったことがありました。幸いこのときは何も事件は起こらなかったのですが、得てしてこんなときに限り、至急の照会案件や、トラブルが発生したりしてバタバタするものです。

法整備支援連絡会

御存じのとおり、毎年1月半ば過ぎに行われるICDにとって年に一度の大事業です。今年は1月23日（金）に実施しましたが、創部当初から、会議等の専門業者に頼らず職員総出で会議を運営する手作り感満載の国際会議であります。ホームページなどで参加者を広く募集するオープンな会議であり参加される方々も老若男女問わず、高名な各方面の先生方から企業の方や学生さんなど広範囲にわたり、また、アジア地域の留学生からも応募いただいたりして多国籍の方々に御参加いただいております。

そこでは司会進行や会議出席している教官等を横目に、インカムを装着した専門官が、専門業者かSPよろしく受付から会議室への案内、テレビ会議モニターのカメラワークにマイクの調整、写真撮影や昼食会場の設営等様々な業務をこなしております。

私は統括する立場から専門官室で電話当番をしながら、会場モニターを凝視し、インカムを聞きながら全体がスムーズに流れるように時折口を挟む程度ですが、現場に

いる専門官は、「1階受付〇〇です。▲▲様が来られました。足がお悪いようなのでエレベーターで上がられます。どうぞ。」「2階××です。了解しました。席までご案内します。」などとやり取りをしながら、円滑な会議運営に努めております。ことに今年度は定員を大幅に上回る参加者が得られたことから、会議に不都合が生じないようにと細心の注意を払って取り組みました。行き届かぬところもあったかも知れませんが、運営面での大きなトラブルはなく、会議自体も充実した内容で盛況に終わることが出来ました。会議終了後、出席者から良い会議であったという感想と共に我々スタッフにねぎらいの言葉をいただく場面もありました。いくら内容の良いものでもトラブルが発生するなどして会議自体がうまく進行しないとその印象が深く残ります。こういった言葉はある意味専門官冥利に尽きる部分でもあります。

これも国際協力の現場？

とりとめもなく専門官の行っている業務の一部について、御紹介させていただきましたが、これらは、特段専門的な知識や技能のいるものではなく、ある程度経験すれば問題なく処理できる業務です。我々専門官はこういった業務の経験を繰り返し、法整備支援に関わりを持ち、自信を深めつつ国際協力に関与できるように成長するのではないかと思います。

そして、研修・セミナーや現地調査等で、対象国の方々と協議する機会があった場合にも、相手側の意向にどのように応えていくことが出来るかなどを検討するとき、専門官としての経験や知識を活かし、教官や専門家等と違う目線で見ることによって役に立つ場面があると思っています。

御紹介した専門官の業務は直接的なものではありませんが、法整備支援のためには欠かせないものであり、専門官の働く専門官室もやはり国際協力の現場と言えるのではないのでしょうか。我々専門官はこの現場仕事に誇りと責任を持って取り組むとともに、声を大にしてアピールし、専門官候補者の裾野を広げていきたいと考えております。

－ 編 集 後 記 －

本号が皆様のお手元に届くのは、寒さも和らぎ、少しずつ春の訪れを感じられる頃でしょうか。

2014年の4月に国際協力部に配属されてから一年が経ち、法制度整備支援という広大かつ多岐にわたる活動が、ほんの一端ではありますが、ようやく見えてきたように感じています。この1年間の経験をいかしつつも、当初の新鮮な気持ちを忘れることなく、引き続き業務に邁進したいと思います。

さて、本号の「巻頭言」は、法務省特別顧問の横田洋三様から御寄稿いただきました。2019年に創立100周年を迎えるILOにおいて、ILO専門家委員会の委員を務められた御経験を踏まえ、ILOがなぜ100年近くにわたって継続し発展してきたのかを御説明いただいております。ILOによる関係国との対話を重視した柔軟性のある支援の仕組みは、今後の法制度整備支援の在り方を考える上で、示唆に富んだ貴重な内容となっています。

「特集」としては、塚部教官から、慶應義塾大学で実施されたシンポジウム「アジアのための国際協力 in 法分野 2014」を紹介しています。

2014年5月のキックオフセミナー、8月に名古屋大学で実施されたサマースクールを経た上で、本シンポジウムにおいては、これまでの研究の成果を学生が発表し、参加者同士で熱心な討論が交されました。プレゼン資料からも、学生の皆さんの法整備支援活動への熱い思いを感じることができます。

「出張報告」として、須田教官による「米国出張報告（Law, Justice and Development Week 2014 参加）」、野瀬教官及び渡部教官による「欧州の法整備支援の動向等に関する現地調査報告」の2本を掲載しています。

いわゆる「ポスト2015開発アジェンダ」の内容が活発に議論される中、第16回法整備支援連絡会のテーマを「ポスト2015時代の法整備支援」と設定し、当部では、連絡会の実施に先駆け、各国・機関の法制度整備支援の取組を調査してきました。

第16回法整備支援連絡会の詳細については、特集記事として次号にて御紹介する予定です。

「国際研修」として、渡部教官による「第15回日韓パートナーシップ共同研究（韓

国セッション)」, 野瀬教官による「第5回カンボジア民法・民事訴訟法普及支援本邦研修」, 横幕教官による「ミャンマー法整備支援プロジェクト第2回本邦研修」, 内山教官による「第3回ネパール裁判所能力強化プロジェクト本邦研修」の計4本の報告を掲載しています。

「第15回日韓パートナーシップ共同研究(韓国セッション)」については, 私が担当した初めての海外出張ということもあり, 非常に思い出の強い研修の一つです。

本研究は法制度整備支援とは異なり, 両国の研究員が相互に知識を深め, 両国制度の発展及び実務の改善に役立てるとともに, 両国間のパートナーシップを醸成することを目的として実施しています。大韓民国の登記制度は日本における登記制度を参考として設計されたと言われてはいますが, 他方, 行政におけるIT技術の導入については, 大韓民国は先進的な設備・システムを数多く有しています。同様に行政へのIT技術導入が推進されている日本の研究員にとって, 発見と驚きの多い研究であったと思われます。

引き続き本研究がより深化し, 両国制度がますます発展することが期待されます。

「国際研究」においては, 渡部教官による「東ティモール共同法制研究」, 甲斐教官による「インドネシア最高裁判所少額訴訟制度等研究」の2本を紹介しています。

「活動報告」では, 塚部教官による「平成26年度国際協力人材育成研修」, 小林統括国際協力専門官による「国際協力の現場から」の2本を掲載しています。

「国際協力の現場から」では, ふだん余りスポットの当たることのない国際協力専門官の業務について紹介しています。私も思いがけず国際協力部に配属された一人ですが, 毎日が新鮮さと驚きの連続であり, 貴重な経験をしているのだと日々感じています。少しでも国際協力部の業務に興味がある事務官の方は, ぜひ配属を希望していただきたいと思います。

最後になりましたが, お忙しい中御寄稿いただきました皆様には厚く御礼申し上げます。

関係者各位におかれましては, 今後とも更なる御協力を賜りますようお願い申し上げます。

国際協力専門官 若生 耕介